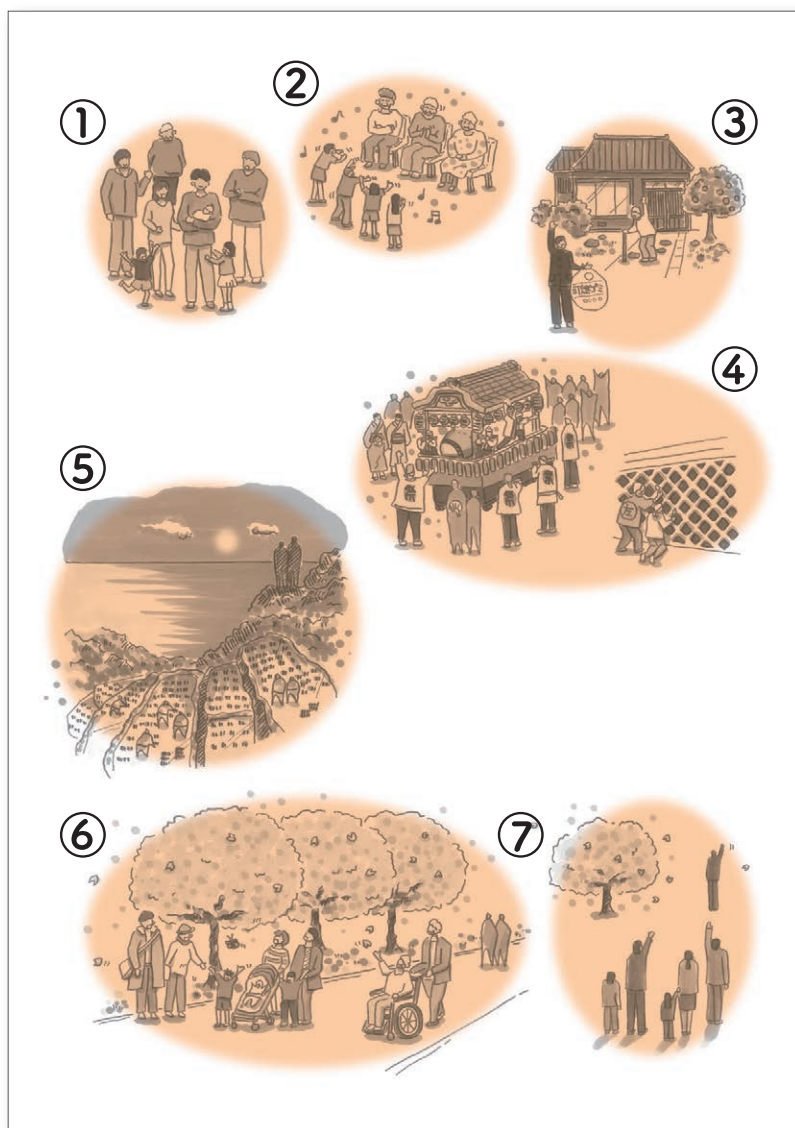




第6次 松崎町総合計画

ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる
～コンパッションタウン松崎～





表紙イラスト解説

1. 生を喜ぶ
2. 地域で支える子育て、老後
3. 地域で助け合う
4. 伝統の維持・継承
5. 地域の自然
6. 地域に集い支え合う人々
7. それぞれの別れ

表紙のイラストは、松崎町の目指す、
「困難な課題を分かち合い、お互いに助け合うまち」
（コンパッションタウン）を表現しています。

ごあいさつ



松崎町は、西は駿河湾に臨み、東には天城山系の山々を配し、世界ジオパークにも認定された豊かな大自然と、海運が盛んであった時代には、風待ち港として多くの人、物、文化の交流によって栄えた歴史があります。

戦後の高度成長期に入ると、伊豆は観光地としてその名を全国に轟かせ、たくさんの観光客を迎え入れ、人口も増え、経済も成長し、活気に満ちあふれていました。しかし、平成の時代に入ると、バブル崩壊やリーマンショックによる景気の低迷が続くと、人口も活気も大都市へ吸い込まれていくように失われてきました。それに伴い社会の中で個人の権利や欲望が主張され、利己の考えが多く見られるようになりました。最近では、新型コロナウイルス感染症により、さらなる分断が進むことにより、人として生きていく上で大切なものが失われてきました。令和の新時代を迎え、松崎町の将来を考えるにあたり、先人からの歴史、文化を次世代に引き継ぐためには、松崎町民の持つ力を合わせ、寄り添い、支え合う地域づくりを進めて行く必要があります。

まちづくりの方向性として目指す将来像は「ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる」としています。これから訪れる不確実で不安定な社会において、柔軟に対応できるように、人々の行動、意識、価値観などを変容させることが大切です。SDGsの目標でもある「誰一人取り残さない」社会づくりを進め、町を取り巻く多くの課題に積極果敢に取り組み、町民をはじめ松崎町に関わる皆様と共に、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたりまして、ご意見ご提案をいただきました松崎町総合計画委員会の皆様をはじめ、2030松崎プロジェクト、町政懇談会への参加者、アンケート、ワークショップ、パブリックコメントなどにご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

松崎町長

深澤準弥

目次

第1部 第6次松崎町総合計画について 1

1 なぜ総合計画を立てるのか	3
2 総合計画の概略	4
3 基本姿勢～わたしたちの視点と方法	5
I 松崎の恵みと誇り～まちの“よさ”を大切に守る ～花とロマンの里～	5
II バックカスティング～“未来”を見すえて歩む	6
III 対話～多様な住民の声に耳を傾ける	7
IV 2030松崎プロジェクトとの連携～地域内外の多様な人たちとともに	9
V チャレンジのキーワード～危機をチャンスに変える	11

第2部 基本構想 15

1 将来像	19
2 5つの基本理念	20
3 基本理念の展開	21
4 計画を進める推進力	22
5 重点施策	23
6 施策の体系と基本理念の関係	26
7 施策の大綱	28
I だれ一人取り残さない、支え合いのまちづくり(危機管理、福祉・保健分野)	28
II だれもが夢を育み、実現できるまちづくり(子育て・教育・文化分野)	30
III 地域に根付いた産業が生まれ、経済がにぎわうまちづくり(産業振興分野)	32
IV 豊かな社会・自然環境を次代へつなぐ、持続可能なまちづくり(環境分野)	33
V コンパッションを共有し、“きょうどう”で進めるまちづくり(行財政分野)	34

第3部 基本計画 35

I だれ一人取り残さない、支え合いのまちづくり(危機管理、福祉・保健分野)	37
第1節 危機管理体制の強化	37
第2節 消防・救急体制の強化	40
第3節 地域福祉の充実	42
第4節 高齢者福祉の充実	45
第5節 障がい者福祉の充実	48
第6節 保健・医療体制の充実	50
第7節 人権尊重・LGBTQ+の推進	53

II だれもが夢を育み、実現できるまちづくり(子育て・教育・文化分野)	55
第1節 子育て支援の充実	55
第2節 子ども・若者支援の充実	57
第3節 幼児教育の充実	59
第4節 学校教育の充実	61
第5節 生涯学習とリカレント教育の充実	64
第6節 スポーツ・レクリエーションの振興	66
III 地域に根付いた産業が生まれ、経済がにぎわうまちづくり(産業振興分野)	68
第1節 観光の振興	68
第2節 農林漁業の振興	70
第3節 商工業の振興	72
第4節 新たな産業の振興	74
IV 豊かな社会・自然環境を次代へつなぐ、持続可能なまちづくり(環境分野)	76
第1節 環境保全と脱炭素社会の促進	76
第2節 文化財の保護と活用	78
第3節 文化活動の推進	80
第4節 上下水道と温泉の整備	82
第5節 道路・交通網の整備	84
V コンパッションを共有し、“きょうどう”で進めるまちづくり(行財政分野)	86
第1節 行政のリデザイン	86
第2節 地域のガバナンスときょうどう	88
第3節 スマート自治体・デジタル化の推進	90
第4節 広域行政の推進	92
第5節 新たな人の流れの創出	93

第4部 資料

95

1 策定経過	97
2 松崎町総合計画委員会条例及び名簿	98
3 松崎町総合計画策定庁内会議設置規定及び名簿	101
4 策定協力(助言指導)	102
5 諮問及び答申	103
6 町の人口の推移	105
7 町民意識調査結果	110
8 中学生・高校生年代アンケート調査結果	115
9 団体・事業所等アンケート調査結果	117
10 現計画達成度調査結果	118
11 ワークショップの報告	120
12 財政の状況(普通会計ベース)	121

第 1 部

第 6 次松崎町
総合計画について

第 6 次松崎町総合計画 基本構想・前期基本計画

第1部 第6次松崎町総合計画について

第1部

第6次松崎町
総合計画について第2部
基本構想第3部
基本計画第4部
資料

1 なぜ総合計画を立てるのか

松崎町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのか。総合計画は、そのビジョン（将来像）とそれを支えるアイディア（考え方）を、わかりやすくまとめたものです。まちづくりの設計図として、すべての施策（観光・産業・保健・福祉・教育）の土台となります。

松崎町では、昭和46（1971）年の「松崎町総合開発計画（第1次）」以後、5次にわたって総合計画を練り上げ、住民の生活の向上を目指して、その時代の要請に応じたまちづくりに挑戦してきました。

【これまでの総合計画】

① 松崎町総合開発計画（第1次）	昭和46（1971）年度から昭和60（1985）年度
※昭和53（1978）年度「花とロマンのふる里づくり」をシンボルテーマ	（15年間）
② 松崎町総合計画（第2次）	昭和57（1982）年度から平成3（1991）年度
将来像：「花とロマンのふる里」	（10年間）
③ 第3次松崎町総合計画	平成5（1993）年度から平成14（2002）年度
将来像：「花とロマンのふる里づくり・新しい100年に向けて」	（10年間）
④ 第4次松崎町総合計画	平成15（2003）年度から平成24（2012）年度
将来像：「豊かな自然と文化の薫るまち」	（10年間）
⑤ 第5次松崎町総合計画	平成25（2013）年度から令和4（2022）年度
将来像：「一人ひとりが主役となり活力とやすらぎと感動のあるまち」	（10年間）

地方自治法に基づいて、自治体（市町村）には総合計画の策定が義務づけられていました。しかし、平成23（2011）年に法律が改正され、総合計画をつくるかどうかは、それぞれの自治体の判断に委ねられることになりました。

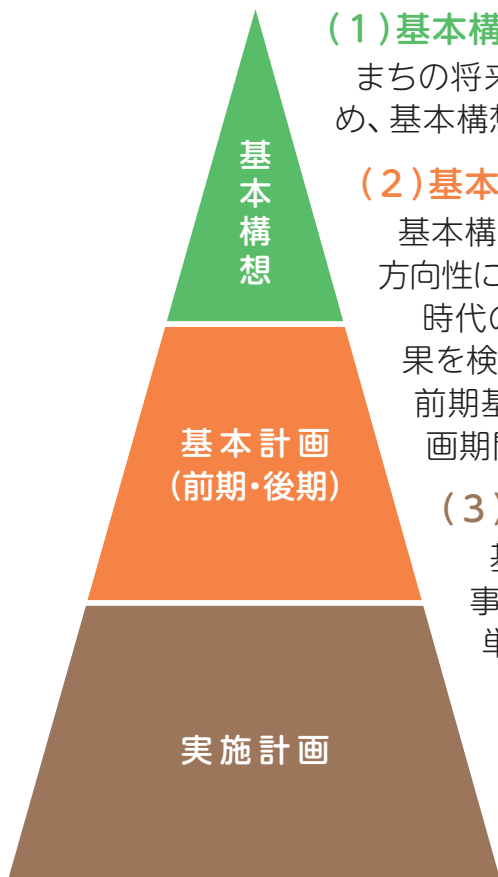
わたしたちの町は、総合計画を必要とするのでしょうか。わたしたちは先の見通しの立たない不安定な時代、課題が山積する難しい時代に生きています。そのような時代には、慣例を守り前例に従うだけでは太刀打ちできません。立ち足る課題と正面から向き合い、知恵を出し、力を合わせて、このまちで「誇り高く、穏やかに、豊かに生きる」道筋を自分たちで描かなければなりません。そのようなまちづくりを導く指針として、松崎町は「第6次松崎町総合計画」を策定します。これは令和5（2023）年度からの10年間の歩みを導く、道しるべとなります。

2 総合計画の概略

第6次松崎町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

【総合計画の構成】

総合計画は、まちづくりのビジョン（展望）を示す設計図です。松崎町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにだれが、どんなことをしていくのか。わたしたちの将来像、基本理念、これらを支える状況認識や着眼を明らかにし、そこから具体的な計画・施策を導き出します。



(1) 基本構想

まちの将来を広く展望し、そこからまちづくりの方向性を定めるため、基本構想の期間は10年に設定しています。

(2) 基本計画

基本構想を実現するために、まちづくりの進め方やまちづくりの方向性に沿って実施する取組を分類し、その内容を示しています。

時代の激しい変化に対応できるように、また取組の狙いや効果を検証し、一定の期間で見直しができるように、基本計画は前期基本計画と後期基本計画に分けて作成し、それぞれの計画期間を5年間と定めています。

(3) 実施計画

基本計画で定めた各取組を実施するための個別の事務事業を整理しています。事業の継続性を考慮して、3か年単位の計画をしています。

実施計画は、毎年度、1年ずつずらしながらPDCAサイクルに基づいて見直しを行うこと（「ローリング方式」）により、さまざまな変化を的確に取り込み、現状に即した計画へと更新していきます。財政計画と合わせて毎年度の予算編成の指針となります。

「第6次松崎町総合計画 前期基本計画」の施策に位置づけられた実施計画は、「第2期松崎町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の事業と整合を図り、一体的に推進します。

【総合計画の期間】

令和5 (2023) 年度				令和9 (2027) 年度					令和14 (2032) 年度
基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
実施計画									

◇実施計画は継続性を考慮して3年程度のローリング方式*としつつ、毎年度の見直しを行う。

*ローリング方式：現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年転がすように定期的に行っていく手法。

3 基本姿勢～わたしたちの視点と方法

第6次松崎町総合計画を立案するにあたって、わたしたちは以下の基本姿勢（視点と方法）を重視します。

- I 松崎の恵みと誇り～まちの“よさ”を大切に守る ～花とロマンの里～
- II バックキャストイング～“未来”を見すえて歩む
- III 対話～多様な住民の声に耳を傾ける
- IV 2030松崎プロジェクトとの連携～地域内外の多様な人たちとともに
- V チャレンジのキーワード～危機をチャンスに変える

I 松崎の恵みと誇り～まちの“よさ”を大切に守る ～花とロマンの里～

伊豆半島の南西部に位置し、駿河湾と天城山系の山々からの恵みを楽しみ、先人や先達からの歴史や文化を脈々と受け継いできたこの地に於いて、美しいものを美しく感じ、大切なものをしっかりと残し次世代へ引き継いできたこの素晴らしい精神文化を誇りに思う。これが松崎町のまちづくりの原点です。

江戸時代には、江戸と上方を航行する船舶の伊豆の拠点港、風待ち港として域外からの人や文化を積極的に受け入れ、栄えてきた歴史があります。

社会が驚くほどのスピードで変化していくこの令和の時代になっても、大切なものは変わらない、そんな価値観を思い出させてくれるまち、松崎町。

『花とロマンの里』をキャッチフレーズに、人々の営みが地域と人の心を美しく保っています。歴史、伝統、文化、風景だけでなく、人の温もりに出会えるノスタルジックな町です。

花とロマンの里づくりは、単に町を飾り立てることだけではなく、穏やかな微笑みに包まれる“和みの匂い”を咲かせることです。松崎町を訪れると四季折々の花々が潤いと開放感を与えてくれる。そして、そこに生きる我々も花を楽しみ、花を咲かせる。

いろいろな想いが込められた「花とロマンの里」。

この誇り高き町を次世代につなぎ、後世に残すために、これからも美しく温もりある松崎町を守り続けていきます。

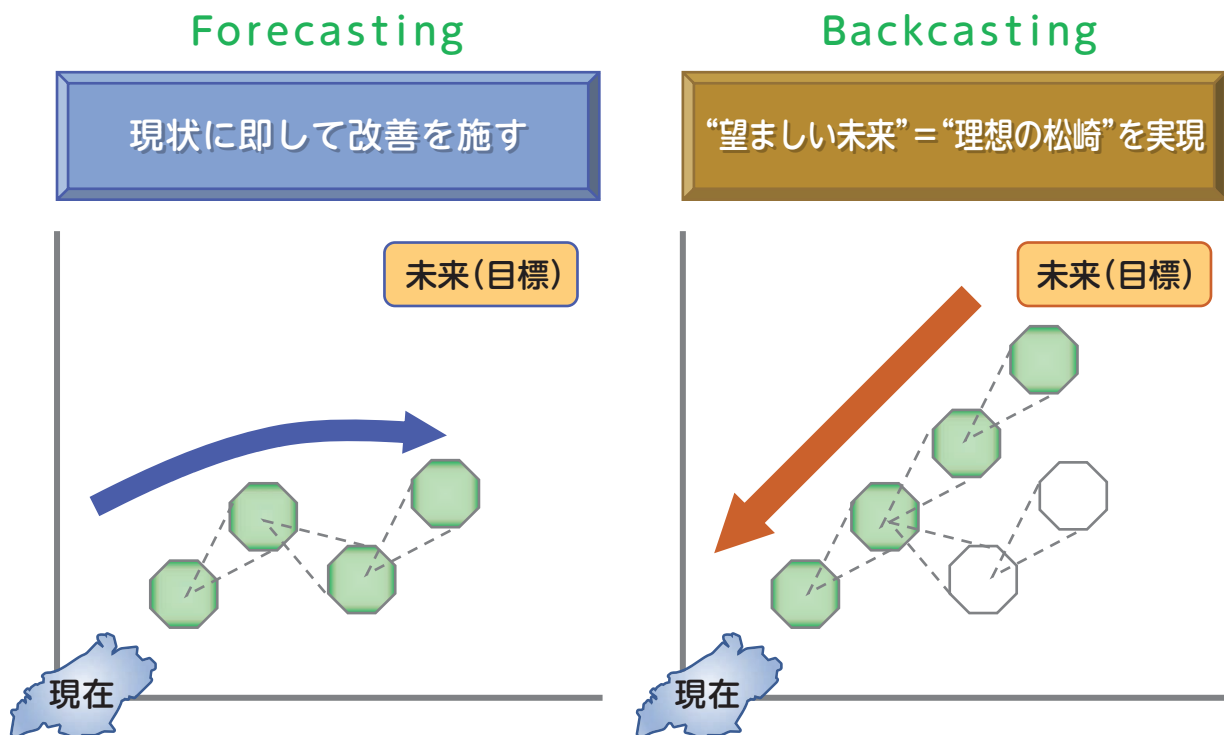
Ⅱ バックキャストイング～“未来”を見すえて歩む

土地の恵みに感謝し、このまちに誇りを抱き、これからどのように歩いていくのか。“望ましい未来”を実現するためには、“未来”を見すえて歩む必要があります。そこでわたしたちは、まちの“未来”に思いを馳せ、その理想的な姿（ビジョン）を描き、共有しながら、まちづくりを進めます。これが「バックキャストイングのまちづくり」です。

日本の政策立案の主流スタイルは、まちづくりに限らず、現状に即して改善を施すというものです。このやり方は現状から出発し、変化が緩やかであるため、合意が得られやすく、広く支持を集めてきました。しかし“未来”への視点を欠くため、この従来型の「フォアキャストイングのまちづくり」では、大胆な改革に踏み出せず、夢や理想を実現することができません。困難な課題は先送りされ、制度や慣例が幅をきかせることとなります。未来予測も現状の枠にとらわれたものとなりがちです。これでは“望ましい未来”は手に届きません。激しく変化する世界情勢や国の政策に翻弄され、その場しのぎの対策に終始してしまいます。

以上を踏まえて第6次松崎町総合計画は、「フォアキャストイングのまちづくり」から「バックキャストイングのまちづくり」への転換を図ります。一人ひとりが松崎の“望ましい未来”に思いを馳せ、それを実現するためのアイデアを出し合い、力を合わせて、“理想の松崎”を実現していきます。

【フォアキャストイングとバックキャストイングのイメージ】



Ⅲ 対話～多様な住民の声に耳を傾ける

“未来”を見すえたバックキャストिंगのまちづくりには、「対話」が欠かせません。一人ひとりが思い描く松崎の理想的な姿（ビジョン）を言葉にし、それを聴き、共有する必要があります。異なった意見に耳を傾けることは、各自の視野を広げ、考えを深める機会にもなります。対話とともに、松崎の“望ましい未来”が奥行きをもって立ち現れるのです。

以上を踏まえて第6次総合計画の立案にあたっては、「対話」を重視し、幅広い層の住民の声に耳を傾けました。具体的には、3種のアンケート調査を実施し、住民参加の対話型ワークショップ（2回）と住民懇談会を開催し、仕上げとしてパブリックコメントを募りました。

(1) 住民意識調査

町政に対する住民の満足度や日常生活の中で感じていることを把握し、それを総合計画に反映させるため、町民を対象にアンケート調査を実施しました。

- ①調査時期 令和4（2022）年1月～2月
- ②調査対象 年齢層を考慮して無作為に抽出した18歳以上の町民1,510人
- ③調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- ④回収結果 回収数695票 回収率46.0%

(2) 中学生・高校生年代アンケート調査

中学生・高校生年代は10年先を見越したまちづくりの当事者です。中学生・高校生年代を対象にアンケート調査を実施し、この年代の意見や希望を把握しました。まちづくりに対する関心と呼び起こすという狙いもありました。

- ①実施時期 令和4（2022）年1月
- ②調査対象 町内の中学生、高校生年代
- ③調査方法 中学生は学校を通じて、高校生年代は郵送により調査票を配布・回収
- ④回収結果 中学生有効回収数106票、高校生年代有効回収数50票

(3) 団体・事業所等アンケート調査

町内の団体・事業所を対象に、分野横断的なアンケート調査を実施しました。事業・活動の現状を踏まえて、今後の課題と展望を記していただき、町全体の課題について、それぞれの視点から意見と提案を寄せていただきました。

- ①実施時期 令和4（2022）年1月
- ②調査対象 町内の団体・事業所
- ③調査方法 郵送により調査票を配布・回収
- ④回収結果 44団体・事業所

(4) 住民ワークショップ

幅広い層の住民の声を聞くためには、アンケート調査だけでは十分でない。住民どうしが、また住民と町長が互いの考えに耳を傾け、共に考える機会が必要である。このような判断に基づいて、住民参加の対話型ワークショップを2回実施しました。

2回のワークショップでは、総合計画を導く「将来像」と「基本理念」について、参加者の意見を拾い上げました。また過去の総合計画を彩った「花とロマンの里」というキャッチコピーをどう受け継いでいくか、「2030松崎プロジェクト」の活動とどのよう連携するのかをめぐって、対話を試みました。

- ①回数・時期 令和4(2022)年5月1日、5月8日の2回
- ②参加者 町民 職員延べ80名
- ③進め方 「花とロマンの里」というキャッチフレーズ、将来像、基本理念、2030松崎プロジェクトのゴールについて、グループ対話と全体対話を通して、自由にアイデアや意見を出し合いました。

(5) 町政懇談会

令和4(2022)年12月15日 午後7時から午後9時まで、環境改善センター文化ホールで開催しました。町からは、町長以下各課長全員が出席し、住民参加者49名と意見交換を行いました。住民の皆さまからは、災害対応やごみ焼却施設、診療所建設関係などについて意見が寄せられました。

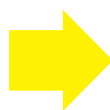
(6) パブリックコメント

令和4(2022)年12月15日から12月28日までパブリックコメントによるご意見を募集し、多くの住民の皆さんからご意見やご提案をいただきました。

町政懇談会及びパブリックコメントで寄せられたご意見などは総合計画やその推進、今後の町政運営の参考にさせていただきます。

Ⅳ 2030松崎プロジェクトとの連携～地域内外の多様な人たちとともに

住民参画型の
「総合計画」にしたい



「2030松崎プロジェクト」
との連携

これから10年間の地域づくりをどのように進めるのか。だれを担い手として、まちづくりを進めるのか。松崎町には、まちづくりにかかわる多くの団体・グループがあります。この町に居住する人を中心に、さまざまな仕方でまちづくりが進められています。

しかしまちづくりの担い手は、町民だけではありません。例えば松崎中学校と松崎高校では、地域づくりの教育プログラムが導入されていますが、松崎高校には、町外から通学している生徒が少なくありません。近隣の市町から通勤し、松崎のまちづくりに携わっている人もいでしょう。かつて松崎で暮らした、仕事したというかかわりをもつ人たちもいでしょう。さらに移住・定住までいかなくとも、ワーケーションのため長期滞在する人たち、イベントに参加するため短期滞在する人たちもいます。この町に魅せられて頻りに足を運ぶ、いわゆる「風の人」も少なくないでしょう。

これらの人たちは、松崎町民（定住人口）ではありません。かといって観光客やゲスト（交流人口）からも区別されます。松崎町では今後も、人口の減少と高齢化が進行します。多様なかたちで松崎とかかわりをもつ人たち（関係人口）は、地域づくりの重要な担い手となります。

こうした展望のもと、わたしたちは「2030松崎プロジェクト」と連携して、まちづくりを進めます。このプロジェクトには、すでに地域内外の多くの人たち（定住人口・関係人口）が集まり、令和12（2030）年時点の目標を設定して、チーム単位の地域づくり活動を進めているからです。このプロジェクトは、さらに多様な人たちがまちづくりに参画する受け皿になると期待されます。このプロジェクトを足場に、「土の人」（松崎町民）と「風の人」（地域外から訪れる関係者）が力を合わせて、新しいかたちのまちづくり、しなやか（レジリエント）で、持続可能（サステナブル）な地域づくりのスタイルを育てていきましょう。

「2030松崎プロジェクト」は、「子どもたちと住み続けるまちを共につくる」という旗印のもと、松崎町、静岡大学、松崎町観光協会、伊豆半島ジオガイド協会の4者協定に基づいて、令和2（2020）年12月に始動しました。「対話」を重視することで、世代横断的で、地域外の人たちに開かれた活動を進めています。令和12（2030）年までに達成すべき以下の13のゴール（Goals）を掲げ、それを実現するため、チーム単位で活動を展開しています。

「2030松崎プロジェクト」は「バックキャスト」と「対話」を重視し、本総合計画の「基本姿勢」を先取りしています。前項Ⅲ(4)に記載した住民ワークショップも、「2030松崎プロジェクト」から協力を得て開催しました。



2030松崎ゴールズ1.0

新しい 観光	1	松崎の自然・安らぎ・体験の オンリーワン が育ち、何度でも来たくなる「中毒性」のあるまちになっている。
	2	「ささる」観光を 多様な世代がプロデュース し、多様な発信とPRを展開している。
	3	エコ・ツーリズム と サステナブル・ツーリズム が実現している。
	4	地域の交通ネットワーク と 都市との相互アクセス が整備されている。
暮らし を支えるもの	5	地域の資源・資産 のユニークな価値が発見され、活用されている。
	6	伝統の魅力が広く共有され、 「祭り」 などが継承されている。
	7	のう(農) と りょう(漁・猟) の活動が受け継がれ、 食べ物 が新鮮でおいしい。
	8	地区・世代を超えた 人間関係 が守られている。
ウェル ビー ィング	9	子育て をしやすいまちである。
	10	多様な選択肢のなかから、 やりがいのある仕事 に就ける。
	11	都会的な 飲食・買い物 も楽しめる。
学び合い、 支え合う	12	高齢者になっても活躍 できるまちである。
	13	三余塾 の伝統が受け継がれ、市民たちの 学び合いの場 がある。

V チャレンジのキーワード～危機をチャンスに変える

わたしたちの社会は、環境・食料危機、人口の減少・高齢化、社会保障費の膨張、経済活動の長期的な停滞、社会的孤立の増大、首都圏への人口集中と地方の疲弊、感染症の脅威など、多くの深刻な課題に直面しています。これらを前にして右往左往し、場当たりの対応を繰り返すだけでは、課題は解決されず、先送りされます。むしろわたしたちは、事柄の真相を見極め、背景を理解しながら、一つひとつの課題を読み解き、新しい視点から解決に挑戦していくことが求められます。それによって危機がチャンスに変えられるのです。本総合計画では、以下の7つをキーワードにチャレンジを試みます。

(1) 「だれ一人とり残されない」～すべての住民のウェルビーイング

グローバル化の進展とともに、国境を越えた経済活動が活発になっています。しかし他方で、グローバル化の恩恵からとり残された国・地域では、極端な貧困が生み出され、国内における経済格差も広がっています。世界では富裕国と貧困国、富裕層と貧困層の格差が拡大しています。日本では、これらの格差に加えて、首都圏と地方圏の格差が広がっています。格差は固定され、世代を跨いで再生産されています。上にあげたような課題の影響を最も大きく受けるのも、社会的弱者・貧困層です。

このような格差の問題を放置したまま、持続可能な世界を築くことはできません。貧困・格差・差別を解消し、持続可能な世界を実現するため、持続可能な開発目標(SDGs)は、「だれ一人とり残されない」(no one left behind)という基本コンセプトを掲げるのです。日本語では「だれ一人とり残さない」と訳されることが多いですが、英語の原文は受け身で書かれています。自分がとり残される境遇になりうることを前提に、だれ一人とり残されない世界を共に築こうと呼びかけています。

「だれ一人とり残されない」社会では、すべての構成員のウェルビーイング(豊かな生活、健やかな人生の歩み、幸福)が実現されます。「だれ一人とり残されない」という理念を掲げて松崎町が歩むということ、それはすべての住民のウェルビーイングの達成を目指すことを意味します。

持続可能な開発目標(SDGs)は、経済、社会、環境という3つの側面を不可分のものとして調和させて、貧困や格差を克服し、だれ一人とり残されることのない持続可能な世界を築くための世界共通の目標です。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ(行動計画)」が採択され、令和12(2030)年を期限として、17のゴール(目標)と169のターゲットが設定されました。

国や社会の発展度を測る指標は、経済開発指標(国民総生産:GNP)から始まり、社会開発指標(真の進歩指標:GPI)、人間開発指標(HDI)、持続的開発指標(ミレニアム開発指標MDGs)へと進化を遂げてきました。さらにOECDでは2004年以降、環境保全と社会的持続性を共に視野に入れて、「よりよい暮らし指標」(BLI)が開発されてきました。日本でも内閣府により幸福度指標試案[平成23(2011)年]が発表され、「住民の幸福実感向上を目指す基礎自治体連合」(幸せリーグ)が設立されました[平成25(2013)年]。このようにウェルビーイングの達成度を指標とする評価方法が開発され、普及しています。

また、令和4(2022)年7月にデジタル田園都市におけるWell-Being指標活用のための、β版サイトが一般社団法人スマートシティ・インスティテュートのホームページに掲載されました。

【持続可能な開発目標(SDGs)】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 対話とコンパッション

望ましい松崎の未来の姿を共有し、実現するためには、「対話」(dialogue) が欠かせません。「松崎町民」といっても、家庭や仕事の事情・環境はさまざまです。居住地区、世代、性別、信条などに応じて、感じ方・考え方はそれぞれ違うでしょう。だからこそ一人ひとりが自分の願いや関心を言葉にし、互いに聴き合うという対話のプロセスが必要になります。

「だれ一人とり残されない」ように、すべての住民のウェルビーイングを達成するためには、「対話」に加えて「コンパッション」(compassion) が求められます。他者の苦しみにふれたとき、人はそれを受けとめ、思わず助けの手を差し伸べてしまいます。そのような人間の呼応的なあり方を指し示す言葉が「コンパッション」です。

コンパッションに基づくコミュニティ形成(コンパッション都市・コミュニティ運動)は、英国、オーストラリア、台湾など世界の国・地域で、高齢者福祉とまちづくりの政策の中心に位置づけられています。そのような国・地域と連携して、松崎町は日本最初の「コンパッションタウン」(困難な課題を分かち合い、お互いに助け合うまち)を目指します。生と死の課題を分かち合い、助け合い、支え合うコミュニティの形成に挑戦します。

(3) 危機管理

わが国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加しています。最近10年間(平成23(2011)～令和2(2020)年)の平均年間発生件数(約334回)は、統計期間の最初の10年間(昭和51(1976)～昭和60(1985)年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.5倍に増加しています。気候変動の影響により激甚化する自然災害に対応するため、本町においても、地震・津波・集中豪雨などの自然災害から住民の命と財産を守るための取組は、一層の重要性を増しているところであり、町域の強靱化と普段からの防災・減災対策を進めていくことが大切です。

さらに、新型コロナウイルスなどのさまざまな不測の事態に対する町の危機管理について、個別マニュアルの整備や職員の危機管理意識の醸成などを平常時から進めておく必要があります。

(4) 人口の減少と高齢化

人口の高齢化は、世界的な傾向です。平均寿命の伸長と少子化とともに、世界人口は高齢化しています。なかでも日本では長期にわたって、人口の減少と高齢化が続いています。総人口は平成17(2005)年の12,777万人をピークに、減少の一途を辿っています。令和47(2065)年には8,808万人まで減少すると予測されています。高齢化率は早くも平成19(2007)年に21.5%に達しており、日本は「超高齢社会」に突入しています。

このように日本は、世界に先駆けて、人口の減少と高齢化という課題に直面しています。この課題にどのように対応するか、世界が日本を注視しています。

これからの10年間、松崎町では人口減少がさらに進みます。高齢者人口も減少していきます。それとともに主要産業の継承や地域コミュニティの存続にかかわるさまざまな諸課題が顕在化されるでしょう。

ただ人口の減少と高齢化は、松崎のみの課題ではありません。日本全体の傾向です。わたしたちはいち早く、この課題に直面しているのです。この課題にわたしたちがどのように対応するか、それは後続する自治体・コミュニティのモデルになります。

人口の減少と高齢化は松崎町にとって、また日本社会にとって、さらには世界にとっても、未曾有の事態です。従来やり方や慣例を守るだけでは、これに太刀打ちできません。過去の経験に学ぶとともに、新しい視点や発想を積極的に採り入れ、松崎にかかわる地域内外のすべての人たちの知恵と力を結集して、新しいモデルを創り上げていきましょう。

(5) デジタル化

令和3(2021)年5月、デジタル社会の形成による経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現等を目的としたデジタル改革関連法が成立しました。また、令和3(2021)年9月、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX(デジタルトランスフォーメーション)を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指し、デジタル庁が設置されました。行政をはじめ、地域社会全体のDXを進めることにより、新たな産業やサービスの創出、暮らしの利便性や安全性の向上、簡便な行政サービスの提供が期待されます。

令和4(2022)年6月に「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、今後の進め方の中で『年内を目途に国においてまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定する。』、『地方は改訂された国の総合戦略に基づき、コロナ禍やデジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえて、目指すべき地域像を再構築し、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を果敢に推進する。』とされています。

さらに、令和4(2022)年9月に示された「デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)の策定方針」では次の2点が示されています。(年内に改訂)

○令和4（2022）年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」に基づきデジタル実装の前提となる3つの取組（①デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備、②デジタル人材の育成・確保、③誰一人取り残されないための取組）を強力に推進するとともに、デジタルの力を活用して、地方の社会課題の解決・魅力向上の取組を加速化・深化させる。

○来年度を始期とする5か年の新たな総合戦略をスタートさせる。

※DX: Digital Transformation の略。IT技術が社会に浸透することで、人々の生活がより良いものへ変革するという概念。

(6) 感染症

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、数度にわたり緊急事態宣言や蔓延防止措置が発令されました。その影響は人々の生命や生活だけでなく、経済、社会、行動・意識など多方面に及んでいます。

この経験とともに、日本社会が抱える弱点、なかでもコミュニティ・ネットワークの脆弱性が露呈しました。首都圏への人口・機能集中や社会的孤立により、感染拡大の社会的影響はより大きなものになりました。感染症に対する偏見や差別も目立ち、わたしたちが「老」「病」「死」や「他者」をどう理解しているのかが問われました。わたしたちは行政・専門家が提供するケア・サービスを当たり前のように受けることにすっかり慣れてしまっていて、自他の弱さを認め合い、支え合うコミュニティを形成するという課題を棚上げしてきたことに気づかされました。

他方で、新型コロナウイルス感染症の経験は、地方移住に対する関心呼び起こしました。テレワーク（情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方）も普及し、人々の行動・意識の変化、働き方の変化が見られます。これらの変化に対応し、チャンスをつかむという視点・発想が重要になってきます。

感染症のパンデミックは、多くの痛ましい犠牲を生み出しました。それらの経験を通してわたしたちは、自分たちがどれほど相互に依存しているか、コミュニティがどれだけ中心的な役割を担っているかを痛切に理解しました。21世紀は感染症の時代といわれます。これらの貴重な学びを糧に、生老病死を支え合う持続可能なコミュニティを築いていきましょう。

(7) カーボンニュートラル

令和2（2020）年10月、国は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。国は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、地球温暖化への対応を成長の機会と捉え、洋上風力・太陽光・地熱、水素、自動車・蓄電池産業等14分野について、強力に施策を推進していくこととしています。

第 2 部

基 本 構 想

第 6 次松崎町総合計画 基本構想・前期基本計画

第2部 基本構想

【第6次松崎町総合計画体系図】

第1部 第6次松崎町総合計画について		
なぜ総合計画を立てるのか	総合計画の概略	
基本姿勢～わたしたちの視点と方法		
I 松崎の恵みと誇り～まちの“よさ”を大切に守る ～花とロマンの里～		
II バックカスティング～“未来”を見すえて歩む		
III 対話～多様な住民の声に耳を傾ける		
IV 2030松崎プロジェクトとの連携～地域内外の多様な人たちとともに		
V チャレンジのキーワード～危機をチャンスに変える		
チャレンジのキーワード～危機をチャンスに変える		
だれ一人とり残されない	ウェルビーイング	対話
コンパッション	危機管理	人口減少・高齢化
デジタル化	感染症	カーボンニュートラル



第2部 基本構想				
将来像				
ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる ～コンパッションタウン松崎～				
5つの基本理念				
1. 人と人が交流し、 きょうどうする まち	2. 地域の自然、 文化、伝統を 大切にすまち	3. 風と土が 出会い、育ち あうまち	4. 人生のはじめから 終わりまで、より そい支え合うまち	5. だれもが夢を 描き、チャレン ジできるまち
計画を進める推進力“きょうどう”				
町民力＝町民が自主的に地域における課題の解決に取り組んでいく力。 地域力＝地域社会の諸課題について、地域の構成員が、自ら課題の所在を認識し、 自律的に、町内外の主体とのきょうどうを図りながら地域課題を解決したり、 地域としての価値を創造していく力。 行政力＝自治体の「ちから」であり、町としての「実力」。自律した自治体の健全な経営 を行っていく力量であり、効果的な施策を立案・展開できる職員の力。				
重点的な取組				
(1) いのちを守る防災 (2) 安心して、最後まで暮らせるコミュニティ (3) イノベーション(新たな考え方や技術などを取り入れる)による産業振興 (4) 土地の恵み、豊かさ、誇りを大切に受け継ぐ (5) 子どもから大人まで学び、育ち合う				

施策の大綱

- I だれ一人取り残さない、支え合いのまちづくり (危機管理、福祉・保健分野)
- II だれもが夢を育み、実現できるまちづくり (子育て・教育・文化分野)
- III 地域に根付いた産業が生まれ、経済がにぎわうまちづくり (産業振興分野)
- IV 豊かな社会・自然環境を次代へつなぐ、持続可能なまちづくり (環境分野)
- V コンパッションを共有し、“きょうどう”を進めるまちづくり (行財政分野)

※コンパッション：(英語:Compassion)は「思いやり」や「慈悲」などと訳されますが、禅僧であり医学人類学博士でもあるジョアン・ハリファックス氏は、コンパッションを、人が生まれつき持つ「自分や相手を深く理解し、役に立ちたい」という純粋な思い、また、自分自身や相手と寄り添い「共にいる」力と説明しています。

※ウェルビーイング (Well being) = 「身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること」

「健康とは、病気ではないとか、弱っていないというわけではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべて満たされた状態 (Well being) にあること」 (WHO)

1 将来像

将来像

ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる ～コンパッションタウン松崎～



松崎町をどのような「まち」にしていくのか。この問いの答えにあたるもの、それが将来像です。松崎という場所で、だれもが誇り高く、穏やかに、豊かに生きる。これがわたしたちの描く将来像です。この将来像を実現するため、わたしたちは松崎を「コンパッションタウン」（困難な課題を分かち合い、お互いに助け合うまち）に育てていきます。

日本では高度成長期以降、地方圏から首都圏への人口流失が続いています。その結果、首都圏への人口集中の度合いは、世界でも稀にみるほど高くなっています。また日本では1990年代以降、長期にわたって経済活動が停滞していることもあり、地方圏では基本的なコミュニティ機能を失ったり、集落そのものが消失したりする自治体も出現しています。人口減少のさらなる進行とともに、多くの地方自治体が消滅する可能性が叫ばれ、自治体は生き残りをかけて、移住者や納税者の争奪戦を展開しています。

ここで考えてみる必要があります。従来 of 社会・政策デザインは、人口増加と経済成長を前提にしてきました。拡大・成長型の思考スタイルとってよいでしょう。しかし人口減少社会では、このような思考スタイルは通用しません。問題を次世代に先送りすることもできません。場当たりの対応は通用しないのです。大都市をモデルとし、これに追随する発想からも脱却する必要があります。

足もとから始めることにしましょう。わたしたちが住む土地の“よさ”を確認しましょう。松崎には豊かな自然の恵みとかけがえのない精神・文化伝統があります。それらの恵みを楽しみ、伝統を受け継ぎながら、新しい発想と創意工夫によって、助け合い、支え合うコミュニティをつくっていきましょう。住民のだれかが困難を抱え、厄介な課題に直面するとき、その解決をもっぱら行政や民間業者に託し、専門家に依存するのではなく、コミュニティのメンバーで助け合い、支え合うことができるはずで、多様な課題を分かち合い、交流を深めることで、一人ひとりが生と死について学ぶ機会に恵まれるでしょう。かけがえのない出会いが生まれ、コミュニティが育っていくでしょう。

住民一人ひとりの「ウェルビーイング」（健やかで幸福な生）とそれを支える生態系やコミュニティの役割を見すえながら、わたしたちは「コンパッション」で生老病死を支え合う持続可能なまちを目指します。だれ一人とり残されることなく（no one left behind）、このまちで誇り高く、穏やかに、豊かに生きることができるよう。安心して、穏やかに、誇りを抱きながら、この土地で豊かに、幸せに生きられる道を見出し、共に歩いていきましょう。

2 5つの基本理念

これからのまちづくりにあたって、以下の5つの基本理念を掲げ、住民総意のまちづくりを進めます。

【5つの基本理念】

人と人が交流し、
きょうどうするまち



人生のはじめから終わりまで、
よりそい支え合うまち



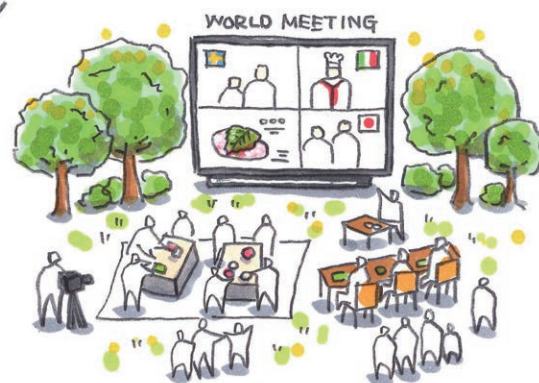
地域の自然、文化、
伝統を大切にするまち



風と土が出会い、
育ちあうまち



だれもが夢を描き、
チャレンジできるまち



3 基本理念の展開

コンパッションタウン松崎（将来像）の実現に向けて、今後10年間で展開するすべての施策を横軸として貫くまちづくりに対する基本的な考え方であり、5つの切り口からの将来のまちの姿です。

1.人と人が交流し、きょうどうするまち

当たり前のように実施していた祭りなどの地域の行事の開催が難しくなってきました。

地域のつながりが薄れている今、コミュニティを中心としたつながりの復活、皆で支え合い、きょうどうすることが、地域の活力となります。

行政だけでできることには限りがあります。むしろできないことだらけです。コミュニティを中心に住民の皆さんと、いっしょになってまちづくりを進めていくことがこの町の原動力となります。

2.地域の自然、文化、伝統を大切にすまち

なにげなく見ている山や川や海、なまこ壁の建物や棚田が広がる田園風景、三番叟などの伝統芸能。先人から受け継ぎ大切に育んできた、豊かな自然と文化。それを、また次の世代に引き継いでいく。そのことが現代に生きる我々の豊かさにもつながります。

3.風と土が出会い、育ちあうまち

風はここに訪れる人。土はここに生きる人。かつて、松崎港は伊豆西海岸の中心として、そして風待ち港として多くの船が行き交っていました。

訪れた人がまた訪れたいと思うまち。ここに来れば癒やされる。人と人がつながる風待ち港。ここに生きる人、訪れる人が出会い、その交流によってお互いを高め合うまち。

4.人生のはじめから終わりまで、よりそい支え合うまち

少子高齢化が進む中で一人暮らしの高齢者も増えています。そして一人暮らしに限らず、隣近所とのつきあひもなくなりつつあり、周りとの関係が希薄な社会になりつつあります。

だれもが、孤立することなく安心して暮らせるまち。かつて、このまちのどこにでもあった人と人のつながりや、一人ひとりの個性が大切にされ、思いやり助け合っていた風景。優しさがあふれ、だれもが暮らしやすいまち。

5.だれもが夢を描き、チャレンジできるまち

中川三聖、岩科学校など、かつて、この町では学びを重視し、そしてチャレンジしてきた先人の教訓があります。交通の不便な田舎町ですが、IT化の進む現代では、地理的距離はもはや障害ではなくなりつつあります。

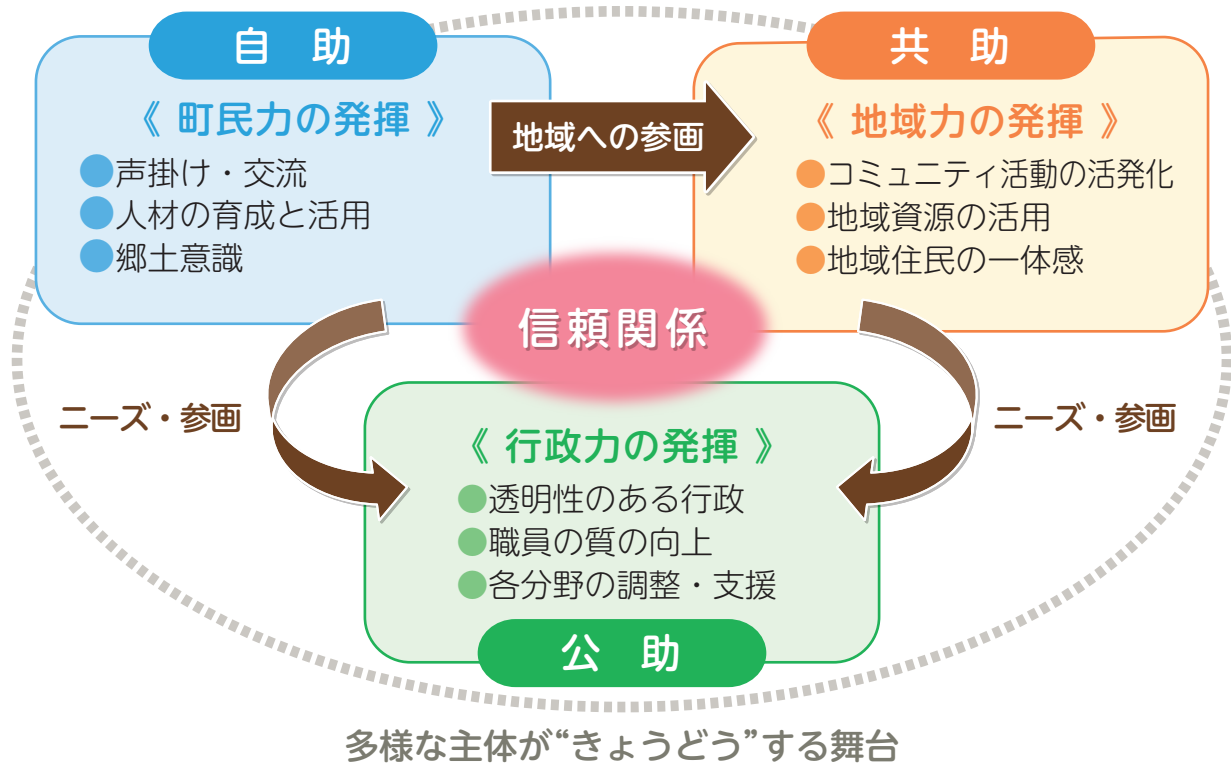
豊かな自然や文化、人情あふれる地域性。ほかにはないかけがえのないものがここにはあります。田舎だからこそ、小さなまちだからこそその利点を活かし、だれもが夢を描きチャレンジするまち。

4 計画を進める推進力

本町では、“きょうどう”を本総合計画を進める重要な推進力とします。

また、下図に示す3つの力と町内外の多様な主体との連携による“きょうどう”によって推進力を発揮します。

【“きょうどう”によって発揮する3つの力】



※町民力＝町民が自主的に地域における課題の解決に取り組んでいく力。

※地域力＝地域社会の諸課題について、地域の構成員が、自ら課題の所在を認識し、自律的に、町内外の主体とのきょうどうを図りながら地域課題を解決したり、地域としての価値を創造していく力。

※行政力＝自治体の「ちから」であり、町としての「実力」。自律した自治体の健全な経営を行っていく力量であり、効果的な施策を立案・展開できる職員の力。

◆“きょうどう”の意味

ここで「きょうどう」というひらがなの表記を与えているのは、それはこの言葉が多義であり、1つの漢字を充てることが相応しくないからです。それでもなお、「きょうどう」に漢字を充てるとすれば、一般的には、「協働」及び「共同」、「協同」の3つの用語が考えられます。そしてこの3つに共通するのは、「ともに」、「いっしょに」といったニュアンスです。ひらがな表記の「きょうどう」には、「ともに」、「いっしょに」を大切にしていって、というわたしたちのまちづくりへの思いが込められています。

「きょうどう」という概念が、「ともに」、「いっしょに」といったニュアンスを包摂しながら、今後の日本の地域経済社会を安定的、持続的に維持していく上で、重要かつ不可欠なものとなると考えられます。

5 重点施策

将来像「ここでは、誇り高く、穏やかに、豊かに生きられる～コンパッションタウン松崎～」の実現を目指して、以下の5つの重点施策を推進します。



(1) いのちを守る防災

〈有事の際の備えを日常生活に組み込んだ、コンパッションの防災まちづくりを進めます。〉

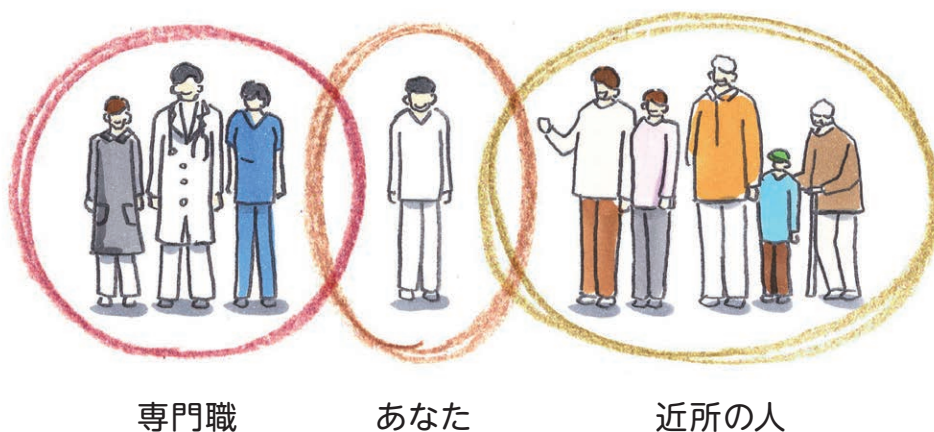
- 防災公園、ヘリポート等を整備し、緊急時の輸送を確保します。
- 国や県と連携を強め、道路や防潮堤などのインフラ整備を進めます。
- 避難時に、いつ・どこへ・どのように行動すべきかを示すタイムライン等を整備し、命を守る避難行動を支援します。



(2) 安心して、最後まで暮らせるコミュニティ

〈医療・福祉専門職の連携を進め、地域包括ケアシステムを構築します。それと同時に、患者・家族を中心とした当事者のネットワークを拡充し、皆で支え合うコミュニティを形成します。保健サービスとコミュニティの間にパートナーシップを築きながら、希望するすべての住民が安心して、最後まで暮らせるような、まちづくりを進めます。〉

- 松崎版地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 医師や薬剤師等とともに医療体制の構築を図ります。
- 時代のニーズに合った子育て支援施策を創ります。



(3) イノベーション(新たな考え方や技術などを取り入れる)による産業振興

〈社会情勢の変化に対応した新しい観光、産業振興に取り組みます。〉

- 新しい観光の価値観(体験、学び、交流、課題解決等)へ対応した誘客及びツーリズムの構築に取り組みます。
- 新しいかたちの事業継承による事業所の持続・継続、新規事業への支援を継続します。
- 半農半X等、副業、兼業への支援を創出します。



(4) 土地の恵み、豊かさ、誇りを大切に受け継ぐ

〈美しい風土・景観・文化～なまこ壁、長八の鍍絵等の漆喰文化、三余塾、棚田、駿河湾越しの富士山、風待ち港で栄えた歴史を継承します。〉

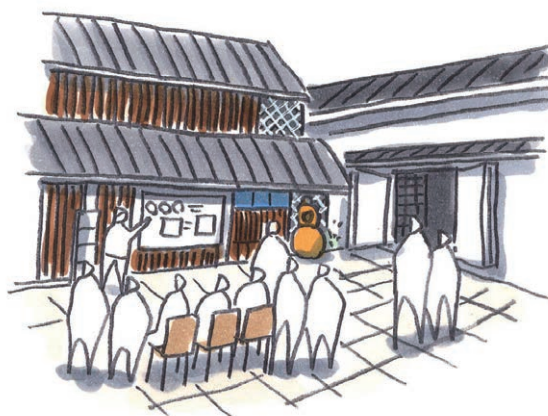
- なまこ壁、長八の鍍絵等の漆喰文化の保全活用に取り組みます。
- 棚田等美しい農村景観の維持を図ります。
- 歴史的建造物や郷土史資料等の整理、継承を進めます。



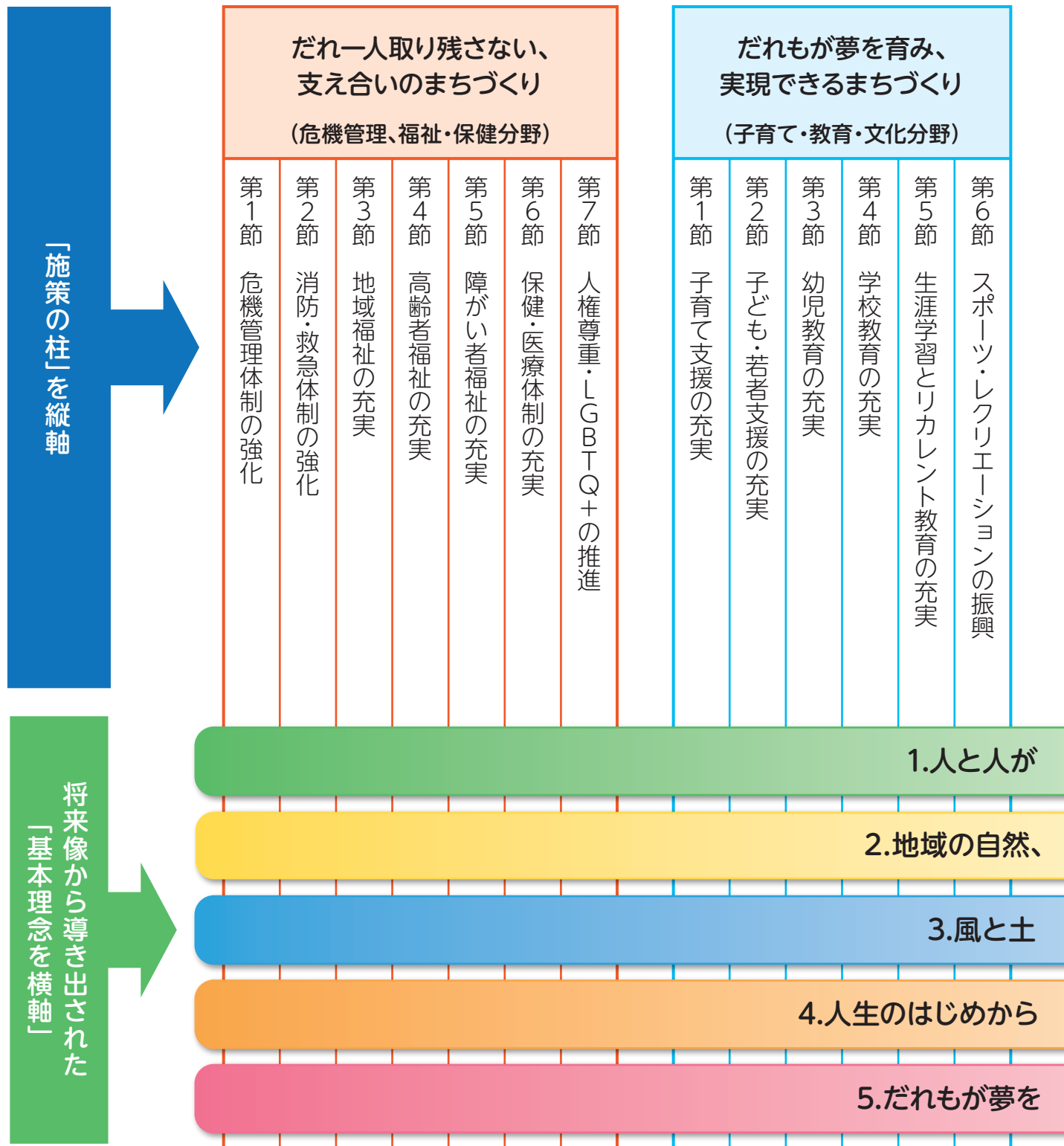
(5) 子どもから大人まで学び、育ち合う

〈松崎のすべての人が夢を描き、それを実現できるように、新しいことにチャレンジできるように、またそれぞれのライフステージで学び続けることができるように、学校・社会教育を再構築します。〉

- 幼保小中高において連携、継続して学ぶことのできる環境を整備します。
- 子育てステージに応じた支援策の創出を図ります。
- 大学や企業と連携したりカレント教育の普及を促進します。
- 情操教育や多様性に応じた教育に取り込みます。



6 施策の体系と基本理念の関係



- LGBTQ+ :性の多様性において数が少ない人である「性的マイノリティ」の総称の一つ。ない」「迷っている」「決めたくない」、+プラスその他の多様性
- リカレント教育 :学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングでやスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれます。
- リデザイン :現行ビジネスプロセスの骨格部の変革
- ガバナンス :健全な地域経営を目指す、住民自身による管理体制

地域に根付いた産業が育まれ、経済がにぎわうまちづくり (産業振興分野)				豊かな社会・自然環境を次代へつなぐ、持続可能なまちづくり (環境分野)					コンパッションを共有し、“きょうどう”で進めるまちづくり (行財政分野)				
第1節 観光の振興	第2節 農林漁業の振興	第3節 商工業の振興	第4節 新たな産業の振興	第1節 環境保全と脱炭素社会の促進	第2節 文化財の保護と活用	第3節 文化活動の推進	第4節 上下水道と温泉の整備	第5節 道路・交通網の整備	第1節 行政のリデザイン	第2節 地域のガバナンスときょうどう	第3節 スマート自治体・デジタル化の推進	第4節 広域行政の推進	第5節 新たな人の流れの創出
交流し、きょうどうするまち													
文化、伝統を大切にすまち													
が出会い、育ちあうまち													
終わりまで、よりそい支え合うまち													
描き、チャレンジできるまち													

Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender「性自認が異なっている人」、Questioning/Queer「わから再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識

7 施策の大綱

I だれ一人取り残さない、支え合いのまちづくり

(危機管理、福祉・保健分野)

第1節 危機管理体制の強化

目指す姿	さまざまな災害や危険から住民の命と暮らしを守る体制づくりとあらかじめの対応が確立されている。	
主要な施策	①災害に対する対応 ③迅速かつ的確な国民保護措置 ⑤情報管理の充実 ⑦防犯対策の充実 ⑨消費者相談の充実	②防災対策の推進 ④新型感染症等への対応 ⑥交通安全対策の充実 ⑧消費者教育の推進

第2節 消防・救急体制の強化

目指す姿	消防・救急体制が確保され迅速な救命措置が図られている。	
主要な施策	①消防体制の強化 ③多様化する救急需要への対応 ⑤応急手当に関する技術の普及啓発	②消火器の普及・指導 ④救急体制の整備

第3節 地域福祉の充実

目指す姿	「松崎版地域包括ケアシステム」の確立により、松崎町に住む誰もが、住み慣れた地域で、助け合い、支え合いながら暮らしている。	
主要な施策	①福祉教育の推進 ③買い物に不自由な人の支援 ⑤情報を届ける ⑦子育て世代の参加	②地域福祉活動の促進 ④自立支援の推進 ⑥きょうどうで進める ⑧多様な人の参加

第4節 高齢者福祉の充実

目指す姿	「松崎版地域包括ケアシステム」の確立により、高齢者が自分らしい生き方ができ、いきいきと社会に関わり、助け合い、支え合いのある地域の中で安心して暮らしている。	
主要な施策	①社会参加の促進 ③介護支援の充実 ⑤生涯現役・高齢者就業の促進	②保健事業と介護予防の一体的実施 ④地域包括ケアシステムの構築

第5節 障がい者福祉の充実

目指す姿	地域の中で障がい者に対する理解が育まれ、障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活し、多様な活動にいきいきと参加している。	
主要な施策	①意識啓発の推進 ③自立と社会参加の促進	②地域における生活支援体制の充実 ④障がいに対する理解の促進

第6節 保健・医療体制の充実

目指す姿	町民一人ひとりが、生涯を通じて自ら疾病予防や健康づくりに取り組み、健やかな生活を送るため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、地域で安心して医療を受けられる体制ができている。	
主要な施策	①健康づくり活動の促進 ③母子保健の充実 ⑤救急医療体制の充実	②成人保健の充実 ④保健医療体制の充実 ⑥国民健康保険制度の適正な運用

第7節 人権尊重・LGBTQ+の推進

目指す姿	偏見や差別をなくし、すべての人の人権が尊重され、多様性を認めることにより、誰もが人間らしく、幸せに暮らせる社会づくりが進められている。	
主要な施策	①人権尊重・平等教育の推進 ③ワーク・ライフ・バランスの推進	②女性登用の機会拡大 ④LGBTQ+への対応

Ⅱ だれもが夢を育み、実現できるまちづくり

(子育て・教育・文化分野)

第1節 子育て支援の充実

目指す姿	地域全体で子育てを支援することで安心して子どもを育てることができ、子どもたちが心身ともに健やかに成長している。	
主要な施策	①子育て支援の充実 ③妊産婦の健康管理体制の充実 ⑤保育サービスの充実	②子どもを産み育てやすい環境づくり ④乳幼児の健康管理体制の充実 ⑥自立支援の充実

第2節 子ども・若者支援の充実

目指す姿	「3つの実践運動」が松崎町全体で実行されるなど、家庭・学校・地域が一体となって社会環境を整え、青少年が健全に育っている。	
主要な施策	①地域環境づくりの促進 ③青少年活動の促進 ⑤自主的な活動の拡充	②インターネットの適正利用 ④思春期保健対策の拡充

第3節 幼児教育の充実

目指す姿	幼児が、家庭を基本とし、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、心身ともに健康に育っている。	
主要な施策	①家庭教育支援の充実	②子育て支援活動の充実

第4節 学校教育の充実

目指す姿	家庭と学校と地域が連携し、生きる力が身につけ、郷土に根ざした子どもたちが育つとともに、児童生徒だれ一人取り残すことなく、学力を伸ばすことができている。	
主要な施策	①地域と連携した教育内容の充実 ③特別支援教育の充実	②コミュニティスクールの推進 ④教育環境の整備

第5節 生涯学習とリカレント教育の充実

目指す姿	町民一人ひとりの年代や生活スタイルに応じて、社会とのかかわりを通して、個人の生き方や考え方に豊かさと広がりをもたらす場となっている。	
主要な施策	①生涯学習活動の促進 ③リカレント教育の促進 ⑤社会教育施設の充実	②関係機関との連携の促進 ④世代間交流の促進

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

目指す姿	子どもから高齢者まで、誰もがいつまでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、技術の向上と健康増進が図られている。	
主要な施策	①スポーツ・レクリエーション参加意識の高揚 ②スポーツ・レクリエーション活動の充実 ③スポーツ施設の充実	

Ⅲ 地域に根付いた産業が育まれ、経済がにぎわうまちづくり

(産業振興分野)

第1節 観光の振興

目指す姿	エコツーリズム、サステナブルツーリズムなど、松崎町ならではの観光資源を発掘・活用して、やすらぎと感動のある体験型観光が充実している。	
主要な施策	①体験型観光の推進 ③PRの強化	②観光資源の発掘と活用の推進 ④町営観光施設の活用促進

第2節 農林漁業の振興

目指す姿	意欲ある担い手を育成し、農林漁業が一体となった魅力ある生産活動が活発に行われている。	
主要な施策	①農業の振興 ③漁業の振興	②林業の振興

第3節 商工業の振興

目指す姿	商工業者の経営が安定化し、魅力的な個店が並び、町民や観光客が松崎町内での買い物を楽しんでいる。	
主要な施策	①商工業の活性化 ③特産品の開発と活用	②中小企業の経営支援

第4節 新たな産業の振興

目指す姿	居住する地域住民が多様な主体と連携することで、少しずつ地域社会の活性化や地域住民の生活環境の改善・向上につながるような活動がなされている。	
主要な施策	①地域資源の保全と活用 ③起業の促進 ⑤コミュニティビジネス立ち上げの支援	②ワーケーションの推進 ④ふるさと納税の推進 ⑥新たな働き方の支援

IV 豊かな社会・自然環境を次代へつなぐ、持続可能なまちづくり

(環境分野)

第1節 環境保全と脱炭素社会の促進	
目指す姿	ごみの発生が抑制、再使用、再生利用され、地球環境への負荷の軽減が図られた持続可能な循環型社会が形成されている。
主要な施策	①自然環境の保全と緑化の推進 ②環境意識の向上 ③エネルギーの有効利用 ④計画的な土地利用の推進 ⑤景観づくりの推進 ⑥ごみ減量とリサイクルの促進

第2節 文化財の保護と活用	
目指す姿	松崎町の誇りである伝統や文化財の重要性が認識され、町民の手で大切に守られ、確実に後世に伝えられている。
主要な施策	①文化財の保護・保存 ②文化財の活用

第3節 文化活動の推進	
目指す姿	町民一人ひとりが豊かな芸術文化に触れながら生活し、意欲的に芸術文化活動を展開することで、新たな地域文化が醸成されている。
主要な施策	①芸術文化活動の推進 ②文化イベントの充実 ③文化施設の充実

第4節 上下水道と温泉の整備	
目指す姿	良質な水と温泉の安定的な供給と生活排水の適切な処理により、快適な居住環境が確保されている。
主要な施策	①水道事業の安定化 ②下水排水処理の推進 ③温泉事業の安定化

第5節 道路・交通網の整備	
目指す姿	快適で安全な道路網や公共交通網が形成され、誰もが安心して移動できる環境となっている。
主要な施策	①道路・橋梁の整備 ②海路の整備 ③公共交通の充実

V コンパッションを共有し、“きょうどう”で進めるまちづくり

(行財政分野)

第1節 行政のリデザイン

目指す姿	町民生活に最も身近な行政機関として質の高い町民サービスを提供し、歳入・歳出のバランスが取れ、住民生活のセーフティーネットとなる行財政運営が図られている。	
主要な施策	①町民サービスの充実 ③健全な財政運営	②職員の資質向上

第2節 地域のガバナンスときょうどう

目指す姿	町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域が一体となったきょうどうでのまちづくりが進められている。	
主要な施策	①コミュニティの再構築 ③住民参画の促進 ⑤内外のつながりの形成	②地域分権の推進 ④多様な主体とのつながりの形成

第3節 スマート自治体・デジタル化の推進

目指す姿	ICTの活用によるスマート自治体の推進により、行政事務の効率化と住民の利便性が向上している。	
主要な施策	①デジタル化の普及促進 ③情報提供の充実 ⑤効率的な行政事務の推進	②情報ネットワークシステムの充実 ④利便性、サービス向上を実感できるデジタル行政

第4節 広域行政の推進

目指す姿	町民の生活圏の拡大に対応し、広域行政が推進されている。	
主要な施策	①広域連携の推進	

第5節 新たな人の流れの創出

目指す姿	企業、大学、個人等多様な人が定期的、継続的に町に関わりを持ち、地域に暮らす人とつながる仕組みが構築され、新たな人の流れが生まれている。	
主要な施策	①関係人口の拡大 ③姉妹都市交流の促進	②移住・定住の推進 ④国際的視野での交流促進

第 3 部

基本計画

第 6 次松崎町総合計画 基本構想・前期基本計画

第3部 基本計画

I だれ一人取り残さない、支え合いのまちづくり

(危機管理、福祉・保健分野)

第1節 危機管理体制の強化

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 近年は、突発的・局地的豪雨による水害や地震などの災害が多く発生しており、住民の生命や身体、財産を守り、災害時の被害を最小限に抑えるため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。
- 津波避難困難地区において津波避難タワーの整備を進めていますが、建物が密集しており、候補地の選定に苦慮しています。
- 災害に備え広域的な避難所は設定されていますが津波を伴う大規模地震の際は避難所の不足が懸念されます。発災時には、各地区の公民館が避難所となることが想定されますが、木造建築の古い建物が多く、避難所としての機能を果たせない懸念があります。そのため、平成29(2017)年度に木造公民館の耐震診断を行い、耐震性の低い公民館の耐震補強工事を進めています。
- 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練に加え、土砂災害防災訓練(モデル地区)を行うようになり、防災・減災意識は向上しましたが、東日本大震災から年数が経ち、町民の災害危険度の認識が低下してきています。
- 各公民館を避難所として使用することも想定しているため、災害時の役場との連絡体制として各地区にデジタル簡易無線を配付しています。役場から離れた無線が入りにくい公民館については、アンテナの設置を行っています。
- 住宅の耐震化についての無料診断や補強計画・工事に対する補助、家具固定に対する委託や補助、ブロック塀などの撤去や改修に対する補助、津波避難ビルに指定するための改修への補助などを実施しています。また、災害協定や覚書等の締結も積極的に進め、防災・減災対策を強化しています。
- インターネットを通じた消費者被害の防止など、変化する消費者環境に対応した対策が必要になっています。
- 個人情報の管理については、法改正に対応したセキュリティ対策の必要があります。
- 安心して暮らせる地域を実現するため、行政や関係機関が中心となった安全確保のための取組に加え、地域が一体となった防犯環境づくりが大切です。
- 新型感染症などへの対策については、庁内、保健所、医療機関などの連携体制を確保し、迅速な対応が図れるよう、普段からマニュアルの整備などを図っておく必要があります。

- 関係機関から交通安全に係る危険箇所の報告をいただき、対応等について協議しています。また、関係機関と通学路の合同点検を行い、通学路の危険箇所への対応を行っています。
- 交通安全のため、全国交通安全運動に合わせた街頭広報・街頭指導などや交通安全協会下田地区支部西豆分会などと協力し、児童生徒や高齢者への交通安全教育やPR活動を行っていますが、交通指導員の確保、交通安全協会下田地区支部西豆分会の会員の確保が課題となっています。

◆ 目指す姿

さまざまな災害や危険から住民の命と暮らしを守る体制づくりと事前の対応が確立されている。

◆ 主要な施策

① 災害に対する対応

- ◆ 防災基盤である災害活動体制、情報連絡体制、消防救急体制、相互応援体制など、災害全般に係るさまざまな体制を総合的に整備します。
- ◆ 大地震、大津波、大規模風水害、異常気象、不測の天変地異などへの対応を地域防災計画、タイムライン(防災行動計画)、各種対応マニュアルなどであらかじめ定めておきます。
- ◆ 住民主導の自主防災組織の拡大を図ります。
- ◆ 消防団や地域住民が相互に連携し、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦などの避難行動要支援者を支援する体制づくりを進めます。
- ◆ 避難行動要支援者の事前避難について、町内ホテル等への宿泊費補助について検討します。

② 防災対策の推進

- ◆ 津波対策検討地区協議会などによる検討を踏まえて、地区の状況に応じた防潮堤整備を推進します。
- ◆ 公民館が避難所として機能し、コミュニティ単位での避難体制の確保を図るため、公民館施設の改修などに対して支援を行います。
- ◆ 県と連携して、急傾斜・砂防事業などにより災害防止対策を推進します。
- ◆ ハザードマップを活用した危険箇所の周知・災害に対する知識の普及と情報発信を行います。また、危険箇所を把握し、機敏な対応に努めます。
- ◆ 防災公園、ヘリポート等を整備し、緊急時の輸送を確保します。
- ◆ 災害への事前の備えとして、災害備品の整備を行います。
- ◆ 浸水被害を未然に防ぐため、河川改修など治水事業を推進するとともに、雨水の排水対策に取り組みます。
- ◆ 基盤となる施設等の強靱化を進めます。
- ◆ 被災後の復旧・復興が早期に行えるよう、津波浸水区域より順次、地籍調査を進めます。

③ 迅速かつ的確な国民保護措置

- ◆ 有事の際における住民の生命、身体、財産を保護するため、「松崎町国民保護計画」に基づき、関係機関との連携のもと、迅速かつ的確な国民保護措置を推進します。

4 新型感染症等への対応

- ◆人への感染症被害、食の安全に係る事態、医薬品・薬剤・有害物質等による悪影響などについて可能な限りの対応方策を定めます。

5 情報管理の充実

- ◆個人情報の漏えい、公文書の紛失・データ消失、情報システム障害・停止、コンピューターウイルス、サイバーテロ、不正アクセス・改ざん・消失などへの対応について、関係部署・関係機関との連携によりあらかじめ共有しておくとともに適切に対処します。

6 交通安全対策の充実

- ◆交通安全施設の整備・更新及び啓発活動を継続していきます。

7 防犯対策の充実

- ◆青色回転灯防犯パトロールの実施方法の見直しなども行い、継続して防犯対策に取り組みます。
- ◆地区への防犯灯の支給や老朽化した防犯灯の修繕などにより地域全体での防犯対策を充実します。

8 消費者教育の推進

- ◆賀茂広域消費生活センターによる消費者教育、出前講座により、消費者被害防止に努めるとともに、広報紙掲載、カレンダーやチラシの配布などを継続して実施し、意識啓発と意識向上を図ります。

9 消費者相談の充実

- ◆賀茂広域消費生活センターの事業内容や取組状況についての情報を発信し、消費者が相談しやすい環境を構築します。また、1市5町で連携し、引き続き広域での対応により充実した相談環境を維持します。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
災害協定・覚書件数	40件	45件	50件
津波避難タワーの整備	1基	2基	3基



津波避難訓練
(津波避難タワー)

第2節 消防・救急体制の強化

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 消防体制については、常備消防の整備は広域で進めていますが、非常備消防については、災害時に対応できるよう資機材の整備や訓練を行っていますが、令和4(2022)年度の消防団員数は209名と年々減少しており、消防団員の減少で、存続が厳しい小隊が出てきています。
- 9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練、3月の津波避難訓練に加え、土砂災害防止月間である6月には、モデル地区を1地区指定し土砂災害に関する訓練を実施しています。しかし、東日本大震災から年数が経ち、町民の災害危険度の認識が低下してきているのが現状です。また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大規模な訓練が実施できない状況です。
- 救急については、救急出動は、増加の傾向にあり、この傾向は超高齢化社会が進む中で今後とも続くと推測され、しかも、救急医療に寄せる住民の期待は大きく、救急救命士の採用や救急隊員の知識、技能の向上を図ることが求められています。また、迅速な対応が人命の救出につながることから、高度な救急資器材の整備など救急体制の強化充実を広域的に図る必要があります。

◆ 目指す姿

消防・救急体制が確保され迅速な救命措置が図られている。

◆ 主要な施策

① 消防体制の強化

- ◆ 災害時に対応できるよう、資機材の整備を行うとともに、各小隊が昼間でも出動人員を確保し出動できるよう、分団・小隊の再編や定員の見直しも含め検討していきます。

② 消火器の普及・指導

- ◆ 火災による犠牲者の発生を防止するため、地域住民へ消火器などの取り扱いの普及を通して、発災時には的確な対応ができるように、指導を強化していきます。

③ 多様化する救急需要への対応

- ◆ 多様化する救急需要に対応するため、救急隊員の専門的知識、高度な技術の習得など資質の向上に努めます。

④ 救急体制の整備

- ◆ 倒壊物の下敷きや車中に閉じ込められるなどの事故が増加していることから、救助用資器材を充実し、迅速な救出など救急体制の整備を図ります。

⑤ 応急手当に関する技術の普及啓発

- ◆ 事故などが発生した場合、救急車が着くまでの救命処置の有無がその後の救命率を大きく左右することから、救急講習会を開催し、応急手当に関する技術の普及啓発を推進します。また、心臓突然死が増加傾向にあり、一刻も早い応急手当が必要なことから、公共施設などにAED(自動体外式除細動器)の導入を推進します。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
火災発生件数	0件	0件	0件



消防団救命講習

第3節 地域福祉の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 若い世代からのボランティア育成や福祉意識の醸成、中高年向けのボランティア活動への参加など地域福祉の推進が求められています。
- ジュニアボランティアクラブ(JVC)を設置し、青少年にボランティア活動の機会を提供しボランティア学習への理解を深めるとともに、活動を通してさまざまな人々とふれあうことで互いに助け合う姿勢を育成しています。
- 誰もが自分らしく暮らせる福祉のまちづくりを進めるには、昔ながらの隣近所の助け合いに加えて、少子高齢化やひとり暮らし世帯の増加、あるいは障がいのある人や外国籍住民の抱える問題などへの対応ができるような、現在の地域状況に合った新たな支え合いやコミュニケーションが必要です。そして、一人ひとりが、地域の中に自分の居場所があり、自分の地域に関心を持てるように、まずはさまざまな人が交流し、つながりをつくる「出会いの場」を地域の中に広げていくことが重要です。
- 近隣との関係が希薄になっている高齢者、障がいのある人、経済的自立が困難な人、生活習慣や文化の違う外国籍住民などを「支援が必要な人」とみるのではなく、地域を構成する仲間の一員として捉えることが大切です。地域福祉は、これからの福祉のまちづくりの主要課題として、町の価値を高めていくことにつながると考え、具体的には、地域の催しやボランティア活動などへの参加を呼びかけ、住民一人ひとりの顔の見える関係の中で、地域住民の一員としての役割も担ってもらうことで、新たなつながりが生まれます。また、サロンなど地域にすでにある「出会いの場」の持ち方を工夫したり、商店街の空き店舗や学校の余裕教室、個人宅を活用した新たな「出会いの場」をつくることも、新たな居場所づくりを広げることにつながります。その際、福祉・介護事業所等の専門職や地域福祉活動を支援する社会福祉協議会などは、プライバシーにも配慮しながら、一人ひとりが地域につながるための橋渡し役を意識的に担う必要があります。
- 過疎化により地域にあった商店が徐々に廃業し、バス等の公共交通機関の便も少なくなっています。また、高齢ドライバーの認知症対策が強化され、75歳以上の人の運転免許証の返納が増えており、今後、過疎化や高齢化の進展により買い物に不自由な人の増加が見込まれます。
- 新たな地域福祉ニーズの発掘と、サロンを支えているボランティアの高齢化の問題への対応が求められています。
- 女性会や老人クラブの減少にみられるように地域活動が縮小し、また少子高齢化の進行により、本来、地域が持っていた相互扶助の機能も低下してきています。こうした状況を踏まえ、町では地域福祉ニーズへの対応として地域福祉推進事業を展開しています。また、社会福祉協議会では松崎・中川の2地区で高齢者の居場所づくりとしてサロンを月1回開催し、併せてハートアンドヘルプ事業*を行っています。

◆ 目指す姿

「松崎版地域包括ケアシステム」の確立により、松崎町に住む誰もが、住み慣れた地域で、助け合い、支え合いながら暮らしている。

◆ 主要な施策

① 福祉教育の推進

- ◆ 地域づくりは人づくりであるため、今後とも社会福祉協議会などの関係機関と連携して、ふれあい広場など助け合いの輪を広げる地域のニーズにあった福祉教育の推進事業に取り組みます。

② 地域福祉活動の促進

- ◆ 今後も地域福祉ニーズの把握に努めながら、きめ細やかな地域福祉推進事業を展開していきます。
- ◆ 動きやすい庁内体制を活用して重層的支援体制の整備を進めます。
- ◆ 社会福祉協議会と連携して各地区でサロンが自立して運営できるように支援するとともに、ハートアンドヘルプ事業*についても積極的に周知を図ります。

③ 買い物等に不自由な人の支援

- ◆ 高齢者等が買い物や通院などの生活に困らないよう支援していくとともに、事業の課題等を改善しながら進めていきます。

④ 自立支援の推進

- ◆ 今後も現行事業に加え、賀茂健康福祉センターや社会福祉協議会などと連携して低所得者の自立支援に取り組んでいきます。

⑤ 情報を届ける

- ◆ 地域には、地域活動に関心の薄い人や、必要な情報が届かない、または孤立してしまう人、あるいは関心があっても仕事などが忙しく地域活動へ参加するきっかけをつくれな人も存在します。このため、地域の情報がきめ細かく届くように、掲示板や回覧板といった従来の情報伝達的手段に加えて、インターネットの活用や商店などの協力を得た広報など、誰もが地域の情報に触れやすい環境づくりを進めていきます。
- ◆ 社会福祉協議会においても、各地域の動きやボランティア活動などがより多くの住民に伝わるような情報の発信を行っていきます。

⑥ きょうどうで進める

- ◆ 現在の地域活動は、昼間地域にすることが多い人など特定の人に偏ってしまう傾向があります。地域活動への参画を広げるためには、地域住民と、さまざまな機関・団体などが互いに協力しながら、自分が好きなこと、得意なこと、わずかな時間でもできることから始められる場を増やしていくことが重要です。協力の輪が広がるほど、創意工夫が生まれやすく、より柔軟で魅力ある地域活動となるようきょうどうの輪を広げていきます。

*ハートアンドヘルプ事業：地域支え合い型福祉サービスで、あらかじめサービスを提供できる方を登録し、有償でお手伝いするシステムです。

7 子育て世代の参加

- ◆子育て世代は、親同士で子育ての悩みを共有できる場を地域の中に求めており、子育て世代を、徐々に地域福祉活動の一部に「主体者」として関わってもらうことで、地域への愛着や地域活動のやりがいを実感してもらうよう、さまざまな地域活動につなげていく働きかけを行います。

8 多様な人の参加

- ◆小・中学校では、福祉教育の推進など地域との連携強化に取り組んでいます。子どもたちも大人とともに地域のために一役買える機会を広げていけるように努めます。また、これまで仕事中心の生活を送ってきた退職者世代が、趣味や特技も含めて、培った知識や技術、経験を地域で活かし、生きがいにつなげていける機会の広がりも期待されています。地域活動に長く携わってきた人とこれから何かを始めようという人とが共に地域のことを考えたり、活動する場を増やしたり、退職者同士の仲間が集い、語り合いながら、具体的な活動に結びつけていく場を創出していきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
地区サロン・通いの場	9地区	10地区	12地区



地区サロン(中川サロン)

第4節 高齢者福祉の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 本町の高齢化率は令和4(2022)年4月1日現在49.5%と人口の半数近い方が65歳以上となり、年々、増加していく状況となっています。しかし、高齢者さえも減少していく段階に入ろうとしています。このように、高齢者が多くなっていく中、健康で元気に生活していただくとともに、地域社会活動など積極的な参加が求められています。
- 高齢社会の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者は増加しており、高齢者が健康でいきいきと生活でき、必要に応じてサービスや地域の手助けを受けることにより安心して暮らせる体制づくりが必要となっています。
- 社会にかかわる形態はさまざまです。仕事をすることはもちろん、ボランティア活動に参加したり、地域団体の活動に参加したり、仲間と一緒に趣味の活動を楽しむこともそうです。また、例えば、孫の面倒を見たり、近所の子どもを短時間預かったり、ときどき近所のひとり暮らし高齢者の様子を見に行ったり、ということも社会にかかわっていると言えるでしょう。社会にかかわる際にどんな意識を持っているか、は大事なところです。消極的な意識ではなく、楽しみとか喜びといった積極的で前向きな意識を持ってかかわることが、幸福感につながります。自分の持っている知識や経験、技術を活かし、積極的な意識を持って社会にかかわることで、社会の一員としての役割を果たす喜びを実感することができると思われます。この喜びを糧として、さらに前向きにいきいきと社会にかかわることは、その人の自己実現へとつながります。
- 令和2(2020)年の高齢者の就業率は25.1%となり、9年連続で前年に比べ上昇しています。年齢階級別にみると、65～69歳は9年連続で上昇し令和2(2020)年に49.6%となり、70歳以上は4年連続で上昇し令和2(2020)年に17.7%となっています。
- 高齢就業者数の対前年増減をみると、「団塊の世代」の高齢化などを背景に、平成25(2013)年から平成28(2016)年までは主に65～69歳で増加、平成29(2017)年以降は「団塊の世代」が70歳となり始めたことなどにより、主に70歳以上で増加しています。
- 本町の年齢3区分別人口を令和2(2020)年の国勢調査結果でみると、15歳未満が463人、15～64歳が2,626人、65歳以上が2,949人となっており、高齢者人口が生産年齢人口を上回っています。
- 地域包括支援センターでは、一般介護予防事業として運動教室や認知症閉じこもり予防教室、健康力アップ講座などを開催していますが、スタッフや委託先の確保、新規対象者の掘り起こしなどの課題があります。
- 特定健康診査については、個別通知、広報、のぼり旗等による受診勧奨を行っていますが、受診率があまり伸びていません。
- 町では、さんさん松崎やシルバー人材センター、寿大学など社会参加の支援を行っていますが、会員の減少が進み、加入促進や活動の活性化が課題となっています。

- 人口の高齢化に伴い、介護認定者数も増加傾向にある中で、在宅医療との連携や認知症施策、生活支援体制の整備が課題となっています。
- 家族介護者の経済的負担を軽減するため、要介護4以上の在宅で介護している家庭に対し、介護用品等の支給を実施していますが、介護する側も高齢化、核家族化しており、介護負担軽減が課題となっています。
- 地域の活力を増進させていくためには、地域に住む意欲のある人を吸い上げ、ともに共同して地域づくりに取り組んでいくことが必要になります。

◆ 目指す姿

「松崎版地域包括ケアシステム」の確立により、高齢者が自分らしい生き方ができ、いきいきと社会に関わり、助け合い、支え合いのある地域の中で安心して暮らしている。

◆ 主要な施策

① 社会参加の促進

- ◆地域で活動する通いの場等に関する住民への意識啓発を行い、高齢者が気軽に社会参加ができるよう支援していきます。
- ◆一般介護予防事業の実施にあたり、スタッフや委託先の確保、新規対象者の掘り起こしなどを行い、住民が参加しやすい環境を整えます。

② 保健事業と介護予防の一体的実施

- ◆高齢者の心身のさまざまな課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、健康づくり部門と介護予防部門が連携し、健診データ等をもとに一体的な分析を行い、生活改善、重度化防止施策を実施していきます。

③ 介護支援の充実

- ◆要介護4以上の方を在宅で介護している家庭に対し、介護用品等の支給を実施し、家族介護者の経済的負担を少しでも減らせるよう、今後も継続して支援します。
- ◆介護保険サービスでは対応できないサービスの要望など、家族を支えるという視点でも情報収集をしながら、必要に応じて事業展開を検討していきます。

④ 地域包括ケアシステムの構築

- ◆高齢者がいつまでも元気に暮らしていくため、地域の課題と資源を把握し、充実・強化を図っていくとともに、地域の実情に見合った新たな事業の創出を図っていきます。
- ◆不足している医療体制について、新しい医療体制の構築に向け検討していきます。
- ◆医療・介護・福祉等の多職種の連携強化を図り、きめ細やかな支援体制を構築します。
- ◆高齢者の住居の安定確保のため、必要に応じてサービス付き高齢者住宅の整備等も検討します。

⑤ 生涯現役・高齢者就業の促進

- ◆ 老人クラブ連合会や寿大学、シルバー人材センター、給食ボランティアなどへの支援を行います。
- ◆ 高齢者の閉じこもりを防止するとともに、元気な高齢者の社会参加に貢献していきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
要介護(要支援)者数	558人	550人	540人



車いす体験(松崎小学校)

第5節 障がい者福祉の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 障がい者が地域社会の中で自立して生活していくためには、障がいのある人もない人も分け隔てなく、ともに暮らしていくノーマライゼーション*の理念の一層の普及が必要となっています。
- 学校でも福祉教育が行われており、また地域においても障がい者に対する理解が進んでいますが、引き続き、障がい者に対する福祉教育の推進やノーマライゼーション*の理念の普及を進めていく必要があります。
- 自立支援事業や補装具交付事業など各種事業により、在宅の障がい者の自立を促していますが、現在、町身体障害福祉会は活動を停止していて、組織として機能していないことが課題となっています。
- 在宅障がい者に対する支援はできていますが、賀茂地区身体障害者スポーツ大会などの行事参加もなくなり、社会参加に向けた取組ができていません。

◆ 目指す姿

地域の中で障がい者に対する理解が育まれ、障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活し、多様な活動にいきいきと参加している。

◆ 主要な施策

① 意識啓発の推進

- ◆ ふれあい広場は、福祉関係者が一堂に会しての地域とのふれあいの場であるとともに、福祉意識の啓発の一助になっており、ふれあい広場の内容がマンネリ化しないよう、社会福祉協議会と一緒に参加者の増加につながる取組を検討していきます。
- ◆ 障がい者支援機関と連携を図り、障がいのある人が住みやすい地域づくりのための事業に取り組んでいきます。

② 地域における生活支援体制の充実

- ◆ 障がいのある子どもを早期に発見するため、乳幼児健康診査等の充実を図るとともに、保護者が安心して相談できるよう体制の充実を図ります。また、発達障害等の支援が必要な子どもに、成長に応じた指導や訓練等の対応、保護者の経済的負担を軽減するための各種制度の活用、日中一時支援事業等を活用した保護者の就労支援等を充実させていきます。
- ◆ 障がいのある人が、地域においてできる限り自立した社会生活を営むことができるよう、訪問系サービス、日中活動系サービスなどの地域生活支援事業を組み合わせ、総合的なサービスの提供に努めます。

- ◆判断能力が不十分な人も地域で安心して自立した生活が送れるよう、必要なサービスと制度の周知を図ります。

③ 自立と社会参加の促進

- ◆社会福祉協議会など関係機関と連携して、障がいのある人の自立と社会参加に向けた取組を検討していきます。

④ 障がいに対する理解の促進

- ◆社会福祉協議会など関係機関と連携して、障がいに対する理解の促進に努めていきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
地域生活への移行による 施設入所者数	11人	10人	9人



ふれあい広場

※ノーマライゼーション：高齢者も障がい者も、一般の社会において、一般の青壮年者と共に生活していけるようにしていくこと。

第6節 保健・医療体制の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 運動教室では健康意識の高い人が毎年参加していますが、それ以外の方への働きかけが難しい状況となっています。各区の健康リーダー的な方への研修を行ってはいますが、地域の中への啓発普及が課題となっています。
- 近年、食生活の乱れや運動不足、ストレスの増大などを原因とする生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっており、それらの改善に向けた健康づくりへの関心が高まってきています。
- 区長会や保健委員会、食推協（健康づくり食生活推進協議会）への研修を実施しています。一般町民向けには主に講演会の実施等を通じ健康教育を行っています。
- 特定健診もがん検診（一部を除く）も集団で実施しています。また特定健診とがん検診の同日実施も行っていますが、健（検）診の受診率が伸びず、近年、横ばい状態が続いているため、受診率の向上が課題となっています。
- 高齢化の進行や疾病構造の変化、生活習慣病の増加などにより、医療需要が多様化、増大化してきているため、高齢者肺炎球菌ワクチンや子どもインフルエンザなどの予防接種助成を実施し、疾病予防や早期回復を促進しています。
- 年間出生数が15人前後と少子化を迎え、平成29（2017）年度以降、母子保健事業を見直し、4か月健診の個別化、健診・相談業務の統合、西伊豆町との共同実施化を図りましたが、少子化に伴う集団での母子保健事業の存続が課題となっています。また、管内の小児科医が少ないため個別健診や委託先の確保が困難となっています。
- 近隣市町に専門的な医療機関がないため、伊豆の国市にある順天堂大学附属静岡病院に通院している人が多くいますが、公共交通機関で通院する場合は何度も乗り換える必要があり、通院する人の負担になっています。
- 町内の医療機関の閉院があり、地域で安心して医療を受けにくくなっています。また医師数の減少により災害時の対応も懸念されます。
- 夜間、休日等の救急時に安心して医療が受けられるよう、救急医療体制（第1次救急・第2次救急）を確保していますが、夜間の2次救急は利用が少なく、また休日救急においては、当番を担当する診療所の数が年々減少傾向にあります。
- 救急医療体制で大きな支障は出ていませんが、今後、当番引き受け診療所の減少や小児2次救急の利用促進などの問題があるため、体制の見直しなど関係機関で協議していく必要があります。

◆ 目指す姿

町民一人ひとりが、生涯を通じて自ら疾病予防や健康づくりに取り組み、健やかな生活を送るため、保健・医療・福祉の各分野が連携し、地域で安心して医療を受けられる体制ができている。

◆ 主要な施策

① 健康づくり活動の促進

- ◆ 運動教室の実施にあたり、スタッフや委託先の確保、新規対象者の掘り起こしなどを行い、住民が参加しやすい環境を整えます。
- ◆ 地産地消など食育活動の普及や豊かな自然空間を活かした健康増進に資するスポーツ、温泉資源を結びつけ、総合的な健康づくりを推進します。
- ◆ 町民が気軽に立ち寄り、茶飲み話をしながら憩う場として、「通いの場」づくりを推進します。

② 成人保健の充実

- ◆ がんによる死亡を減少させるため、40歳になる方への検診案内(受診勧奨)通知、まつざき健康マイレージ事業の推進、各種がん検診の同日検診の機会を増やすなど各種がん検診の受診率向上を図ります。また、要精密検査未受診者への定期的な受診勧奨通知をするなど、がんの早期発見・早期治療を目指します。
- ◆ 循環器疾患の発症予防及び重度化予防の視点から、危険因子である高血圧症、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドロームの該当者率の減少を図るため、該当者と面接による受診勧奨と保健指導を実施します。また、医療機関からのデータ提供事業の推進、個別健診の検討など特定健診受診率の向上を目指します。
- ◆ スタッフや委託先の確保など、生活改善につなげることができる効果的な予防教室の実施に努めます。

③ 母子保健の充実

- ◆ 少子化の現状や少子化がもたらす課題に合わせ、隣市町との事業の合同実施や医療機関への委託の検討、相談事業の充実など母子保健事業の充実に取り組んでいきます。
- ◆ 児童生徒の肥満の減少や適切な生活習慣を身につける取組などを、学校を始めとした関係機関との連携を密にし、子どもの頃からの健康な食生活の確立を目指します。
- ◆ 管理栄養士が中心となり、食育連絡会の継続的な開催、取組の検討、実施を行います。

④ 保健医療体制の充実

- ◆ 疾病予防や、早期回復のために予防接種の必要性を伝え、また、賀茂圏域以外の医療機関とも連携し接種率向上につなげます。
- ◆ 保健・医療・福祉の各分野が連携し、地域医療の充実を図ります。また、高度医療については、県保健医療計画に基づき、賀茂圏域内外との連携により、医療サービスを受けられる体制を整備します。
- ◆ 診療所の建設については見直しを行い、県や近隣市町の医療機関などと連携し、巡回診療や訪問診療、ICTを活用した遠隔医療など、新しい医療体制の構築に向け検討していきます。

- ◆ 町内に開院を希望する診療所などへの支援、医療従事者確保のための支援を行います。

5 救急医療体制の充実

- ◆ 賀茂圏域内の市町と協力して救急医療対策を進めていくとともに、賀茂医師会へ救急医療体制の見直しや小児2次救急の常設化などを要望していきます。
- ◆ 賀茂圏域外の医療機関とも連携し、救急医療体制の確保を図ります。

6 国民健康保険制度の適正な運用

- ◆ 税における公平性を確保するため、国民健康保険税の未納者に対して徴収体制を強化することで収納率を向上させ、国民健康保険の財源の確保に努めます。
- ◆ 特定健診の受診率向上や保健指導等の実施により、重症化を防止することにより、医療費の削減に努めます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
健康長寿県内順位(お達者度)			
男性	30位	28位	26位
女性	31位	29位	27位



予防接種

第7節 人権尊重・LGBTQ+の推進

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 偏見や差別などのさまざまな人権問題や、最近では感染症に対する誹謗中傷やSNS※上でのいじめなどインターネットを悪用した人権侵害も見られます。こうした人権問題の複雑、多様化に加え、人々のコミュニケーション様式の変化や社会状況を捉えた新たな人権問題への対応が求められています。
- 性別による役割分担意識は、依然として残っているのが現状で、男女共同参画社会の形成について認識が深まるよう啓発活動を進める必要があります。
- 国や県の男女共同参画基本計画を勘案し、松崎町における男女共同参画社会の形成を推進するため「松崎町男女共同参画プラン」に基づき、事業を展開していく必要があります。
- 町の委員会などに占める女性委員の割合は、令和3（2021）年度においては、265人中56人（21.1%）となっており、県内の町平均25.6%を下回っていることから、女性の積極的な登用を図る必要があります。
- 雇用の場において、女性の活躍を推進するため、能力を正当に評価した登用を行うとともに、仕事と家庭生活が両立し、継続して就業できるような環境整備が必要です。
- 男女が社会のあらゆる分野で能力を発揮し、活躍するため、適切な健康保持・増進が図られるような支援が必要です。
- 男性の働き方の見直しの意識を高め、男女がともに子育てや介護に関わることができる環境づくり、支援が必要です。
- 性の多様なあり方への人々の理解や性的マイノリティに対し、必要な配慮を求める声が顕在化しているため、正しい理解を深めていく必要があります。

◆ 目指す姿

偏見や差別をなくし、すべての人の人権が尊重され、多様性を認めることにより、誰もが人間らしく、幸せに暮らせる社会づくりが進められている。

◆ 主要な施策

① 人権尊重・平等教育の推進

- ◆ 権利の尊重や偏見・差別をなくす教育・学習機会を提供するとともに、広報紙、ホームページなどを活用し、意識啓発活動を行います。

※ソーシャルネットワーキングサービス：Social Networking Service(Site)。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)のこと。SNS。

② 女性登用の機会拡大

- ◆ 偏見や差別をなくし、すべての人が幸せに暮らせる社会の実現のため、町の政策や方針決定に関わる各種委員会などに、誰もが平等に登用されるようにします。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ◆ 働くすべての人が、その能力を十分に発揮し心豊かな生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、事業所などの理解促進に努めます。

④ LGBTQ+ への対応

- ◆ 多様な性について研修等により十分に理解を深め、それを認めていくあり方について広報・啓発活動に努めます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
町の委員会などに占める女性委員の構成割合	21%	25%	30%



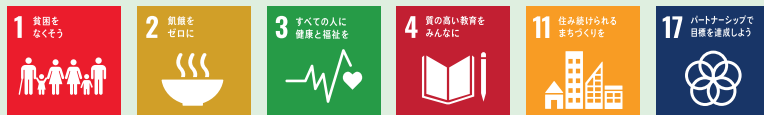
人権教室(松崎中学校)

Ⅱ だれもが夢を育み、実現できるまちづくり

(子育て・教育・文化分野)

第1節 子育て支援の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 近年、核家族化やひとり親世帯の増加を背景に、子育てに対する不安や負担感が増大するとともに、保育や子育て支援のサービスへの要望は多様化し、増加しています。
- 子育て支援については、子育て団体へのボランティア活動費補助金、平成26(2014)年度から長時間保育(7:30~18:30)の開始、平成28(2016)年度から小・中学校入学時、また中学校卒業時に1人30,000円の商品券を支給する子育て支援祝い品事業の開始、平成29(2017)年度から幼稚園授業料及び保育園保育料の軽減を開始し、令和元(2019)年10月から幼稚園授業料及び保育料(3歳以上児)の無償化を開始、こども医療費助成事業のほか、町立児童館において育児グループの集まりや一時預かり事業、放課後児童クラブなどが行われており、少子化対策には力を入れています。今後とも地域や保護者からのニーズに合ったきめ細かなサービスを展開していく必要があります。
- 令和4(2022)年4月1日現在ひとり親家庭は33世帯となっており、近年、ひとり親世帯の数は横ばい状態となっています。町では、児童扶養手当以外に医療費助成などの支援を行っていますが、経済状況が不安定の中、今後もひとり親世帯の生活基盤安定に向けた支援が求められています。

◆ 目指す姿

地域全体で子育てを支援することで安心して子どもを育てることができ、子どもたちが心身ともに健やかに成長している。

◆ 主要な施策

① 子育て支援の充実

- ◆ 教育資金利子補給や奨学金の貸付けなどの現行事業を継続しながら、地域や学校など関係者と協力して子育てニーズの把握に努め、支援を継続していきます。
- ◆ 子育て世帯の負担軽減のため、出産祝金などの支給や、児童館活動及び放課後児童クラブの充実に努めていきます。
- ◆ 多様化している子育て支援サービスに対応するため、子育て支援センターの設置を検討します。

② 子どもを産み育てやすい環境づくり

- ◆不妊に悩む夫婦が安心して不妊治療ができるように、治療費の助成を図るとともに、経済的・精神的負担の軽減と事業の啓発に努めます。
- ◆妊婦から子育て世代及び家族を支援するイベントを開催するなど、家族や地域のかかわりの強化を目指します。また、地域での見守りや声かけ等を実施する環境づくりに努めます。

③ 妊産婦の健康管理体制の充実

- ◆妊娠の早期届出を推進し、妊婦健診、産婦健診の助成を行い、経済的・精神的に支援します。出産に関しての悩みや育児不安等に対応できるよう、妊産婦訪問等の支援体制を継続実施していきます。

④ 乳幼児の健康管理体制の充実

- ◆新生児・産婦の家庭訪問と乳児家庭全戸訪問事業を継続実施し、子育てしやすい環境を整えます。
- ◆出生から就学まで一貫性のある健康管理体制の確立に努めるとともに、各種健康診査、栄養相談を行い、母と子の健康の保持・増進、また子どもの心身の健やかな発育・発達を支援します。発達遅滞、言葉の遅れ等がみられる子どもに対しては、関係機関と連携し一人ひとりに合った支援体制を継続していきます。

⑤ 保育サービスの充実

- ◆家庭や地域、学校等と交流を深め、特徴を活かした保育内容の充実に努めます。また、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり事業等に取り組み、柔軟に対応できる体制づくりと人材の確保に努めます。

⑥ 自立支援の充実

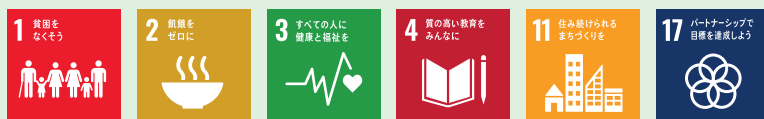
- ◆ひとり親世帯の生活の安定と自立を促すような支援を進めていきます。
- ◆今後とも社会福祉協議会と連携し、低所得者への自立支援の取組を実施していきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
年間出生数	14人	17人	20人

第2節 子ども・若者支援の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 「21世紀松崎町3つの実践運動(明るくあいさつ、はっきり返事、しっかり後始末)」を家庭、学校、地域で推進していますが、一般への実践活動の周知と活動の継続が課題となっています。
- 子どもたちが抱える諸問題について、学校・家庭・地域が連携した支援につながるよう努めるとともに、ヤングケアラー※1に対する理解を深め適切な支援ができるように努める必要があります。
- 小・中・高生徒指導担当による商店への立ち入り調査や街頭指導により、現状把握、情報交換を行い、街頭キャンペーンでは、非行防止をPRしています。
- 少子化や核家族化により家族構成が変化する中、情報化の進行や携帯電話、インターネットなどのメディアへの対応が必要となっており、青少年を取り巻く環境は変化しており、それぞれが抱える課題が増えているほか、不登校や引きこもり、いじめや自殺、犯罪の低年齢化や児童虐待など、子どもを取り巻く環境は複雑化しています。この課題に対応するため、教育委員会では、「子供を知る会」を開催し関係する方々と、子どもたちの日常の様子を情報交換し共有することで、些細な変化にいち早く気づき、小さな芽のうちに対応することを目指しています。
- みどりの少年団や海洋クラブ、ジュニアボランティアクラブ、新世紀松崎三聖塾を通じて、郷土への愛着、協調性、社会貢献意識の向上に努めていますが、少子化に伴いみどりの少年団などの活動の参加者数が減少しています。また、指導者が硬直化していることから新たな指導員の確保が必要となっています。
- 地域に関する学習や体験を通じて、子どもたちの町づくりへの参画意識を養成しています。
- 各種事業を通じて青少年の健全育成が図られていますが、団体活動への参加者は限定されるため、魅力ある活動内容にしていく必要があります。
- 各種プロジェクトや学習で、生徒が地域の方々と意見を交わす機会を用意することで、地域を知り地域に愛着を持てるような場を提供していく必要があります。
- 防災道徳を推進し、自主性を育む心の教育に取り組み、防災の日常化を目指す必要があります。
- 子どもたちが「将来の松崎を担う」という視点を持ち、キャリア形成について考える機会を設定する必要があります。

◆ 目指す姿

「3つの実践運動」が松崎町全体で実行されるなど、家庭・学校・地域が一体となって社会環境を整え、青少年が健全に育っている。

※1 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

◆ 主要な施策

① 地域環境づくりの促進

- ◆ 「あいさつ、返事、後しまつ」の3つの実践運動をさらに推進し、学校、家庭だけでなく、地域と一体となった活動を定着させ、学校と地域のつながりが感じられるような環境づくりに努めます。
- ◆ 地域との交流の機会を進め、郷土に誇りと愛着を持つ心を育むとともに、町づくりに参画する意識やキャリア形成への意識を高めます。
- ◆ 防災訓練への参加や子どもからの情報発信を通して地域と関わります。
- ◆ 今後も広報や会議等で積極的に周知を行い、地域住民全体で青少年の見守りを行っていきます。
- ◆ 子どもたちの些細な変化にいち早く気づき、ヤングケアラーに対する理解を深め、適切な支援ができるように努めます。

② インターネットの適正利用

- ◆ 消費者行政分野と連携し、インターネットの適正利用について周知し、犯罪等に巻き込まれることのないよう広報に努めます。
- ◆ 各学校では一人一台端末が準備されていることから、インターネットの適正利用について、学校、家庭と連携するとともに、SNSなどのネットモラルやマナー、メディアリテラシー※2に関する教育に努めます。

③ 青少年活動の促進

- ◆ 団体活動を通じて、引き続き青少年の健全育成を推進していきませんが、少子化などのためそれぞれの団体間で連携しながら事業展開できるよう検討していきます。
- ◆ 各団体活動を応援し、時には各団体をつなげ連携させることで、より活発な活動を促します。

④ 思春期保健対策の拡充

- ◆ 学校教育との連携を図り、中学生に生命の大切さを学ぶ機会をつくり、自己効力感の向上につながる取組を進めます。
- ◆ 子ども同士のつながり(絆)を深めたり、命の危機への気づきや対応に取組意欲を高める学習に取り組みます。

⑤ 自主的な活動の拡充

- ◆ 地域の若者がまちづくりに積極的に参加でき、地域に溶け込んでいける環境づくりに努めます。
- ◆ 「幼小中一貫研」の機会を利用し、防災道德の質の向上を図ります。

◆ 目標指標

	現状値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
青少年活動の団体数	7団体	10団体	12団体

※2 メディアリテラシー：次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力。②メディアにアクセスし、活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力。

第3節 幼児教育の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる時期であり、情緒面、知的面での発達や社会性を身につける重要な成長段階です。その中で、家族とのふれあいを通じて「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成する家庭教育は、すべての教育の基盤となるものです。
- 幼児教育を充実させることにより、「生きる力」の基礎を培う就学前教育を充実させる必要があります。
- 探究する力を育むため、幼小中において一体感を持ち、継ぎ目のない一貫した教育に取り組む必要があります。
- 幼稚園児、保育園児、小学生を対象とした青少年健全育成公演会を開催し、子どもたちの情操教育に役立てています。
- 幼児期の情操教育や多様性に応じた教育に取り組む必要があります。
- 支援を要する園児の方針については、保護者と話し合いを密に行い、共通理解・協力を得て行っています。
- 高校生の保育体験、中学生の保育体験・ジュニアボランティアの受入を行っています。

◆ 目指す姿

幼児が、家庭を基本とし、基本的な生活習慣や社会性を身につけ、心身ともに健康に育っている。

◆ 主要な施策

① 家庭教育支援の充実

- ◆ 家庭教育支援員を活用した研修会の開催や幼児教育アドバイザーの活用により、家庭教育を支援していきます。
- ◆ 自発的、主体的な遊びを通して心身の成長を促すようにします。
- ◆ 幼児教育アドバイザーの活用により、保育の質の向上及び幼小の円滑な接続に努めます。
- ◆ 「幼小の架け橋期の連携」により小1ギャップの解消に取り組みます。
- ◆ 幼稚園から中学校までを「幼小中一貫研」で一貫した教育活動に取り組み、教職員の連携を強化します。

② 子育て支援活動の充実

- ◆ 保護者との連携や中高生、ボランティアの受入を行い、開かれた園づくりを推進し、子育て支援活動の充実を図っていきます。
- ◆ あずかり保育や保護者との面談を行うことで、保護者の悩みに寄り添い、それぞれの家庭が子どもの個性を活かしながら子育てができるよう支援していきます。
- ◆ 地域に開かれた園づくりを推進し、子育て支援活動の充実を図ります。
- ◆ 子ども同士のつながり(絆)を深めたり、命の危機への気づきや対応に取り組む意欲を高める活動に取り組みます。
- ◆ 自発的、主体的な遊びを通して心身の成長を促すようにすると共に、人との関わり方や社会性の基礎を育てていきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
家庭教育学級の開催数	3回	5回	7回



園児の一日体験入学

第4節 学校教育の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、自ら学び、考え、判断し、行動できる「生きる力」を育み、家庭と学校と地域が連携して子どもを育てることが重要となっています。
- 個々の児童生徒の理解にあった、学習機会を確保し一人ひとりの学力に合った学びへの取組が重要となっています。
- 地域学校共同本部の学習支援員や小学校読書ボランティアにより、地域住民の協力を得て取り組み、西豆地区のよさの認識に努め、郷土に根ざした子どもの育成を目指しています。
- 中学校の西豆学では、地元商店、地域の人を指導者として、体験学習を実施しています。
- 地域学校共同本部で学校と地域のコーディネート業務は少なく、学習支援員による学校の支援活動が中心となっています。
- 小学校には、町単独の支援員を各クラス1人ずつ配置し、児童の支援を行っていますが、中学校においても各学年1人の支援員を配置し、学力の向上に取り組んでいます。
- 「松崎町幼小中教職員フレド※」を規範とし、教職員は一致団結して信頼される学校づくりに努めています。
- 学校施設の適切な維持管理を図り、学習環境の向上に努めています。
- 松崎小学校[昭和56(1981)年]、中学校[昭和45(1970)年]、共同調理場[昭和56(1981)年]は整備から年数が経過し、修繕箇所が増えています。また小学校においては平成22(2010)年度に、中学校では、平成20(2008)年に大規模改修が行われ、耐震化が完了しています。共同調理場の整備については、新築、改修を含めて検討しています。
- 情報教育環境の整備が充実したことにより、情報活用能力の向上に努めるとともに効果的な活用について研鑽する必要があります。
- 人口減少により児童生徒数が減少し高等学校の存続が危ぶまれています。

※松崎町には、「幼小中教職員のフレド」があります。

フレドとは「信条」のことで、全教職員がフレドを心に刻みながら、子どもたちと関わっていきます。

○私たちは、子どもの思いを誠実に受けとめ、努力し伸びようとする子どもたちを育みます。

○私たちは、信頼され応援していただける園・学校づくりを目指します。

○私たち教職員は、お互いのよさを発揮し、協働して、松崎の教育を高めていきます。

◆ 目指す姿

家庭と学校と地域が連携し、生きる力が身につく、郷土に根ざした子どもたちが育つとともに、児童生徒だれ一人取り残すことなく、学力を伸ばすことができている。

◆ 主要な施策

① 地域と連携した教育内容の充実

- ◆ 地域との接点を増やしていき、学校と地域との協力体制を一層強固にしていきます。プロジェクトや地域学習を通じ、学校、地域、保護者との連携を強化していきます。
- ◆ 地域に関心の持てるような学びを実践することで、ボランティアへの参加者を増やすよう働きかけます。
- ◆ 子どもたちに豊かな学びを育むため、幼稚園から高校までの15年間の発達段階を見通しながら連携した教育を行っていきます。
- ◆ 幼児期から引き続き、情操教育や多様性に応じた教育に取り組みます。
- ◆ 外国語教育についてはALT(外国語指導助手)を配置し、幼稚園から外国語に接する機会を増やします。
- ◆ タブレット、モニター及び電子黒板等を活用し効果的に授業を行うとともに、児童生徒の学力に合った学習環境を提供します。
- ◆ 教職員研修などを行い、児童生徒の学力を向上させるツールとしてのタブレットの効果的な活用について工夫していきます。
- ◆ 進度の異なる個々の児童生徒の学習支援のためAIドリルの導入を進めます。
- ◆ 「幼小中一貫研」で松崎の教育への理解を深めるとともに、中学校と高等学校の交流事業など連携型中高一貫教育に取り組みます。
- ◆ 「21世紀松崎町の3つの実践運動」を日常化し、道徳的実践力を育成するとともに、人の関わり方や社会性を育みます。
- ◆ 「子供を知る会」などに取り組むことで児童生徒の様子を共有し、多くの目で子どもを見守る体制作りに取り組みます。

② コミュニティスクールの推進

- ◆ 学校と家庭、そして地域が一体となった学校運営を念頭におき、「きょうどう」で子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。

③ 特別支援教育の充実

- ◆ 今後も特別支援員を配置し、だれ一人取り残さず支援が必要な児童に対する学習環境の整備を図っていきます。

4 教育環境の整備

- ◆ 学校との連携を密にし施設整備の要望などを共有し必要な予算化を行うなど、学校と行政が一体となった教育環境の向上を図っていきます。
- ◆ 共同調理場の建設については、あるべき姿を確認しながら、教育施設等整備検討委員会で適地を検討していきます。
- ◆ 「西豆地域教育研究協議会」に松崎高校の存続に向けた視点を加え、具体的な対策を検討していきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
外部講師の人数	5人	25人	50人



ALTによる授業

第5節 生涯学習とリカレント教育の充実

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 社会環境の変化がめまぐるしい現代において、生涯にわたり学び続けられる生涯学習へのニーズは、定年を迎え職場から地域に新たな活躍の場を求める団塊の世代などを始めとした世代で、近年増加・多様化しています。
- 各世代が参加できる学習機会を提供するため、毎年、生涯学習教室を開催しており、高齢者に偏りがちな教室に若年、壮年層にも興味を持って参加してもらえるようなものを加えるよう工夫して取り組んでいます。
- 魅力的な講座を開設するにあたり、人材情報の収集が必要となっています。
- 小学校PTA教養部と共催で生涯学習公演を開催しています。
- 社会教育施設として、生涯学習センターが整備されており、老朽化等による施設内の修繕に随時対応しています。
- 学校教育からいったん離れた後も、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくことがますます重要になっています。

◆ 目指す姿

町民一人ひとりの年代や生活スタイルに応じて、社会とのかかわりを通して、個人の生き方や考え方に豊かさと広がりをもたらす場となっている。

◆ 主要な施策

① 生涯学習活動の促進

- ◆ 学習者の参画により、魅力的な生涯学習教室の開催に努めるとともに、教室をきっかけとして自主的な活動への展開を進め、広く学びの場を提供するとともに学びの質の向上に努めます。
- ◆ PTAと連携を一層密にし、公演会を開催します。
- ◆ 各世代や生活スタイルに応じたきめ細かな生涯学習、アウトリーチ^{*1}型による届ける生涯学習を進めます。また、他団体との交流を行い、生涯学習の広がりや活性化に努めます。

② 関係機関との連携の促進

- ◆ 大学等との連携、教育委員会と町長部局との連携、地縁組織とNPO等との連携の促進を図り、学習環境の整備に努めます。

③ リカレント教育※²の促進

- ◆ 希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを無料で習得することができる制度の普及に努めます。
- ◆ 学習情報の提供と相談、学習機会の提供、広報・啓発活動などの社会人への直接的な働きかけと、関係機関の連携の推進、学習需要の調査研究、学習成果の活用、地域間格差を是正するための取組などのリカレント教育の推進に向けた環境づくりを推進します。

④ 世代間交流の促進

- ◆ 高齢者が培ってきた知識・経験の伝承とともに高齢者の居場所づくりに努めます。

⑤ 社会教育施設の充実

- ◆ 利用者が快適に活用できるよう、社会教育施設の充実を図ります。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
生涯学習講座開設数	8講座	10講座	12講座



生涯学習講座(旧依田邸)

- ※1 アウトリーチ:「手を伸ばすこと」を意味する英語。社会福祉の分野で、助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けることとして使われていたが、近年、さまざまな分野で使用されている。
- ※2 リカレント教育:学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。社会人になってから自分の仕事に関する専門的な知識やスキルを学ぶため、「社会人の学び直し」とも呼ばれます。

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 自己実現と健康増進を目指す必要があります。
- 近年、スポーツ・レクリエーション活動を通じた介護予防や健康づくりに加え、仲間づくりや生きがいづくりなど多様な観点から、スポーツ活動は重要な役割を担っています。
- スポーツ・レクリエーションへの意識の高揚、啓発を図るため、毎年1回体育協会に委託し、スポーツ講演会を実施していますが、講師やテーマによって参加者にバラつきがあり、限られた予算の中でいかに多くの参加者に来てもらえる講師を選定するかが課題となっています。
- 町のスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、4名のスポーツ推進委員を設置しています。B&G水泳大会、グラウンドゴルフ大会などの協力をいただいておりますが、スポーツ推進委員による自主事業の検討も必要と思われれます。
- B&G水泳教室、水泳大会、グラウンドゴルフ大会、体育協会主催のソフトボール大会、バレーボール大会の開催により、スポーツ活動への参加を図っています。また、体育協会やスポーツ少年団活動への支援も行っています。
- B&G松崎海洋センターは、通年使用が可能な温水プールの強みを活かしきれず、利用者が減少傾向にあります。
- ウェルネスまつざきで各種教室を開催し、スポーツに楽しむ機会を提供しています。
- 少子高齢化やスポーツ団体の減少によりスポーツ活動に取り組む人口が減っています。体育協会は、会員数が減少し、運営や活動が困難になってきています。
- 総合グラウンドや勤労者体育センター、B&G松崎海洋センター、旧学校体育施設を町内外の利用者に貸し出し、健康づくり、誘客に寄与していますが、人口減少やスポーツ・レクリエーション活動団体の減少に伴い、利用者が少なくなってきました。
- 総合グラウンドや勤労者体育センター、B&G松崎海洋センター、旧学校体育施設は、整備からかなりの年月が経過し老朽化著しく施設の健全な維持が課題となっています。

◆ 目指す姿

子どもから高齢者まで、誰もがいつまでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加し、技術の向上と健康増進が図られている。

◆ 主要な施策

① スポーツ・レクリエーション参加意識の高揚

- ◆ 町民のニーズを確認しながら、広報や各種事業を通じて啓発活動を進めていきます。
- ◆ スポーツ推進委員の研修や新たな人材の発掘などにより、リーダーや指導者の育成を行います。
- ◆ 社会体育活動を行っている団体を対象に研修会等を実施し、スポーツ推進委員に移行できるように検討・実施していきます。

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ◆ 単なるスポーツ活動ではなく、福祉の面から健康づくりや食育とからめた総合的な事業展開を図ります。また、新たなスポーツや健康づくりに関する事業を通して、スポーツ人口増を図ります。
- ◆ 誰もが手軽に楽しめる新たなスポーツの推進を図ります。
- ◆ 誰もが、さまざまなニュースポーツに触れる機会を提供していきます。

③ スポーツ施設の充実

- ◆ 社会体育施設の適切な維持管理を計画的に進め、健全な施設経営に努めるとともに、町内の利用者はもとより、町外の利用者増を図るべく、宿泊関係者や合宿誘致などへの働きかけを行っていきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
松崎町体育協会の加盟団体数	7団体	8団体	10団体



富士山ビューウォーキング

Ⅲ 地域に根付いた産業が育まれ、経済がにぎわうまちづくり

(産業振興分野)

第1節 観光の振興

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 観光立国推進基本法によれば、観光は国際平和と国民生活の安定の象徴であり、経済発展への寄与、国民生活の安定向上への貢献、国際相互理解の増進をその使命とする成長戦略の柱であり、地方創生の切り札ともされています。
- コロナ禍での不要不急の外出や県境を跨ぐ移動の自粛、海外との往来の停止等により観光客が激減し、観光を主体としてきた地域産業を維持するため、観光に関連する産業等を中心に、経済振興策の早期展開が求められています。
- 今後の観光のあり方としては、団体から個人・家族へ、非対面・非接触へなど、観光の目的や旅行形態の変化に伴い観光客のニーズが多様化する中、その対応が求められています。
- 町では、海、山、川の恵まれた自然環境と農林漁業等を組み合わせたグリーンツーリズムによる誘客を推進しており、近年は民間による事業も出てきていますが、観光客数は減少しています。他地域にある総合案内的な組織がなく、受入・推進体制の改善が必要となっています。
- その地域ならではの自然や歴史・文化を「体験する」形の観光の重要性が高まってきています。
- 地域にある歴史文化施設や花やジオパークなどの自然景観などを活かした観光誘客に取り組んでいますが、掘り起こした観光資源の磨き上げや有効活用が課題となっています。
- 関東地区において、ショッピングモールや駅にて誘客キャンペーンを実施していますが、「海」、「花」、「桜」だけでは各観光地でも実施しているため誘客が難しくなっています。
- インターネットによる情報収集が日常生活で当たり前のこととなり、観光情報サイトの充実やSNSによる情報発信を今まで以上に推進していく必要があります。
- 伊豆縦貫道の整備促進によりアクセス道路となる県道下田松崎線の重要度が今後高まり、沿線にある道の駅の利用の増加が予想されます。また、地場産品直売所など観光客が道の駅に求めるニーズと現状の施設内容に違いが生じています。
- 道の駅の利用が大きく減少しており、周辺エリアを含めた活性化が必要となっています。
- 平成28(2016)年度に国・県の登録有形文化財に指定されている旧依田邸を町で購入し、文化財としての保護や利活用が求められています。

◆ 目指す姿

エコツーリズム、サステナブルツーリズムなど、松崎町ならではの観光資源を発掘・活用して、やすらぎと感動のある体験型観光が充実している。

◆ 主要な施策

① 体験型観光の推進

- ◆ 体験事業一覧を多くの人の目につくよう、どこに、どのようにPRしていくかなどPR効果を考慮して、普及を図ります。
- ◆ 観光客から求められる体験事業のニーズを把握するとともにボランツーリズムやスタディーツーリズムなど新たな事業を創出します。
- ◆ 事務局の体制整備を図り、エコツーリズム、サステナブルツーリズムなどの体験事業の窓口を集約化し、より一層の周知を図ります。

② 観光資源の発掘と活用の推進

- ◆ 松崎ならではの自然・歴史・文化を活かした観光資源を磨き上げ、観光客の来訪に努めます。
- ◆ 地域資源を活かした観光商品を創出し、エージェントへのPRを強化します。
- ◆ 桜葉スイーツをはじめ、松崎の「食」を活かした誘客に努めます。

③ PRの強化

- ◆ 新聞や雑誌への掲載や駅などでのプロモーション活動を行う中で、「いつ」、「どの世代に」、「どこを」売り込むのか検討しながら実施し、PRの強化を図ります。
- ◆ 観光協会と連携し、SNSや動画による観光PRに努めます。
- ◆ 「伊豆」というブランドを活かして、美しい伊豆創造センターの構成市町の一つとして、引き続き広域誘客に努めます。
- ◆ 観光施設内の多言語表示設置などにより、外国人観光客への多言語案内をより推進します。
- ◆ 美しい伊豆創造センターと連携し、ターゲットを絞ったインバウンド誘客に努めます。

④ 町営観光施設の活用促進

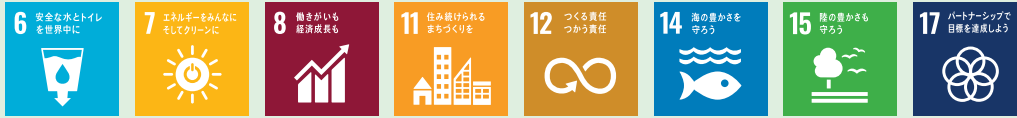
- ◆ 道の駅花の三聖苑については、情報・休憩・交流の機能を充実した観光交流拠点として整備・活用を推進します。
- ◆ 道の駅花の三聖苑については、社会環境や時代の変化、マーケティング調査の結果などに応じた施設整備を行うとともに、イベントの実施等によるソフト面での誘客を図ります。
- ◆ 旧依田邸については、登録有形文化財としての価値を活かした施設改修を行い、にぎわい創出や地域活性化を図ります。
- ◆ 直営観光施設については、今後の活用を再検討し、必要な整備及び適切な管理に努めます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
体験型観光事業数	28事業	32事業	35事業
スポーツ型観光人数	11,529人	15,000人	17,000人

第2節 農林漁業の振興

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 農林漁業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、輸入産物との競争の激化などを背景に、農林漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。特に農業においては、肥料の高騰や資材の値上がりなどの影響が大きいものの、経費増加分を価格へ転嫁することが難しく対応に苦慮しています。
- 6次産業化については、販路の確立が難しい状況のため、特産品としてブランド化し、観光分野と連携したPRが必要となっています。
- 農業従事者の高齢化が進む中、後継者や新規就農者の確保も思うように進まず、耕作放棄地が増加傾向にあります。農業従事者の高齢化による規模縮小や廃業により増加する耕作放棄地を解消するための農業後継者、新規就農者の育成や法人参入営農に取り組んでいます。
- 有害鳥獣による農作物への被害が深刻化しており、農業者の生産意欲の減退につながっています。
- 農産物の生産においては、販路の確保は重要な課題であることから、ふるさと納税の活用など販路拡大の推進を図る必要があります。
- 林業については、森林の荒廃を防ぐため、国、県の補助を受け、間伐事業を実施しています。公共事業等における町産材の活用が課題となっています。
- 漁業従事者は、年々減少傾向にあり、漁業者の多くは、民宿との兼業となっています。漁業振興として、てんぐさやひじきなどの海産物のブランド化や観光産業と連携した海の体験メニューの推進を図る必要があります。
- 魚市場や加工場がなくなり、漁業振興は難しい状況となっています。

◆ 目指す姿

意欲ある担い手を育成し、農林漁業が一体となった魅力ある生産活動が活発に行われている。

◆ 主要な施策

① 農業の振興

- ◆ 農業委員会や農業振興会と連携し、新規就農者や後継者育成などの支援体制を強化します。
- ◆ 耕作放棄地が増加しないよう農業法人による大規模営農の支援や、賃借・売買可能な農地の紹介に努めます。
- ◆ 未利用農地が適切に管理されるよう所有者への働きかけを進めるとともに、荒廃農地の除草作業などに取り組む地域住民の活動を支援します。
- ◆ 農家が自立できる営農ビジョンを作成するとともに、肥料や資材の高騰など生産コストの増大による離農や後継者不足を招かないよう、JAや近隣自治体とも連携しながら地域の農業を守る支援を進めます。
- ◆ 担い手を受け入れやすい農地環境を整備するため、県の基盤整備事業などによる農地の集積化を推進します。
- ◆ 有償ボランティア制度、地域おこし協力隊制度の活用による担い手確保に努めます。
- ◆ 町の特産品である桜葉の生産・加工等の関連事業の振興をはじめ、農林産物のブランド化や商品化に努めます。
- ◆ 生産者の意欲をかき立て地場農産品の生産維持・拡大につなげるために、地域農業、経済の振興に寄与する軽トラック市の開催や、イベントなどにおける地場産品販売ブースの確保、支援に努めます。
- ◆ 狩猟免許取得補助や有害鳥獣捕獲報奨金を継続して行うとともに、防護柵、電気柵などの設置に対する補助金を拡充し、有害鳥獣対策を強化します。

② 林業の振興

- ◆ 森林環境譲与税を活用した森林整備をはじめ公共事業等における町産材の活用を図ります。
- ◆ 地域おこし協力隊や木工職人などと連携した事業展開により、間伐材の活用を推進します。また、隊員確保のための仕組みづくり(木工・林業の学校等との連携など)を進めます。

③ 漁業の振興

- ◆ グリーンツーリズム推進協議会との連携を強化し、海の体験メニューの増加に努めます。
- ◆ イセエビやアワビ、サザエなどの漁獲量に大きな影響が考えられる磯焼けについて、関係機関と協力し調査研究に努めます。
- ◆ 組合員減少等の課題を抱える那賀川非出資漁業協同組合について、継続して活動できるよう支援していきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
新規就農者・農業後継者(累計)	3人	5人	7人
認定農業者(累計)	14人	17人	20人

第3節 商工業の振興

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 近年の商工業を取り巻く状況は、規制緩和や流通構造の変化、製造コストの上昇傾向、消費者ニーズの多様化などを背景に、大きな転換期を迎えています。
- 販売形態について、全国的にはインターネットを活用したり、無店舗での販売が増加しています。
- 商工会において、ピカ市、ロマンシール等の事業を実施していますが、現状は後継者不足等により閉店する商店が増加しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2(2020)年度から町の主要産業である観光業を始め、大きく売り上げが減少しています。今後、借入金の返済が始まることから、継続して事業継続を支援する必要があります。
- 事業所支援として、融資資金利子補給金交付事業を行っていますが、平成23(2011)年に発生した東日本大地震の緊急対応からきているものであるため、借入融資資金に条件があることや、年利率の0.5%の補給ということで年間でも少額であることから経営支援としては微力となっています。
- 平成4(1992)年3月に中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定し、商工会や金融機関等と連携して事業所支援に取り組んでいます。
- 企業誘致については、長引く経済不況や交通等の立地条件の悪さもあり、新たな企業の進出は難しい状況となっています。半島振興法と過疎法に基づく固定資産税の税制優遇措置を平成29(2017)年度から始めています。
- 年々少しずつ、松崎ブランド認定商品の開発が続けられていますが、取り組む事業所が限られてきているところがあります。開発のきっかけとなる事業を行ってもその事業を活かせない現状があります。

◆ 目指す姿

商工業者の経営が安定化し、魅力的な個店が並び、町民や観光客が松崎町内での買い物を楽しんでいる。

◆ 主要な施策

① 商工業の活性化

- ◆ 地域商工業の活性化を図るため、地域の事業所の経営支援にあたっている商工会活動を支援します。
- ◆ 商工会と連携し、新規創業者や商業活性化の核となる店舗の取組を支援します。また、創業支援の一環として、空き店舗の活用も検討します。

② 中小企業の経営支援

- ◆ 融資資金利子補給金交付事業について、事業者が利用しやすいよう見直しを行い、商工業者の経営の安定化を図ります。
- ◆ 町の利子補給制度の周知を強化し、活用実績を増やすことにつなげます。
- ◆ 第三者承継による事業継続を含め、事業者の事業継続に資するため、関係機関と連携し、課題の抽出や施策の検討を行い、支援策を講じていきます。

③ 特産品の開発と活用

- ◆ 補助制度を活用して、商品開発に取り組む事業者を支援していくとともに、商工会が行う松崎ブランド事業を推進します。
- ◆ 商品PRや販路開拓について、商工会と連携して行います。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
商工業者数	463人	463人	463人



ロマンシール協同組合抽選会

第4節 新たな産業の振興

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 平成25(2013)年に「日本で最も美しい村」連合に加盟し、令和元(2019)年に継続審査に合格しましたが、登録資源である「なまこ壁の建造物」、「塩漬けの桜葉」、「石部の棚田」については、担い手不足が大きな課題となっています。
- 現在、地域には人口減少に伴う地場産業の後継者不足、雇用先の減少などさまざまな課題が蓄積しており、このことが、さらなる人口減少と高齢化に拍車をかけています。こうした地域課題に対して、国は平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、関係人口の構築、都市再生支援、各種補助金や助成金の交付など、さまざまな政策を講じ、第2期の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によりさらなる対策を講じているものの、支援の手が追いついていないのが実情です。今後、地域住民と多様な外部人材の連携により、地域資源を活用した新たな産業の振興が求められています。
- シェアオフィス*1やワーケーション*2等のテレワーク*3の推進により、地域の課題解決に向けた企業との連携に取り組む必要があります。
- 全国的には、行政やNPO法人だけでなく企業や個人までが一丸となって地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネス*4が注目されており、まちづくり、環境・資源の保全、地域資源活用、地域情報の発信、観光地支援、農業支援、商店街活性化、IT化・DX推進支援、高齢者支援、介護・福祉支援、就業支援、育児支援、教育支援、災害救援、地域安全活動など多彩な分野で展開されています。コミュニティビジネス*4が地域住民と行政、企業のハブとなることで、民営、協業パートナーの発展や行政コストの削減、スタートアップ企業を始めとするローカル企業の輩出といった効果も期待できます。

◆ 目指す姿

居住する地域住民が多様な主体と連携することで、少しずつ地域社会の活性化や地域住民の生活環境の改善・向上につながるような活動がなされている。

◆ 主要な施策

① 地域資源の保全と活用

- ◆「日本で最も美しい村」連合の登録資源である石部の棚田やなまこ壁の建造物、塩漬けの桜葉を代表とする豊かな自然、歴史、文化を後世に残すため、地域資源を活用した新たな産業を生み出す仕組みづくりに努めます。

② ワークেশョンの推進

- ◆ 遊休施設や空き家を活用したシェアオフィスやテレワークによる個人、企業の受入を推進します。

③ 起業の促進

- ◆ 町内外の起業に意欲のある団体・個人に対し、その設立に対する相談、手続支援、創業の際の融資など制度の拡充により、既存産業の振興及び新たな産業の創出を図ります。

④ ふるさと納税の推進

- ◆ ふるさと納税を活用して、新たな町の特産品や体験型観光商品などの返礼品を生み出し、広くPRすることにより、町内産業の活性化を図るとともに、町の財源確保に努めます。
- ◆ 企業版ふるさと納税の活用により企業との連携を図るとともに、町の財源確保に努めます。

⑤ コミュニティビジネス立ち上げの支援

- ◆ 行政が直接支援しにくい地域課題などについて、ビジネスの手法で解決しようとする団体・個人を募集するなど、コミュニティビジネス立ち上げの支援と業務の案内を行います。

⑥ 新たな働き方の支援

- ◆ 半農半X等一つの職にこだわらない働き方を支援するとともに、特定地域づくり事業協同組合の設立を検討します。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
新規起業件数	3件	5件	5件

- ※1 シェアオフィス：1つのオフィスを複数の企業や個人がシェアして使うオフィスのこと。空間や設備を複数の企業などが共有するオフィス。英語では「Shared-Office」と呼ばれています。
- ※2 ワークেশョン：Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすことです。余暇主体と仕事主体の2つのパターンがあります。
- ※3 テレワーク：ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。
- ※4 コミュニティビジネス：地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

Ⅳ 豊かな社会・自然環境を次代へつなぐ、持続可能なまちづくり

(環境分野)

第1節 環境保全と脱炭素社会の促進

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 東日本大震災における原子力発電所の事故を契機として、安全なエネルギーや電力に対する関心は高まっており、大量消費型社会から資源循環型社会への転換を図り、環境に配慮したまちづくりの推進が求められるようになってきています。
- 地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという「脱炭素社会」を目指して、世界全体で脱炭素に向けた取組が推進されています。
- 花いっぱい運動では、花の会などへの助成のほか、花壇コンクール・街角の花コンクールの実施などにより住民参加を促していますが、担い手の高齢化により花壇管理団体が減少し、コンクールの参加者も減少しています。花の会等の団体についても担い手の高齢化により将来的に存続が難しくなってきています。また、コミュニティ活動の低下により、地域で草刈りや花壇などを管理することが難しくなってきています。
- 自然エネルギーについては、小学校への太陽光発電装置の設置や住宅用太陽光発電設備設置に対する補助も行われていますが、他の自然エネルギーの利活用も人や環境に配慮し検討していく必要があります。
- 景観づくりについては、平成29(2017)年度に景観行政団体となり、令和3(2021)年に景観計画の策定、景観まちづくり条例を施行しました。景観まちづくりを進める上では、住民の率先した取組が必要なことから、景観への意識醸成を図ることが必要です。また、なまこ壁の建造物を活かした松崎らしいまち並み整備を進めることが必要です。
- 一人当たりごみ搬出量の減量化については、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を合言葉とし、ガイド等で周知を図っているところですが、抜本的な減量化にはなっていません。
- 平成28(2016)年度から新たに水銀を含む蛍光灯・電池のリサイクルを開始し、リサイクルを促進しています。
- クリーンピア松崎は、平成11(1999)年の稼働開始から23年が経過し老朽化が進んでいます。また、人口減少等に伴うごみの減少により、施設稼働率が低下しています。

◆ 目指す姿

ごみの発生が抑制、再使用、再生利用され、地球環境への負荷の軽減が図られた持続可能な循環型社会が形成されている。

◆ 主要な施策

① 自然環境の保全と緑化の推進

- ◆ 花壇管理団体への正しい花木の管理方法などの研修の開催や住民に対する啓発活動により、緑化の推進に努めます。
- ◆ 海岸線の保全については、名勝地と国立公園と区域が重複しているため、関係課が連携して事務を進めていきます。また、区域内では手続が必要なことについて、広報やホームページなどで周知を図ります。

② 環境意識の向上

- ◆ あらゆる場面における環境学習を推進し、理解を深めてもらうようにします。
- ◆ 花の日町内清掃を継続するとともに、住民が花に関わる機会を提供し、花いっぱい運動の一層の推進を図ります。

③ エネルギーの有効利用

- ◆ 住宅用太陽光発電設備設置に対する補助を継続して行います。
- ◆ 脱炭素社会に向けたエネルギーの利活用の促進を検討していきます。自然エネルギー導入については、自然環境などへの影響が懸念される場合もあるため、慎重に検討します。
- ◆ エネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネルギー機器や設備等の導入を推進します。

④ 計画的な土地利用の推進

- ◆ 土地利用指導要綱の見直しなどを行い、適正な土地利用の調整を今後も継続します。

⑤ 景観づくりの推進

- ◆ 景観計画に則り、住民の参加意識の醸成を図り、自然景観となまこ壁など歴史・文化を感じる美しいまち並みとのバランスを考えた景観づくりを進めます。
- ◆ なまこ壁建造物などの景観資源の保存・活用に対する補助制度や仕組みづくりを推進し、景観づくり、景観保全を進めます。
- ◆ 花の会への助成や花いっぱい運動への参加促進を通じて、町民とともに四季折々の花や木があふれる松崎町らしい景観づくりを推進します。

⑥ ごみ減量とリサイクルの促進

- ◆ ごみの分別や減量化について、広報紙などを通じて周知を図ります。また、生ごみ処理（コンポスト・生ごみ処理機）への補助を充実し、生ごみの減量化と再利用を促進します。
- ◆ リサイクルについては今までリサイクルしていないものを新たに加えるなど検討を行い、リサイクル率の増加を図ります。
- ◆ 下田市、南伊豆町、西伊豆町、松崎町の1市3町においては、人口減少等に伴うごみの減少により施設稼働率が低下していることに加え、いずれの施設も老朽化が進んでいることから、効率的で安定的なごみ処理体制を構築し、持続可能な適正処理を確保していくため、1市3町が協力してごみ処理事業を広域化・集約化します。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
資源化率	15.6%	16.4%	19.6%

第2節 文化財の保護と活用

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 社会の成熟化に伴い、近年、国民の伝統文化や文化財に対する認識や関心が高まっています。
- 松崎の薫りのする文化を大切にし、後世に伝えていく必要があります。
- 松崎町にとって重要な文化財の町指定を進めるとともに、指定文化財の保護・保存を継続していますが、文化財保護の共通認識を図るための啓発活動の強化が求められています。また、文化財所有者が、維持・管理するため、補助制度による支援が必要となっています。
- 文化財の修繕については、申請、許可までに時間がかかり、スピード感を持った対応ができない状況となっています。
- なまこ壁技術伝承事業は、現時点では、個人のブロック塀や公共施設への施工が中心で、母屋、蔵などへの施工が行われていません。左官職人の数も少なくなっており、職人養成が必要ですが、伝承事業だけでは仕事としては成り立たない現状があります。
- 重要文化財岩科学校は、(一財)松崎町振興公社に指定管理により委託し、入館施設として公開していますが、入館者数が、令和3(2021)年度6,659人<昭和63(1988)年度75,252人>と減少が続いています。修繕が必要な場合は、県を通じ、文化庁と相談し対応をしています。
- 重要文化財としての保護は、国・県の指導を受けながら常時対応しています。しかし、重要文化財としての保存と観光施設としての公開のバランスといった視点が優先してしまい、本来の重要文化財としての保存管理が行き届いているとは言えない状況です。
- 現存する郷土史資料等が発見・活用されておらず埋没・消滅してしまう可能性があります。
- 国、県の登録有形文化財に指定されている旧依田邸は、(一財)松崎町振興公社に指定管理により委託し、入館施設として公開していますが、文化財としての保護や利活用が求められています。
- 児童生徒に対しては、総合的な学習の機会を通じて、町の伝統的な財産を後世に伝えていきます。
- 「日本で最も美しい村」連合の登録資源であるなまこ壁を個人のブロック塀や公共施設に新たに設置することにより、左官技術の伝承を図ると同時に、松崎らしいまち並みの整備を行い、誘客につなげています。

◆ 目指す姿

松崎町の誇りである伝統や文化財の重要性が認識され、町民の手で大切に守られ、確実に後世に伝えられている。

◆ 主要な施策

① 文化財の保護・保存

- ◆ 町指定文化財の保護に努めるとともに、未指定文化財の調査・研究を進めます。
- ◆ 児童生徒が町の誇りである伝統や文化財について学べる機会を積極的に設けます。
- ◆ 文化財保護法に基づく名勝地の許可については、申請により対応しており、国立公園内の許可とともに、周知を図っていきます。
- ◆ 現在、保存・活用に関する計画の改正が完了し、今後は住民等へ広く普及・啓発を図っていきます。「文化財」の現状を把握し、保存方法や幅広い利用形態について検討します。
- ◆ なまこ壁の保存活用は、町文化財の指定、補助制度の創設など幅広い利用形態について検討していきます。
- ◆ 本町特有の文化資源である入江長八の鏝絵作品の保存・継承に努めます。
- ◆ 歴史的建造物にとどまらず、町史編纂室などに保管されている資料等の整理を進め有効に利活用するとともに後世へ継承します。

② 文化財の活用

- ◆ 重要文化財岩科学校は、今後も適切な管理を行い、将来に向け保存していきます。公開については、新たな事業やPR方法も検討するとともに、姉妹館である国宝旧開智学校と連携した取組を推進します。
- ◆ 文化財の保存と施設の利活用の観点から、適切な整備及び管理を実施します。
- ◆ 旧依田邸については、展示方法の改善や展示物を増加することにより、多くの観光客に見学してもらえるよう誘客に努めます。

◆ 目標指標

	現状値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
旧依田邸の入場者数	3,937人	6,000人	7,000人



町指定文化財 依田佐二平直筆の書「送別の詩」ほか

第3節 文化活動の推進

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- ゆとりや潤いなどの心の豊かさが重視される社会傾向が強くなる中、精神的な充足感をもたらす芸術文化活動への関心や参加意欲が一層高まってきています。
- 芸術文化活動の推進団体である文化協会に対して運営補助や事務の支援を行い、組織強化を図っていますが、会員の高齢化や会員数の減少により、団体の活動が縮小する傾向となっています。
- 芸術文化活動を通じて、心豊かな生活を実現するとともに、会員相互の親睦、連携が図られています。
- 芸術祭・芸能発表会は、出品者、出演者のレベルも高く、積極的に芸術文化活動に取り組んでおり、来場者にも大変好評となっています。
- 生涯学習教室で実施した絵画、デジカメ教室からの団体活動につながる展開もみられます。
- 文化協会に芸術祭や芸能部門発表会開催を委託し、活動や成果の発表の場としており、両事業とも多くの来場者がありますが、会員数の減少や固定化により、事業規模が縮小の傾向にあります。
- 図書館は33,928冊[令和3(2021)年度末]の蔵書を有しており、年間6,600人余りの利用があります。利用者増を図るため館内、中学校、お知らせ版などによる新刊案内や読書週間にしかけ絵本を公開しています。
- 図書館の書庫が小さいため、蔵書冊数に限度があります。中学生から30歳までの利用が少なく、利用促進の検討が必要となっています。
- 図書館では、利用者からのリクエストも反映しながら図書を購入しているため、新刊本の入庫も早くなっています。
- 図書館は、少数の人員で対応しており十分な運営体制が組めない現状が課題となっています。

◆ 目指す姿

町民一人ひとりが豊かな芸術文化に触れながら生活し、意欲的に芸術文化活動を展開することで、新たな地域文化が醸成されている。

◆ 主要な施策

① 芸術文化活動の推進

- ◆ 芸術文化活動を推進するため引き続き文化協会の支援を行うとともに、新たな会員(若年層)獲得につなげるため生涯学習教室の内容も工夫していきます。
- ◆ 小学校の図画工作の授業で漆喰の教材を扱うなど、町固有の文化への認識と愛着を深めていきます。
- ◆ 多様な生涯学習教室を計画・実施し、生涯学習教室からの団体活動へ移行できるよう検討・実施していきます。また、団体活動においては、他団体との交流にも取り組み、より活性化するようにしていきます。

② 文化イベントの充実

- ◆ 芸術祭・芸能発表会などの文化イベントを、今後も多くの皆さんに出品、出演いただけるよう、積極的にPRするとともに文化協会と連携して事業を推進していきます。

③ 文化施設の充実

- ◆ 図書館の運営体制の充実を図り、住民のニーズを反映しながら、図書を充実させるとともに新書に関する周知等を行うことで、利用の少ない年代層や全体的な利用者数を増やしていきます。
- ◆ 重要文化財岩科学校、伊豆の長八美術館、旧依田邸、道の駅花の三聖苑等を小・中学校の学習に取り込むことにより、文化財への認識と郷土の愛着を育てていきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
文化協会加盟団体数	12団体	15団体	17団体
町民一人当たりの貸出冊数	3冊/年	5冊/年	8冊/年



文化協会 芸術祭

第4節 上下水道と温泉の整備

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 水道は、生活環境の向上と健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない重要な社会基盤であり、生活排水の処理は衛生的な生活環境を確保するとともに、美しい自然環境を保全する上でも重要な役割を果たしています。
- 水道は、人口減少により使用水量が減少傾向にあり、料金収入が減少する一方で、老朽化した施設が更新時期を迎え、更新費用が増加傾向となっています。
- 水道事業は、施設整備への大きな費用負担ができないため、更新時期を迎えても優先順位を設け、緊急度が高いものからしか更新できない状況となっています。また、設計や工事監理を行う人員も不足しています。
- 平成30(2018)年度に作成した経営戦略において、令和3(2021)年度に改定率20%の料金改定が必要としていたものをコロナ禍で見送っていましたが、新型コロナウイルスの再拡大やロシアのウクライナ侵攻に起因する物価の高騰など、生活を圧迫する状況となっていることから、水道料金の改定は当分の間見送り、今後新たに作成する経営戦略に基づき改定していきます。
- 合併処理浄化槽への転換について、設置補助により対策を講じていますが、現状の単独処理浄化槽で支障がないことから転換が進んでいません。
- 温泉事業は、昭和39(1964)年に発足以来、2度の大規模改良整備により安定した供給が図られていますが、一部施設においては老朽化による改修のため、今後費用の発生が見込まれます。
- 契約口数全425口のうち約2割が使用を休止しており、権利放棄も増加傾向にあります。
- 豊富な湯量に対して未活用分の利用促進をどのように進めるかが課題となっています。

◆ 目指す姿

良質な水と温泉の安定的な供給と生活排水の適切な処理により、快適な居住環境が確保されている。

◆ 主要な施策

① 水道事業の安定化

- ◆ 新たに経営戦略を作成し、戦略の投資・財政計画に基づく将来にわたって持続可能な経営を行います。

② 下水排水処理の推進

- ◆ 合併処理浄化槽の設置促進について、引き続き広報や点検業者による周知を行い、転換を促していきます。
- ◆ 下水排水及び浄化槽汚泥の衛生的処理のため、集落排水処理施設や西豆衛生プラントの効率的な運営管理を行います。
- ◆ 集落排水事業について、経営戦略の作成により、将来にわたって持続可能な経営を行います。
- ◆ 西豆衛生プラントについて、今後も安定して稼働させるため、必要な整備を行っていきます。

③ 温泉事業の安定化

- ◆ 令和2(2020)年度に作成した経営戦略に基づき、日常点検、定期的な保守点検により施設の健全度を確保し、供給の安定化、経営の安定化を図ります。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
合併処理浄化槽設置補助基数 (累計)	616基	716基	816基



温泉デリバリー

第5節 道路・交通網の整備

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 道路は、経済の発展や生活の向上をもたらすとともに、大規模災害時の支援物資の輸送経路などさまざまな機能を有しており、大切な都市基盤の一つです。また、バスは通勤や通学等の生活交通や観光客の交通手段として活用されるとともに、環境負荷の軽減の面からも重要性は高まっています。
- 平成26(2014)年度から5年サイクルで町内すべての橋梁点検が終了し、令和元(2019)年度からは2順目の点検に入っています。修繕が必要な橋梁も多く計画的な対応が必要であり、令和4(2022)年度において橋梁長寿命化計画(2度目)を策定していきます。
- 新港利用という点においてはイベントでの活用実績もありますが、海路整備という点においては、あまり進んでいません。
- 観光業が低迷する中で、旅客船の就航は困難な状況となっており、新港湾のカーフェリー就航など、商業目的の利用を検討していますが、実現していません。
- 公共交通については、住民生活の足となる路線バス4路線での運行を行っていますが、利用者の減少による費用負担の増加が課題となっています。また、自家用車利用者が多いため、公共交通に対する意見があまり出てこないことも課題となっています。

◆ 目指す姿

快適で安全な道路網や公共交通網が形成され、誰もが安心して移動できる環境となっている。

◆ 主要な施策

① 道路・橋梁の整備

- ◆ 地区の要望に基づき町道の整備を進めていくとともに、伊豆縦貫自動車道や国道136号、県道下田松崎線などの国道・県道については、継続した改善要望活動を国や県に対し実施します。
- ◆ 橋梁の長寿命化を図るため、町道橋の維持補修に努めます。

② 海路の整備

- ◆ 静岡県や西伊豆町と連携してクルーズ船誘致に取り組みます。
- ◆ フェリー就航に向けて、近隣市町と連携し取り組みます。

③ 公共交通の充実

- ◆公共交通事業者と連携し、路線バスの運行の経費削減に努め、デマンド型交通の導入など利用者のニーズに合った公共交通を目指します。
- ◆グリーンスローモビリティや自動運転など、既存の公共交通の概念にとらわれない新たな運行方法を研究します。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
町道橋梁の耐震化の整備 (累計)	16橋	30橋	40橋



工事が進む町道山口雲見線(山口)

V コンパッションを共有し、“きょうどう”で進めるまちづくり

(行財政分野)

第1節 行政のリデザイン

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 来庁者に対しても積極的に声をかけることによって、どこに行くのか案内する体制づくりができています。
- 職員研修により知識・技術向上の機会を与えるとともに、人事考課による評価を行っています。また、職員研修や人事考課面接などにより、自己改善・業務改善の「気づき」を促し、職員の人材育成・能力発揮を図っています。
- 職員研修や人事考課を実施してはいるものの、さらに長期的な展望に立った研修計画や評価にする必要があります。
- 市町村職員研修や広域研修に積極的に参加することで、職員個々の資質向上を図っていますが、受講対象者が業務多忙により受講を辞退するケースがみられます。
- 減少する自主財源(税収)の中、基金の確保や大型事業における地方債の活用による財政の健全性を維持しています。
- 地域主権の進展により、地方自治体には、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果について責任を負う、自立した行政運営の必要性が高まっています。
- 地方債(過疎債)の配分が十分ではないため、国への要望活動が必要となっています。
- 保有資産(施設)の計画的な利活用や取壊費用などが課題となっています。

◆ 目指す姿

町民生活に最も身近な行政機関として質の高い町民サービスを提供し、歳入・歳出のバランスが取れ、住民生活のセーフティーネットとなる行財政運営が図られている。

◆ 主要な施策

① 町民サービスの充実

- ◆ 来庁者には積極的に声をかけることによって、町民とのコミュニケーションの向上に努めるとともに、来庁者が職員に対して気軽に話しかけられるような体制づくりと職員の接遇能力向上のための研修を行います。

② 職員の資質向上

- ◆ 専門性の高い研修などへの参加を促進し、職員のモチベーションアップにつなげていきます。
- ◆ 地域社会の一員としての自覚を持って、主体的に地域課題の解決にかかわり、町民と地域が主役となった地域づくりを支えていくため、町民視点で町全体の利益を追求する職員を確保・育成します。
- ◆ 計画的なキャリアマネジメントや企業と連携した専門人材の活用などにより、複雑多様化する行政課題やデジタル化に対応することができ、高い専門性と多様な創造性を持って政策目標の実現と、地域に入り、地域の発展に貢献する職員を確保・育成します。また、長期的な育成プログラムにより若手職員のさらなる能力向上を図るほか、女性職員が町政のあらゆる分野で個性や能力を発揮できるよう、計画的な人事配置やキャリア形成の支援に取り組みます。
- ◆ 人事考課制度について、客観性を保ち、職員の多くが納得できる仕組みを構築し、具体的な処遇反映に向けて取り組んでいきます。

③ 健全な財政運営

- ◆ 今後も一般廃棄物焼却施設や学校給食共同調理場、火葬場、津波避難タワーなどの大型事業への起債が見込まれる一方で、自主財源(税収)の減少や令和5(2023)年度以降の地方交付税交付見込額の減少などが懸念されるため、財政の健全性を保持しながら財源確保(地方債の活用・基金の維持など)に努めます。
- ◆ 地域住民のニーズに合致した行政活動を把握し、自治体規模に即した財政運営及び事業実施をしていきます。
- ◆ 幼稚園や小学校の統廃合などにより活用されていない施設の利活用を検討していきます。
- ◆ 施設の有効利用を図りながら維持に努め、不要施設は安全面などから取り壊し等も視野に入れて検討していきます。
- ◆ 将来の財政需要を見すえて、中長期的な視点に立った透明性の高い財政運営を行います。また、地方財政措置の充実や地方一般財源総額の確保を国に要請するとともに、町税等の徴収強化や未利用資産の有効活用など、あらゆる手法による歳入確保に取り組みます。さらに、事業効果や必要性・効率性を検証し、事務事業を厳しく精査するなど一層の「選択と集中」により歳出の徹底した見直しを行い、限られた財源の重点的かつ効果的な活用を図り、持続可能な財政構造の構築に取り組みます。
- ◆ 人口減少・少子高齢化の社会構造条件下、減少していく税収の中で、適正な課税客体の把握に努めるとともに、収納のキャッシュレス化など徴収事務の効率化を実施していきます。また、税の公平性を確保するため、適正な滞納処分を行い徴収対策の強化を図り、徴収率の向上、税収の確保を図っていきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
経常収支比率	86%	83%	80%

第2節 地域のガバナンスときょうどう

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 人口減少と超高齢社会の進行、経済成長の鈍化・停滞というこれまでに経験のない時代になり、地域課題の多様化・高度化・複雑化、NPOなど多様な地域の担い手の登場など、地域を取り巻く環境も大きく変化してきています。
- 国においては、地縁組織等の多様な主体が一体となって地域の課題解決に取り組む力を“地域力”と捉え、その強化を重要課題として、各種取組を展開しています。
- 地域コミュニティ等の多様な地域主体の参画・協働により、地域課題の解決等につなげていくことが求められています。
- このような地域力の創造や新たな公の実現のための主要な担い手として、地域コミュニティの活性化の必要性が増大してきており、この視点からの地域での対話をもとに活性化策を検討していくことが必要となります。
- 少子高齢化や後継者不足により、まちづくりの中心を担ってきた町民、コミュニティの力が弱体化してきています。
- 各地区のコミュニティ組織が弱体化しており、祭りなどの行事の継続が困難になってきています。
- 町内にさまざまな分野の団体がありますが、同じ人が各種団体に関わっている状況があり、コミュニティ活動に参加する人が限られています。
- 地域主権の推進により地方自治体の役割は拡大しており、一層、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら対等な関係で協力し合う、協働のまちづくりが重要となっています。
- 広報紙やお知らせ版、同報無線、ホームページなどにより町民への情報提供を行っていますが、若い世代を中心にSNSによる情報収集・発信が主流になってきており、多様な媒体による情報発信が求められています。
- 町ホームページの更改やフェイスブックの導入により、情報発信の向上に努めています。
- 住民参画の機会として、花の日町内清掃や花いっぱい運動を通じた活動を促進していますが、地域活動への参加意欲が薄れてきており、活動者や参加団体が減少傾向にあります。
- 自治会活動保険や地区集会所等の施設整備に対し補助を行い、地区コミュニティを支援しています。

◆ 目指す姿

町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域が一体となったきょうどうでのまちづくりが進められている。

◆ 主要な施策

① コミュニティの再構築

◆ 地域コミュニティの活性化のため、これまでの事業を継続するとともに、地域で活動しているコミュニティ団体が連携をとり、多くの町民が参加・協力できる体制づくりに努めます。

② 地域分権の推進

◆ 町外の組織や団体との関わり合いも強めながら、住民と行政がきょうどうを継続的に積み重ねていくとともに、多様な地縁コミュニティを基盤にしたプラットフォームの構築を推進し、地域にできることは地域の自主性や主体性のもとに分担していく関係を目指していきます。

③ 住民参画の促進

- ◆ 花いっぱい運動事業やコミュニティ組織を支援する補助事業を継続して行います。
- ◆ 引き続き住民参加の場の提供を行うとともに、コミュニティ団体を支援する補助制度を継続して行います。引き続き制度の周知を図り、コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ◆ 住民参画の意識を高めるための住民懇談会やワークショップを開催します。
- ◆ 大学との連携や町内の小・中・高等学校等、多様な世代を巻き込んだ活動を推進します。

④ 多様な主体とのつながりの形成

- ◆ 住民、事業所、NPO、関係団体、地域などの多様な主体の参画を促し、それぞれが持つ力を存分に発揮するパートナーシップを構築し、効果的な事業展開を図ります。
- ◆ オープンデータの利活用の拡充や、広聴広報活動を通じて町政に対する理解を促進し、多様な主体による多面的なネットワークを形成します。

⑤ 内外のつながりの形成

◆ グローバル化の進展や第4次産業革命などによる社会経済情勢の変化に対応し、広く町内外に向けて町の持つさまざまな価値や魅力を発信していくため、これまでの取組から生まれたつながりを最大限活用し、町内外との交流基盤を強化します。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
まちづくり活動支援 補助金申請件数	0件	2件	4件

第3節 スマート自治体・デジタル化の推進

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 地域の情報化による事業活動への貢献を図り、情報化の恩恵が町内全般に及ぶよう努める必要があります。
- 情報を利用できる人とそうでない人の情報格差(デジタルデバイド)の是正を図る必要があります。
- 行政手続の多くは窓口への来庁と申請書類の書面提出が必要となっています。このため町民の利便性は低く、データ入力などの作業も残るため、利便性の向上とコスト削減につながってはいません。
- 役場内は、縦割り組織単位で分担して仕事を進めるスタイルが残っており、部署間のコミュニケーションも十分ではなく、庁内各担当が保有する業務データを活用するシステム環境も整っておらず、長期的な予測や部署間の課題解決にICTの活用を図ることが求められています。
- また、ICTの利用拡大に伴い、国内でも個人情報の流出や情報セキュリティ事故が発生しています。事故が発生すると、町民生活に深刻な影響を及ぼすことや行政の信頼性を損なう可能性があり、安全対策に努める必要があります。

◆ 目指す姿

ICTの活用によるスマート自治体の推進により、行政事務の効率化と住民の利便性が向上している。

◆ 主要な施策

① デジタル化の普及促進

- ◆ DX(デジタルトランスフォーメーション)推進計画に基づき、計画的なデジタル化に努めます。
- ◆ 社会全体でスマートフォンやインターネットなどによる情報化社会への進展が加速化しており、時代の流れに則した情報通信メディアの普及を促進します。
- ◆ デジタルデバイド対策として、デジタル活用支援員等の活用を検討していきます。

② 情報ネットワークシステムの充実

- ◆ 町内のWi-Fi環境・5G環境の拡充に努めます。
- ◆ セキュリティポリシーやICT-BCP(情報通信部門の業務継続計画)など必要な計画の修正、策定を行います。
- ◆ 庁内Wi-Fi環境の拡大や、セキュリティ対策に必要な庁内ネットワークなど、今後の状況を見ながら検討し通信環境の適正な維持管理に努めます。

③ 情報提供の充実

- ◆ SNSを活用した情報発信を充実して展開します。

④ 利便性、サービス向上を実感できるデジタル行政

- ◆ 行政手続がデジタル上で完了する基盤を整備します。
- ◆ 高度なICTを活用し、教育、福祉などあらゆる分野で質の高い住民サービスを目指します。

⑤ 効率的な行政事務の推進

- ◆ 職員が最大のパフォーマンスを発揮できるICT環境の整備に努めます。
- ◆ 定型、繰り返し業務の徹底的な自動化を進めます。
- ◆ 業務情報のデータ化とエビデンス(合理的根拠)に基づく政策立案(EBPM*の推進)に努めます。
- ◆ ICT活用人材の育成に取り組みます。
- ◆ マイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるため、カードのメリットや安全性について周知を図り、カードを活用した行政手続のオンライン化などに積極的に取り組み、行政サービスの向上と行政事務の効率化を図ります。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
マイナンバーカード交付率	58.9%	75.0%	85.0%
スマートフォン利用率	72%	85%	95%



マイナンバーカード出張申請窓口

*EBPM: エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案。

第4節 広域行政の推進

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が進み、対応しなければならない事務事業が増えてきており、小規模な自治体単独での対応が困難になってきており、日常生活圏の拡大、価値観や生活スタイルの変化などに伴い、近隣自治体との連携による広域的な行政サービスへの取組が重要となっています。
- 行政諸課題は常に変化しているので、広域連携需要にあった施策を精査していく必要があります。
- 下田地区消防組合、西豆衛生プラント組合、広域ごみ処理など、近隣市町との広域的事務事業を展開しています。
- 賀茂地域広域連携会議での協議などにより消費者行政など賀茂の市町で共同事務を進めています。

◆ 目指す姿

町民の生活圏の拡大に対応し、広域行政が推進されている。

◆ 主要な施策

① 広域連携の推進

- ◆施設整備など共通した課題や事務を共同して広域的に対応する方が、財政負担や人的負担も少なく効率的であるため、今後も継続して展開します。
- ◆広域連携需要にあった施策を精査し、賀茂地域広域連携会議での検討を継続していきます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
広域的共同事務数	3件	4件	5件

第5節 新たな人の流れの創出

SDGsとの連携



◆ 現状と課題

- 人口減少地域の活力の低下は大きな課題となっています。
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による各種事業や移住定住促進協議会による取組が行われていますが、根本的な解決には至っていません。
- 今後、さらなる移住定住の推進の強化に加え、新たな人の流れを創出するため、「関係人口」の創出や姉妹都市交流を代表とする地域間交流の促進に努める必要があります。
- 北海道帯広市との姉妹都市交流や長野県松本市安曇地区との地域交流など、長年にわたって相互訪問などの交流を続けています。令和4(2022)年度に新たに都市提携を富士宮市と締結しました。
- 姉妹都市交流以外でも長泉町や掛川市、「日本で最も美しい村」連合加盟町村との新たな地域間交流が動き出しています。
- 国内交流だけではなく、地方においてもグローバル社会への対応が必要とされています。
- 国際理解教育を推進し、異文化への理解を深め、生き方を広げる教育を進めるため、外国語指導助手(ALT) 1名を幼稚園、小・中学校へ派遣し、英語教育に取り組んでいます。

◆ 目指す姿

企業、大学、個人等多様な人が定期的、継続的に町に関わりを持ち、地域に暮らす人とつながる仕組みが構築され、新たな人の流れが生まれている。

◆ 主要な施策

① 関係人口の拡大

- ◆ 新たな地域間交流を通して、地域活性化に資する事業を展開します。
- ◆ 美しい村連合のサポーター企業を巻き込みながら、加盟町村との連携事業の推進を図ります。
- ◆ 企業版ふるさと納税の活用や美しい村連合のネットワークにより、企業と連携した事業を展開します。
- ◆ 大学フィールドワークや地域資源を活用した学生の自然体験、ボランティア活動、インターンシップの受入など、大学との連携事業を推進します。
- ◆ 石部棚田を代表とする自然資源を活かした体験や食育の場の活性を図り、定期的に本町を訪れるコアファンの増加に努めます。

② 移住・定住の推進

- ◆空き家バンクによる住まいの提供や空き家改修、起業支援等の助成制度、移住関係の情報発信強化、移住定住促進協議会による移住者受入体制の構築など、移住・定住を促進します。

③ 姉妹都市交流の促進

- ◆今まで交流を深めてきた実績を踏まえ、児童生徒の派遣や歴史・文化・経済を含めた幅広い相互交流を通して地域の活性化につなげるとともに、視野の広い人材の育成に努めます。
- ◆互いの地域経済活性化など、新たな交流を推進します。

④ 国際的視野での交流促進

- ◆グローバル社会へ対応できる企業や人材の育成及び地域における外国人の円滑な受入を推進するため、外国人技能実習生法定講習の受入支援等、外国人との交流を促進します。
- ◆学校での外国語指導助手による国際理解教育を進めます。

◆ 目標指標

	現 状 値	令和9(2027)年度	令和14(2032)年度
移住相談件数	101件	150件	200件
フィールドワーク等により松崎町を訪れる大学生の数	284人	350人	500人



移住相談会

資料

第6次松崎町総合計画 基本構想・前期基本計画

第4部 資料

1 策定経過

年 月 日	内 容
令和3年 10月26日	総合計画委員会(計画策定スケジュール等の検討)
11月22日	第1回庁内会議(アンケート調査内容の検討等)
12月16日	トップインタビュー(町長へのまちづくりへの考えなどの聞き取り)
12月20日	第2回庁内会議(アンケート調査・第5次総合計画の事業評価の実施について等)
令和4年 1月	町民意識調査(住民アンケート)の実施
2月17日	各課ヒヤリング(第5次総合計画事業評価について等、~2月18日)
3月24日	総合計画委員会(アンケート調査の結果について等)
5月 1日	住民ワークショップの開催
5月 8日	住民ワークショップの開催
5月19日	議会全員協議会(住民アンケートの結果・第5次総合計画事業評価)
8月 8日	第4回庁内会議(基本構想・主要施策の検討等)
8月19日	議会全員協議会(住民ワークショップの概要、将来像・基本理念案について)
8月26日	総合計画委員会(将来像・基本理念について)
9月13日	各課ヒヤリング(課題・施策実施状況について等、~9月14日)
10月 3日	第5回庁内会議(基本計画の検討等)
10月27日	総合計画委員会(計画素案について、諮問)
11月14日	議会全員協議会(計画素案について)
11月21日	総合計画委員会(計画素案について)
11月29日	第6回庁内会議(将来像・基本理念、実施計画の検討等)
12月15日	町政懇談会の開催
12月15日	パブリックコメントの実施(~12月28日)
令和5年 1月19日	総合計画委員会(基本構想・基本計画、諮問答申について)
1月31日	議会全員協議会(計画案について)
2月 6日	町議会臨時会(第6次総合計画基本構想について議決)

2 松崎町総合計画委員会条例及び名簿

(1) 松崎町総合計画委員会条例

松崎町総合計画委員会条例

昭和56年3月25日条例第13号

(設置)

第1条 松崎町の総合計画的な行政運営のための基本構想に関し調査審議するとともに快適な生活環境の確保を図るためのコミュニティ計画の推進、及び表彰に関する審査をするため、松崎町総合計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に関する調査、町長に対する意見の具申、並びに町長から諮問のあった場合の答申に関し、次の事項を行う。

- (1) 松崎町総合開発基本計画に関すること。
- (2) 松崎町土地利用基本計画に関すること。
- (3) 松崎町都市計画に関すること。
- (4) 環境保全地区に関すること。
- (5) 松崎町農村総合整備計画の策定及び推進に関すること。
- (6) 表彰に該当する者の審査に関すること。
- (7) 松崎町コミュニティ計画に関すること。
- (8) 前各号に関する関係行政機関並びに関係団体との連絡調整
- (9) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、松崎町議会議員、知識経験者及び各種団体等の代表のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開き審議を行うことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画観光課において処理する。

(補則)

第7条 この条例で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年12月17日条例第18号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 松崎町農村総合整備推進委員会設置条例 (昭和53年松崎町条例第29号) は、廃止する。

附 則 (平成11年3月26日条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(松崎町コミュニティ計画委員会設置条例の廃止)
- 2 松崎町コミュニティ計画委員会設置条例 (昭和55年松崎町条例第17号) は廃止する。

(2) 松崎町総合計画委員会委員名簿

No.	役職名等	氏名	備考
1	町議会議員	高柳孝博	
2	商工会長	関唯彦	
3	観光協会長	本多正弘	
4	松崎地区代表区長	小嶋博幸	委員長
5	中川地区代表区長	山本光信	
6	岩科三浦地区代表区長	齋藤房男	
7	教育委員代表	松本一男	
8	社会福祉協議会代表	山本栄	
9	さんさん松崎会長	加賀良雄	
10	知識経験者	石田初恵	副委員長

令和5年1月現在

3 松崎町総合計画策定庁内会議設置規定及び名簿

(1) 松崎町総合計画策定庁内会議設置規程

松崎町総合計画策定庁内会議設置規程

平成23年3月29日規程第1号

(設置)

第1条 松崎町総合計画の策定を庁内各部局の連絡会議によって推進するため、総合計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料収集及び基礎調査に関すること。
- (2) 計画素案及び原案策定に関すること。
- (3) その他、計画素案及び原案策定上、必要と認めるもの

(組織)

第3条 庁内会議は、副町長、教育長及び管理職をもって構成する。

(会長)

第4条 会長は、副町長をもって充てる。

- 2 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、総務課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、企画観光課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 松崎町総合計画策定庁内会議委員名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	副町長	木 村 仁	会長
2	教育長	平 馬 誠 二	
3	総務課長	齋 藤 聡	
4	企画観光課長	八 木 保 久	
5	産業建設課長	鈴 木 清 文	
6	健康福祉課長	舩 津 直 樹	
7	窓口税務課長	糸 川 成 人	
8	生活環境課長	高 橋 和 彦	
9	議会事務局長	大 場 千 徳	
10	会計管理者	鈴 木 悟	
11	教育委員会事務局長	松 本 利 之	

令和5年1月現在

4 策定協力(助言指導)

○松崎町まちづくりアドバイザー

静岡大学 教授

未来社会デザイン機構 副機構長 竹之内 裕文

○九州国際大学 客員教授

松原 英治

5 諮問及び答申

(1) 諮問

松企観第441号
令和4年10月27日

松崎町総合計画委員会
委員長 小嶋 博幸 様

松崎町長 深澤 準弥

第6次松崎町総合計画の策定について（諮問）

第6次松崎町総合計画の策定について、貴委員会の意見を求めたく諮問いたします。

記

- 1 第6次松崎町総合計画

(2) 答申

令和5年1月23日

松崎町長 深澤 準弥 様

松崎町総合計画委員会
委員長 小嶋 博幸

第6次松崎町総合計画について（答申）

令和4年10月27日付け松企観第441号により諮問のあった第6次松崎町総合計画の策定については、慎重に審議した結果、妥当なものと認め、下記事項を要望して答申します。

記

- 1 本計画の趣旨、内容については、広く町民に周知のうえ、町民の理解と協力を得て、その推進に努めること。
- 2 住民などとの“きょうどう”を推進力としたまちづくりを進め、計画策定後も町政懇談会の開催など住民との対話の機会を継続して設けること。
- 3 毎年度事業評価を行い、PDCAサイクルをまわすこと。

6 町の人口の推移

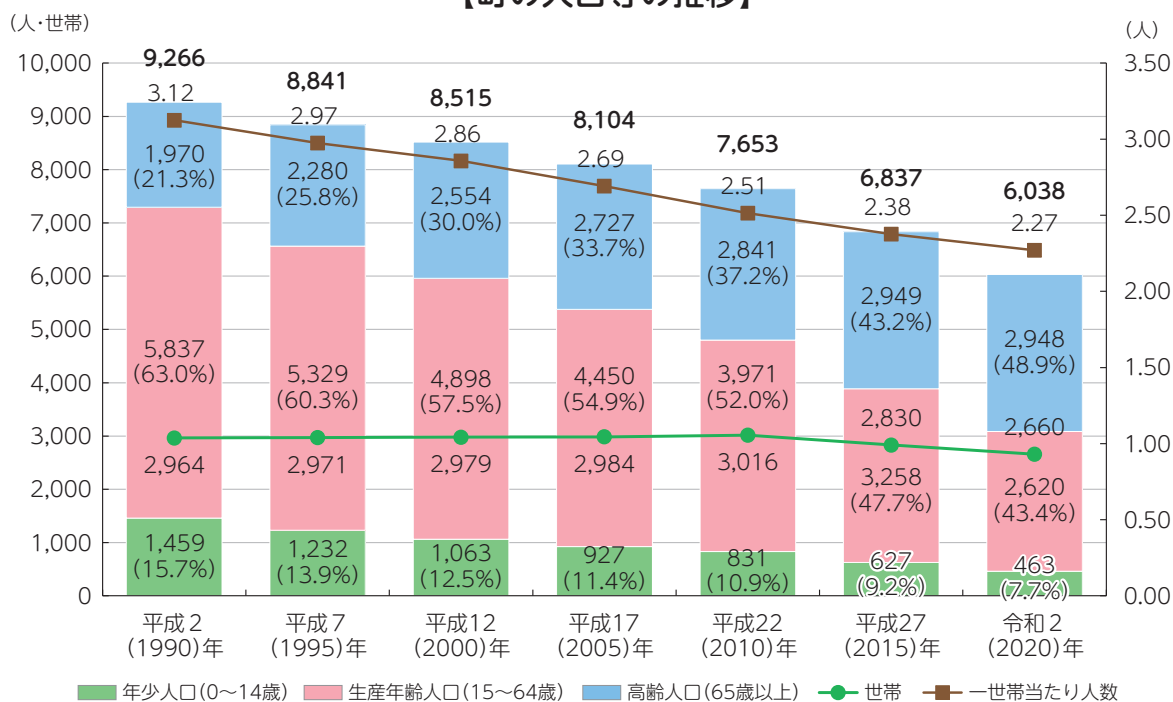
(1) 近年の人口の推移

国勢調査による本町の総人口の推移をみると、平成2（1990）年以降減少しており、令和2（2020）年では6,038人と、平成2（1990）年と比較して、3,228人（34.8%）減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、高齢者人口は増加傾向で推移しており、特に年少人口令和2（2020）年と、平成2（1990）年を比較すると30%程度となっています。

世帯数は減少傾向で推移しており、一世帯当たり人数も減少しています。

【町の人口等の推移】



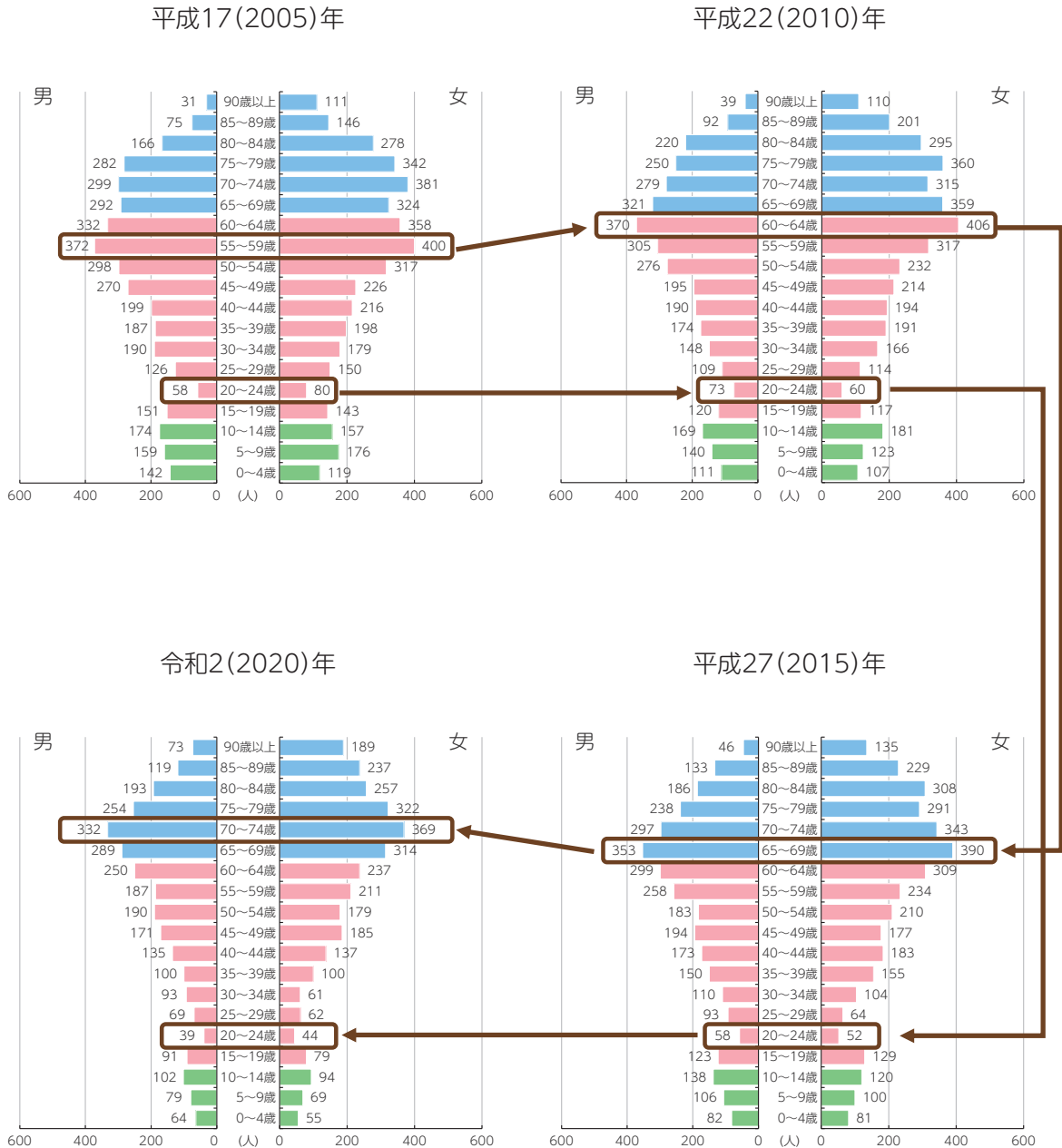
単位(人・世帯)

	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年
年少人口(0~14歳)	1,459	1,232	1,063	927	831	627	463
生産年齢人口(15~64歳)	5,837	5,329	4,898	4,450	3,971	3,258	2,620
高齢人口(65歳以上)	1,970	2,280	2,554	2,727	2,841	2,949	2,948
総人口	9,266	8,841	8,515	8,104	7,653	6,837	6,038
一般世帯数	2,964	2,971	2,979	2,984	3,016	2,830	2,660
一世帯当たり人数	3.12	2.97	2.86	2.69	2.51	2.38	2.27
一般世帯人員	9,262	8,838	8,514	8,034	7,581	6,724	6,038

資料：各年国勢調査

本町の人口構成は、90歳以上を除き20～24歳が最も少なく、年々減少しています。
 平成17(2005)年に最も多い55～59歳が、平成27(2015)年には65～69歳となる
 ため、以降は高齢者となる数は、減少しています。

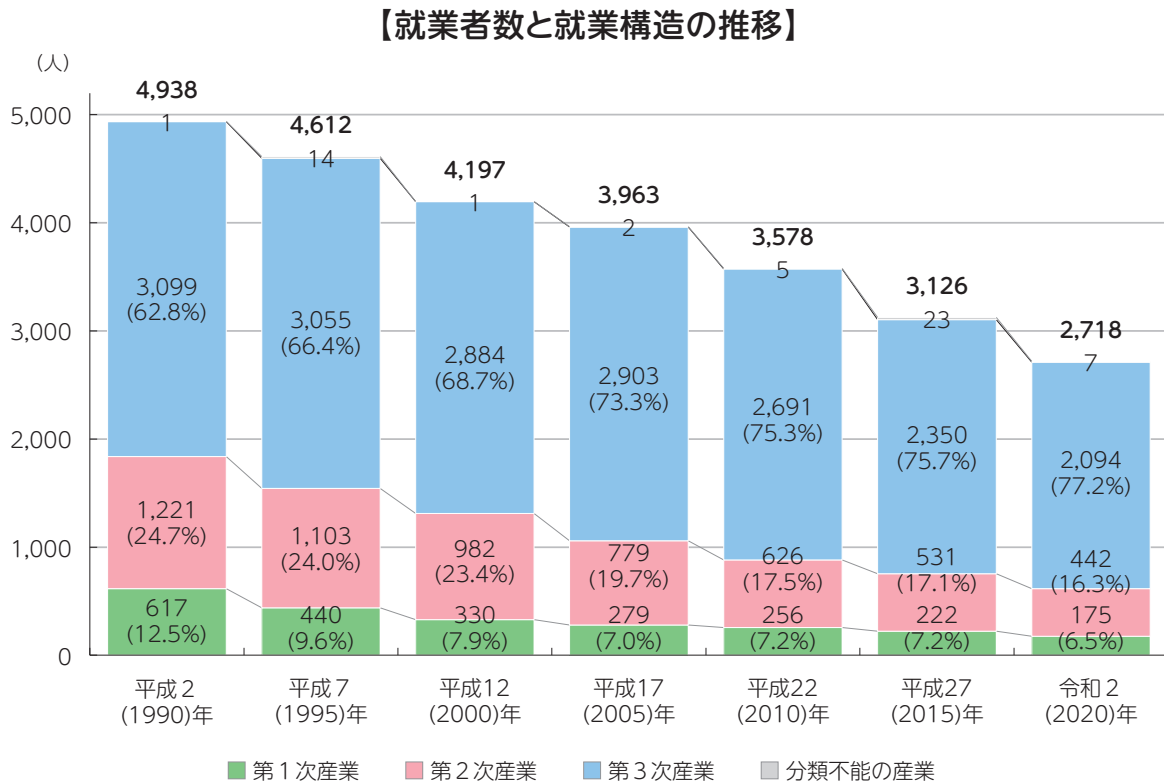
【5歳階級別人口ピラミッドの推移】



(2) 就業者数と就業構造の推移

国勢調査による本町の就業者数の推移をみると、平成2（1990）年以降減少傾向となっています。

令和2（2020）年と、平成2（1990）年を比較すると、第1次産業、第2次産業、第3次産業の就業者数はともに減少傾向にありますが、第3次産業の就業者数は減少率が低くなっており、相対的にその比率が高まっています。



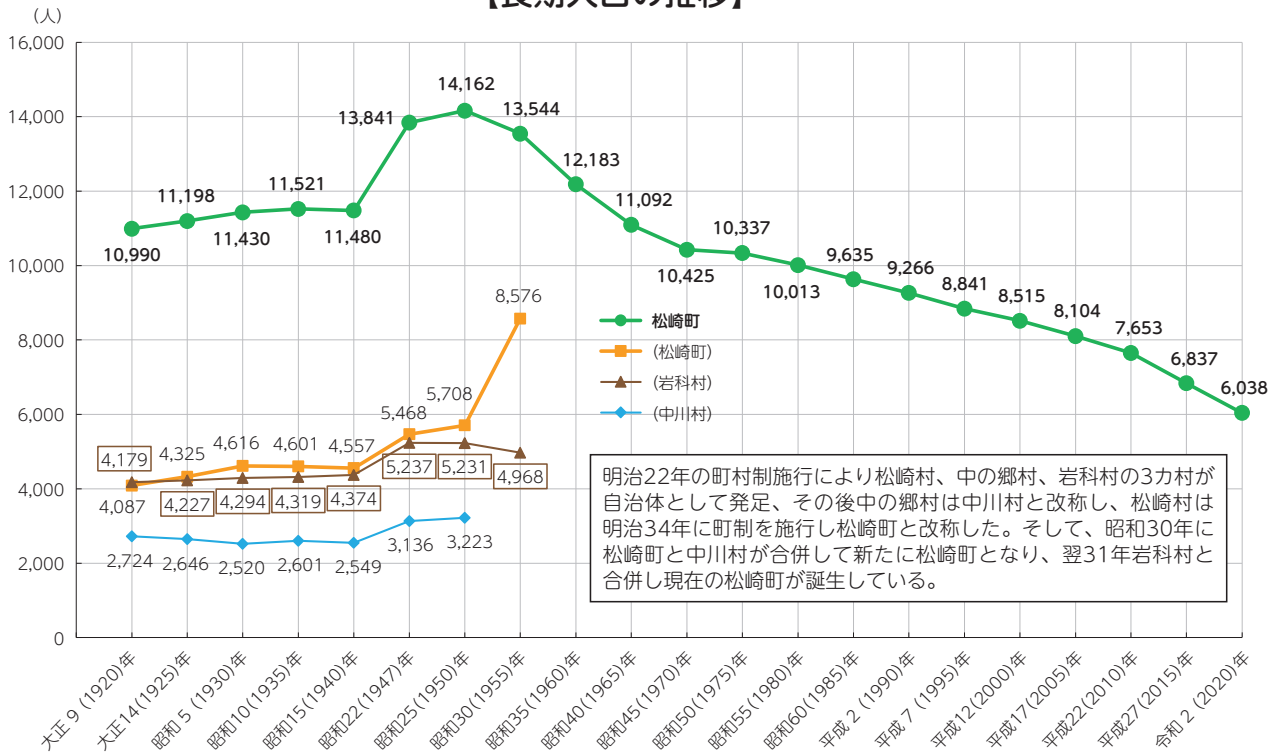
単位(人)

	平成2 (1990)年	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	
								平成2 (1990)年比
第1次産業	617	440	330	279	256	222	175	28.4%
第2次産業	1,221	1,103	982	779	626	531	442	36.2%
第3次産業	3,099	3,055	2,884	2,903	2,691	2,350	2,094	67.6%
分類不能の産業	1	14	1	2	5	23	7	—
就業者数	4,938	4,612	4,197	3,963	3,578	3,126	2,718	55.0%

資料：各年国勢調査

(3) 長期人口の推移

【長期人口の推移】

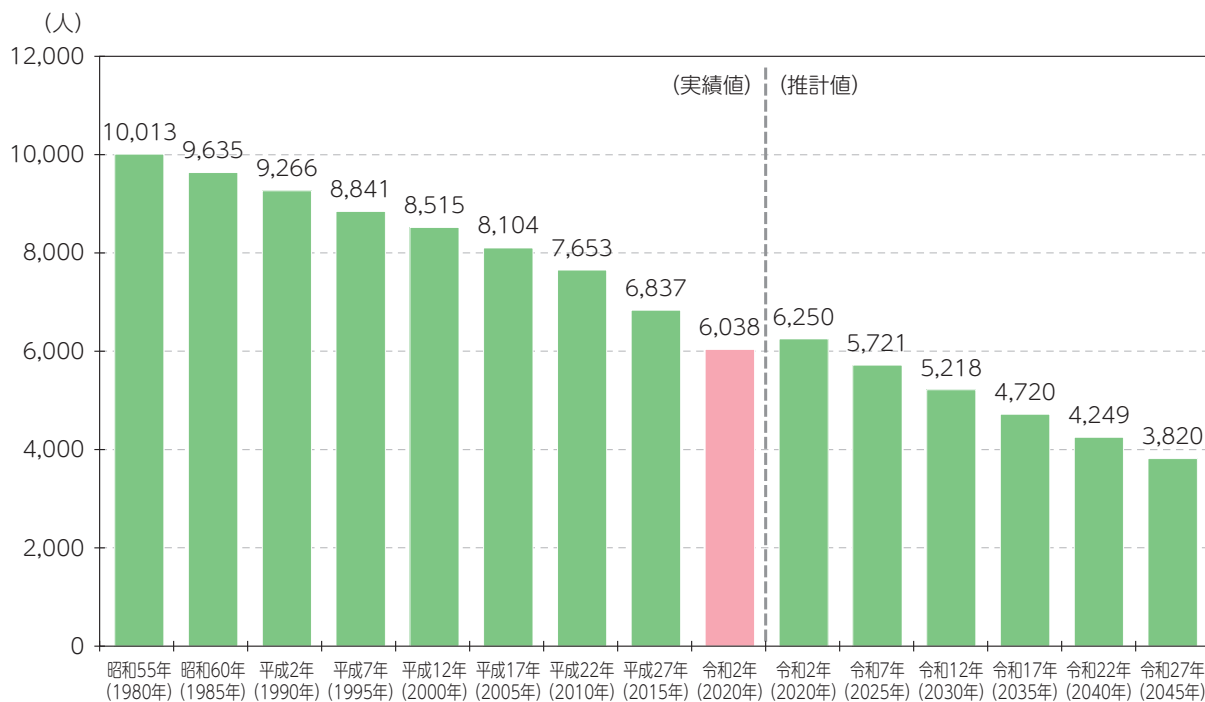


資料：各年国勢調査

(4) 人口推計

松崎町の人口は、国勢調査によると昭和55（1980）年前後の10,013人から、減少を続けており、令和2（2020）年の国勢調査では、6,038人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、今後も人口は減少を続け、約25年後の令和27（2045）年には3,820人まで減少すると見込まれています。

【総人口の推移】



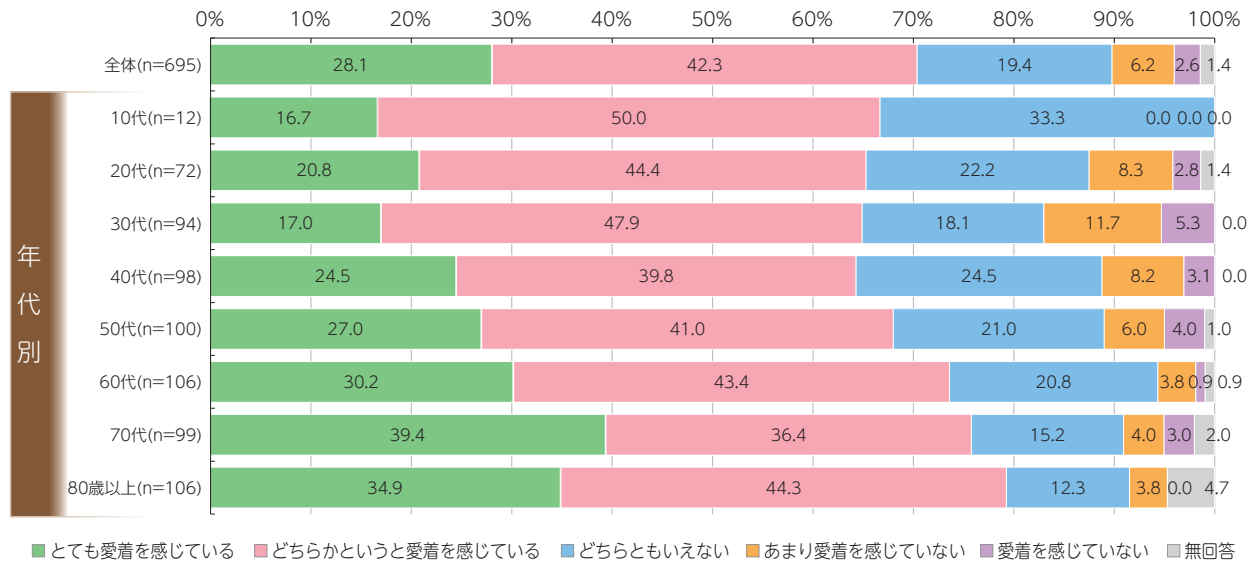
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別 将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※グラフ中の推計値は平成30（2018）年の国立社会保障・人口問題研究所による推計値です。これによれば、当時の推計よりは人口減少が進んでいることになります。

7 町民意識調査結果

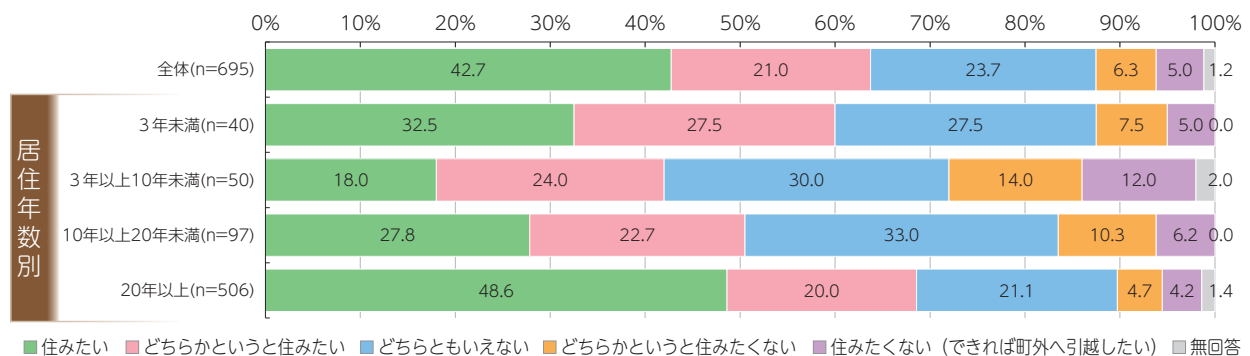
① 愛着度

「とても愛着を感じている」(28.1%)と「どちらかというとな愛着を感じている」(42.3%)を合わせた『愛着を感じている』は7割以上となっており、すべての年代で6割以上が『愛着を感じている』となっています。



② 定住意向

「住みたい」(42.7%)と「どちらかというとな住みたい」(21.0%)を合わせた『住みたい』は63.7%となっており、3年以上10年未満と10年以上20年未満では「住みたい」の割合が他の居住年数に比べると低くなっています。



③満足度

満足度については、「満足」と「まあ満足」を合わせた『満足』は、「環境衛生対策の促進」が49.8%と最も高く、次いで、「交通安全・防犯対策の充実」(39.9%)、「上下水道と温泉の整備」(34.7%)、「消防・防災・町土の保全」(32.8%)、「住民と行政の協働の促進」(32.6%)などの順となっています。

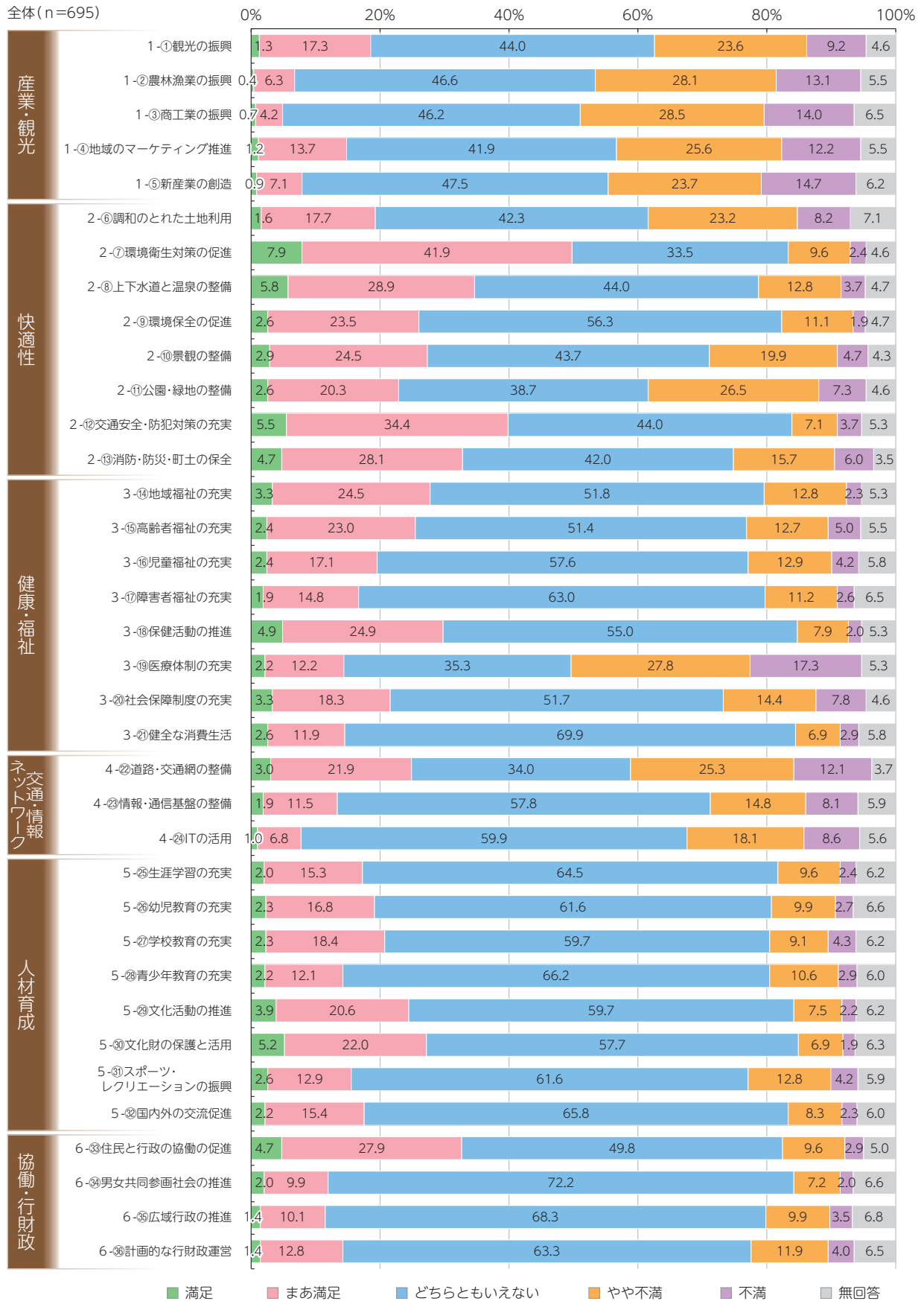
また、「やや不満」と「不満」を合わせた『不満』は、「医療体制の充実」が45.1%と最も高く、次いで、「商工業の振興」(42.5%)、「農林漁業の振興」(41.2%)、「新産業の創造」(38.4%)、「地域のマーケティング推進」(37.8%)などの順となっています。

■満足度 『満足』 上位5項目

	項 目	%
2-⑦	環境衛生対策の促進	49.8
2-⑫	交通安全・防犯対策の充実	39.9
2-⑧	上下水道と温泉の整備	34.7
2-⑬	消防・防災・町土の保全	32.8
6-⑳	住民と行政の協働の促進	32.6

■満足度 『不満』 上位5項目

	項 目	%
3-⑱	医療体制の充実	45.1
1-③	商工業の振興	42.5
1-②	農林漁業の振興	41.2
1-⑤	新産業の創造	38.4
1-④	地域のマーケティング推進	37.8



④重要度

重要度については、「重要」と「やや重要」を合わせた『重要』は、「医療体制の充実」が82.8%と最も高く、次いで、「観光の振興」（78.5%）、「消防・防災・町土の保全」（76.4%）、「高齢者福祉の充実」（74.4%）、「道路・交通網の整備」（74.2%）などの順となっています。

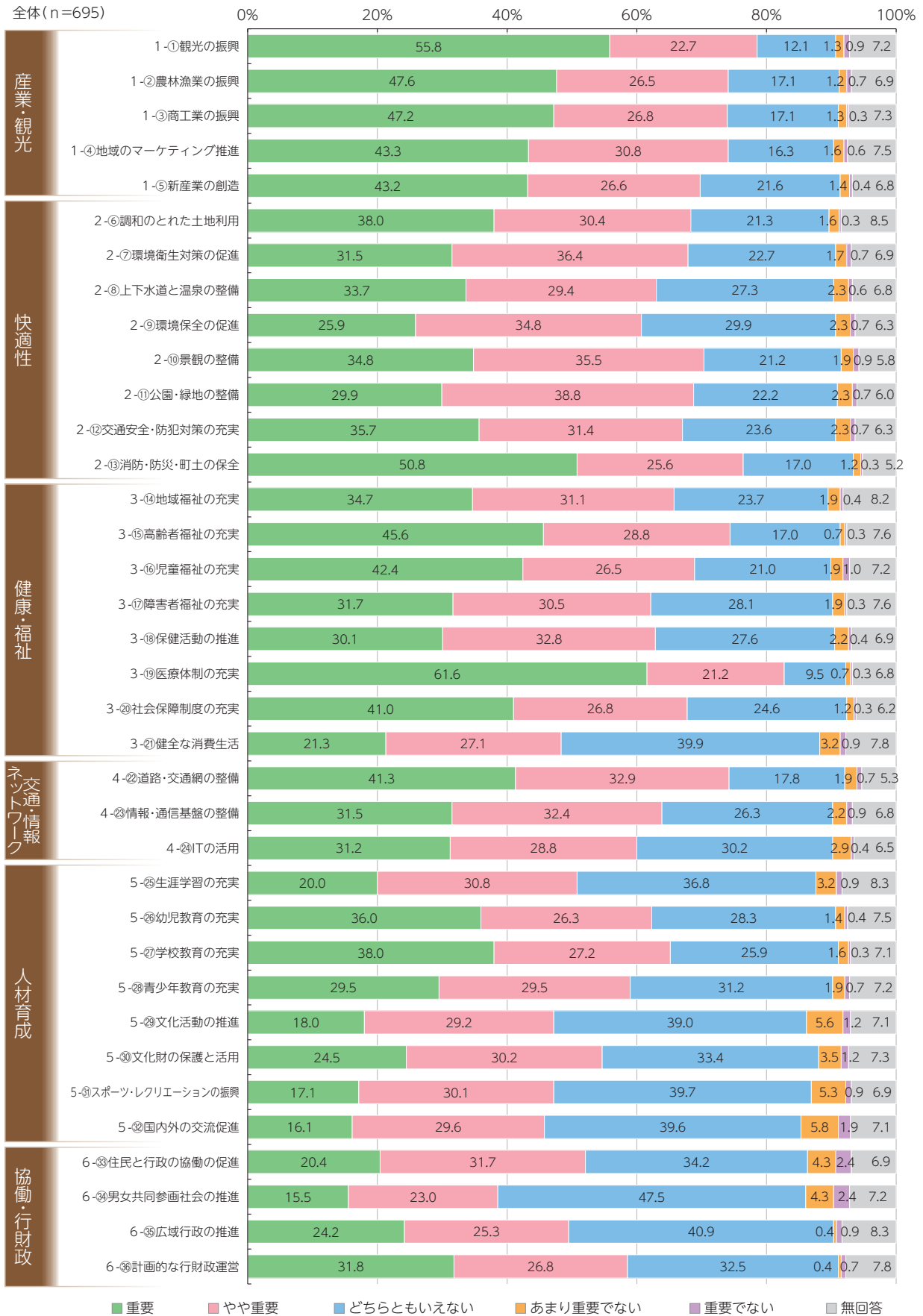
また、「あまり重要でない」と「重要でない」を合わせた『重要でない』は、「国内外の交流促進」が7.7%と最も高く、次いで、「文化活動の推進」（6.8%）、「住民と行政の協働の促進」「男女共同参画社会の推進」（同率6.7%）、「スポーツ・レクリエーションの振興」（6.2%）、などの順となっています。

■重要度 『重要』 上位5項目

項 目		%
3-⑱	医療体制の充実	82.8
1-①	観光の振興	78.5
2-⑬	消防・防災・町土の保全	76.4
3-⑮	高齢者福祉の充実	74.4
4-㉓	道路・交通網の整備	74.2

■重要度 『重要でない』 上位5項目

項 目		%
5-㉒	国内外の交流促進	7.7
5-㉑	文化活動の推進	6.8
6-㉓	住民と行政の協働の促進	6.7
6-㉔	男女共同参画社会の推進	
5-㉑	スポーツ・レクリエーションの振興	6.2

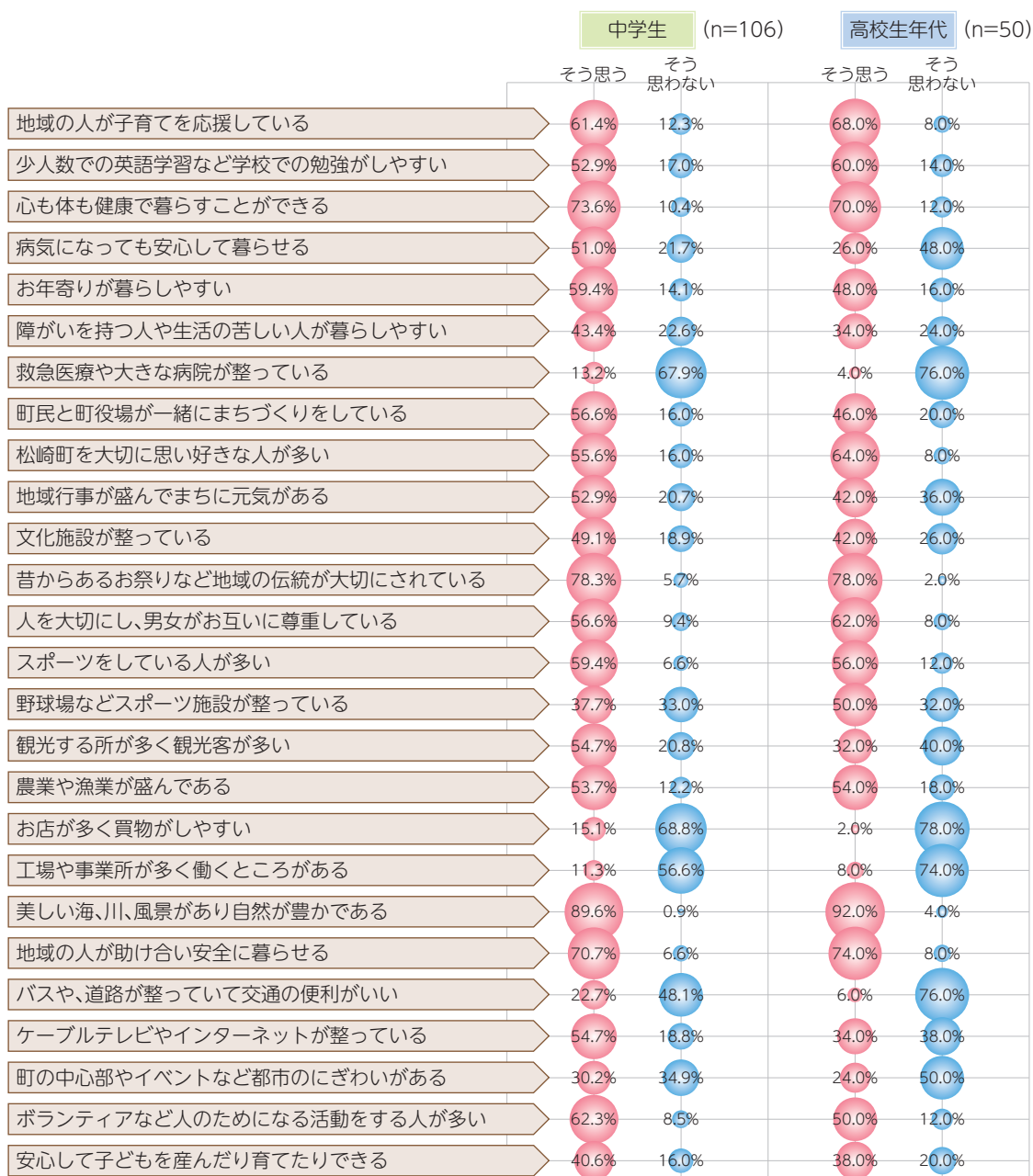


8 中学生・高校生年代アンケート調査結果

①まちのイメージ

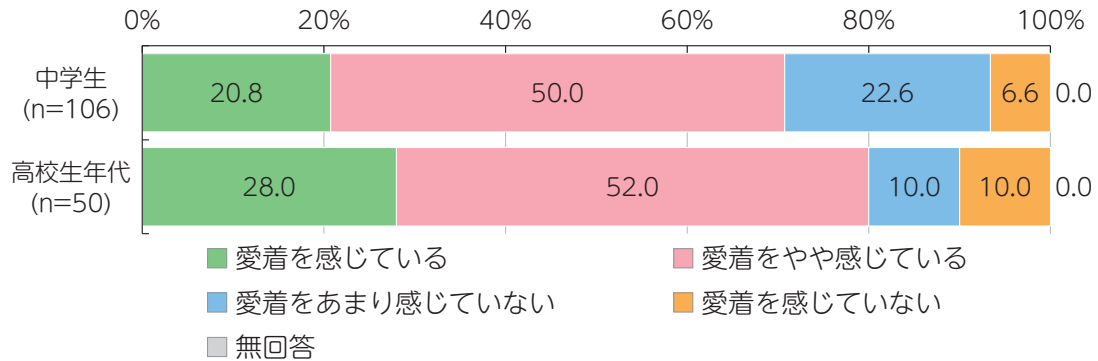
中学生が『そう思う』が高く『そう思わない』が低く、高校生年代では逆にになっている項目は、「病気になっても安心して暮らせる」、「観光する所が多く観光客が多い」、「ケーブルテレビやインターネットが整っている」の3項目となっています。

一方で、中学生の『そう思う』より高校生年代の『そう思う』が5ポイント以上高い項目は、「地域の人の子育てを応援している」、「少人数での英語学習など学校での勉強がしやすい」、「松崎町を大切に思い好きな人が多い」、「人を大切にし、男女がお互いに尊重している」、「野球場などスポーツ施設が整っている」となっています。



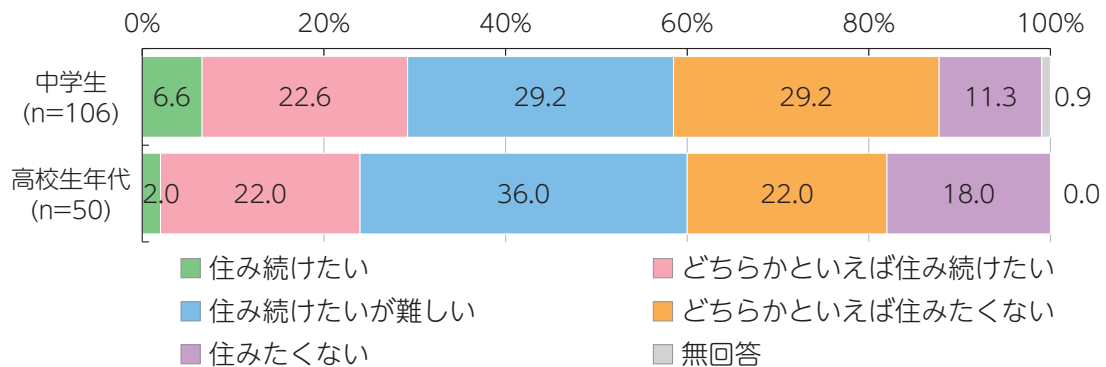
② 愛着度

『松崎町に愛着がある』は高校生年代が高くなっていますが、「愛着を感じていない」も高校生年代が高くなっています。



③ 定住意向

「住み続けたいが難しい」は高校生年代が高くなっており、『定住したい』と『定住したくない』ともに高校生年代が低くなっています。



9 団体・事業所等アンケート調査結果

①事業や活動の状況

「人口減少」、「高齢化」、「担い手不足」、「後継者不足」、「新型コロナウイルス感染症による、中止、延期、内容の変更」などについて多く記載されています。

②所属団体内での課題や今後の展望

「新型コロナウイルス感染症の対応が見直しの機会となる」、「知識・技術を向上させる」、「働き方改革」、「ICT化」、「限られた人員で行える活動」などについて記載されています。

③松崎町の課題に感じていること

「少子高齢化」、「人口減少」、「若い世代の就業先・人口流出」、「医療施設の不足」、「交通手段の確保」、「防災対策」などのほか、「令和版「花とロマンのふる里づくり」に進化」、「“長期的支援活動”よりは、“単年度事業の継続”が多い」、「松崎町として存続自体が危ぶまれていく」、「時代に合わせた町づくり」、「新しい持続可能な地域社会」、「ふるさとに自信と誇り、感謝の念を心からいただける町民の意識づくり」、「町民の健康増進をする組織」、「特産物を継承」、「地区の総合の企画委員会」などについて記載されています。

④ご自身の専門分野や地域から松崎町に対する要望・提案

「情報発信・PR」、「地域資源の紹介を地域住民に」、「都会人のふる里」、「歴史的建造物・林道など今あるものの利活用」、「防災と自然・環境」、「自分達も専門知識を身に付けるよう意識」、「スマホ利用」、「班長会に参加」、「福祉施設の充実」、「子育て世代に優しい町」、「パソコン操作等サポート」、「地域の福祉の協議体」、「教育・子育て世代」、「相互扶助による官民一体での取組」、「観光だけに頼らない町づくり」、「高齢者と若者が力を合わせ」、「昔からの食材等を勉強する機会」、「農業法人」、「平均寿命と健康寿命」、「森林組合と施業協定」、「町外から意欲ある人材の受入れ」、「ふるさと納税」、「町内の方が手軽に農業にかかわれる体制整備」、「自身の田畑を守ろうとしない」、「私たち町民が、もっと活動的になること」、「松崎に帰って来ることのできる地盤」、「預かり保育の充実」などについて記載されています。

⑤松崎町全体に対する要望・提案

「広域的な見地による事業推進」、「人材育成」、「2030松崎プロジェクト」、「災害対策」、「老人パワーを活用」、「事業所助成等で支援可能とするサービス」、「若者達が子育てがしやすい町」、「現在町内にある物を活用する」、「農作物の直売所や出荷場所」、「町や地域の魅力をアピール」、「オールマイティーの職員を育成」、「特定地域づくり事業協同組合」、「官民一体となった協働」、「農地や里山の整備」、「移住者やアドバイザーの意見」、「プライオリティーを優先した着実な町づくり」、「品格ある田舎」、「住民が松崎のよさ、豊かさを知る」、「行政と議会」、「活動人口」、「職員が地域に関わること(地域担当制)」、「積極的に町の情報の発信と意見を聴く機会」、「老人から小さい子まで、関わりながら体を動かせる場の提供」などについて記載されています。

10 現計画達成度調査結果

●6つの章

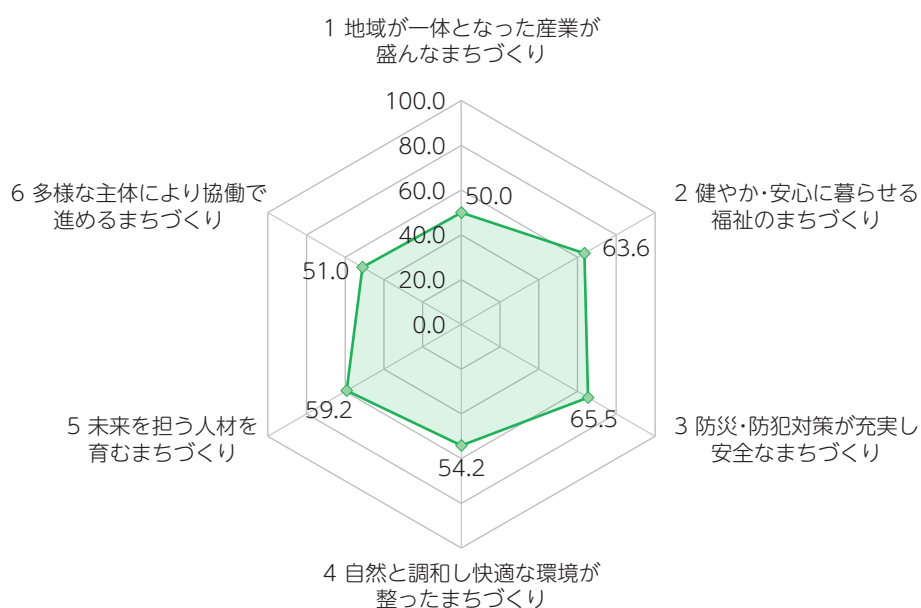
第1章	地域が一体となった産業が盛んなまちづくり
第2章	健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくり
第3章	防災・防犯対策が充実し安全なまちづくり
第4章	自然と調和し快適な環境が整ったまちづくり
第5章	未来を担う人材を育むまちづくり
第6章	多様な主体により協働で進めるまちづくり

●評価の基準

達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80~100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60~80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。(半分程度実施した)	40~60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。(施策に着手し、動き始めることはできた)	20~40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。(施策に着手することができなかった)	20%未満

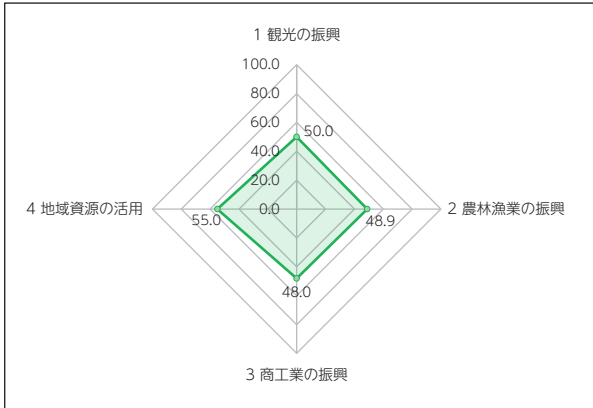
上記の評価の基準で、主な取組ごとの採点 (A:100、B:80、C:60、D:40、E:20に配点) を行い、集計した結果、計画全体の評価点は56.7点となっています。

また、主な取組ごとの評価点は、第1章地域が一体となった産業が盛んなまちづくりが50.0、第2章健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくりが63.6、第3章防災・防犯対策が充実し安全なまちづくりが65.5、第4章自然と調和し快適な環境が整ったまちづくりが54.2、第5章未来を担う人材を育むまちづくりが59.2、第6章多様な主体により協働で進めるまちづくりが51.0となっています。

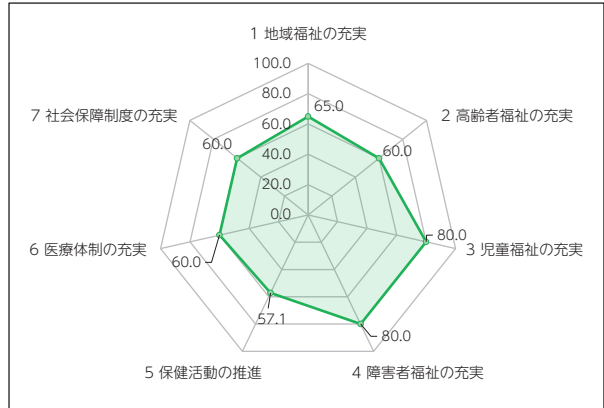


章ごとの評価は、以下のとおりとなっています。

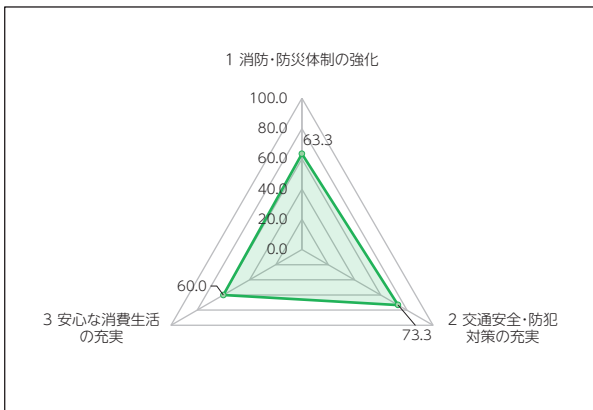
第1章 地域が一体となった産業が盛んなまちづくり



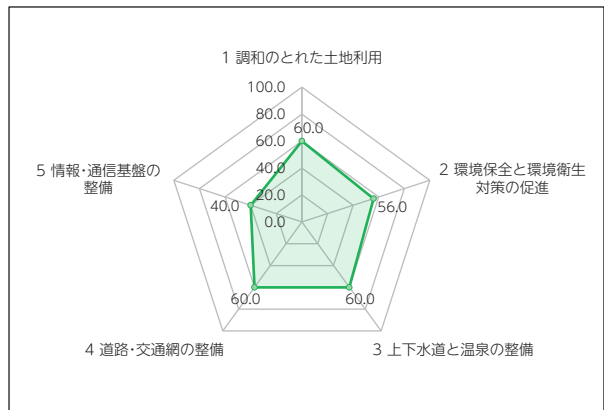
第2章 健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくり



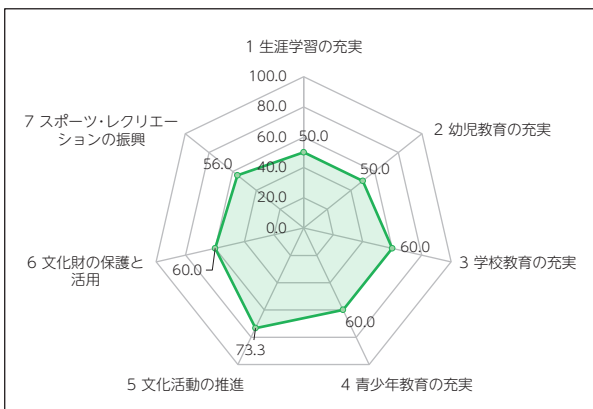
第3章 防災・防犯対策が充実し安全なまちづくり



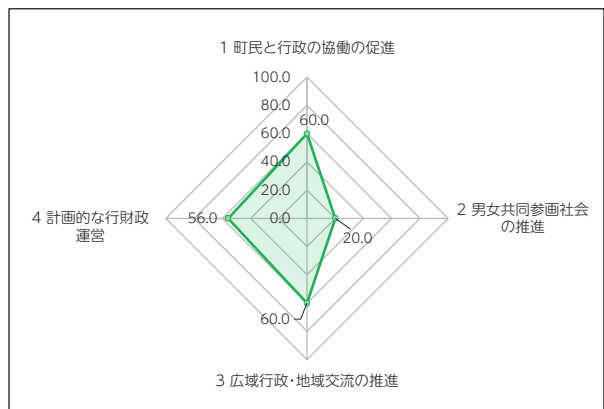
第4章 自然と調和し快適な環境が整ったまちづくり



第5章 未来を担う人材を育むまちづくり



第6章 多様な主体により協働で進めるまちづくり



11 ワークショップの報告

令和4(2022)年5月1日と8日の2回に分けて、実施しました。

現在では、本町を表す言葉と同義ともいえる「花とロマンの里」について学び、本町の将来像について対話を行いました。

ワークショップの対話をもとに、『将来像』が導き出され、基本理念がブラッシュアップされました。

日程

第1回(5月1日)

“これまでの歩みを踏まえて、自由に発想する”

- ①松崎にとって総合計画とは
- ②基本理念 10年間にわたり、目標となり続けていくべきもの
- ③「花とロマンの里」をどう受け継ぐか
- ④まちの将来像
- ⑤10年後の目標を立てよう～2030プロジェクトを参考に

第2回(5月8日)

“あなたのアイデアを言葉にして共有しよう”

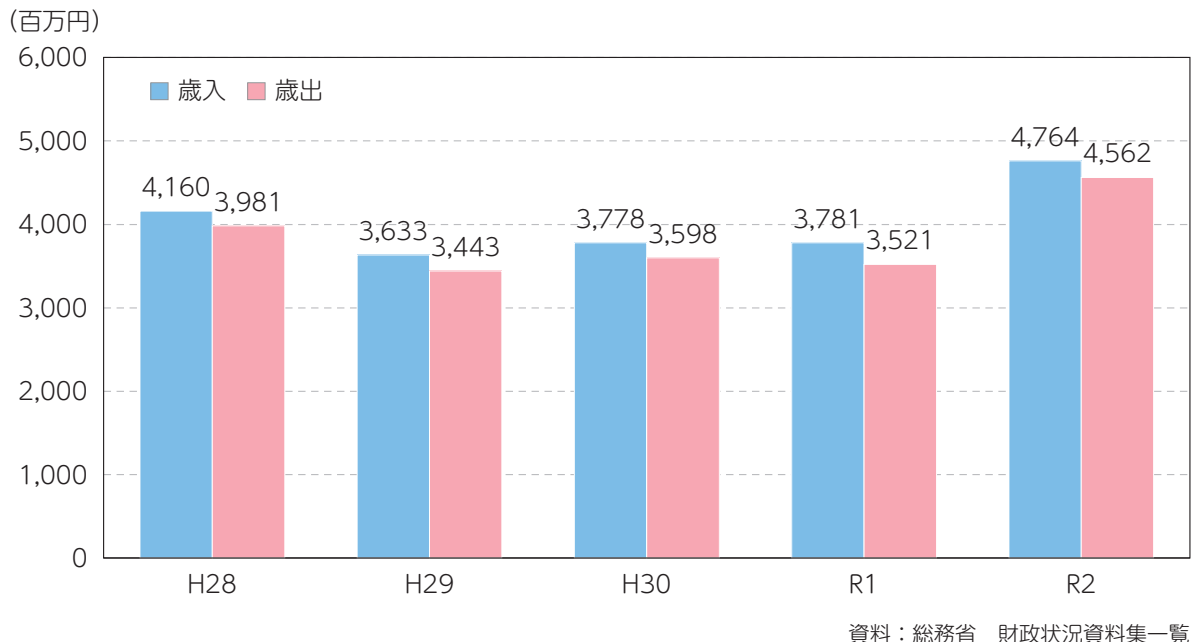
- グループ対話① 花とロマンの里について
- グループ対話② 将来像(ビジョン)について
- グループ対話③ 4つの基本理念について
- グループ対話④ Goalsについて



12 財政の状況(普通会計ベース)

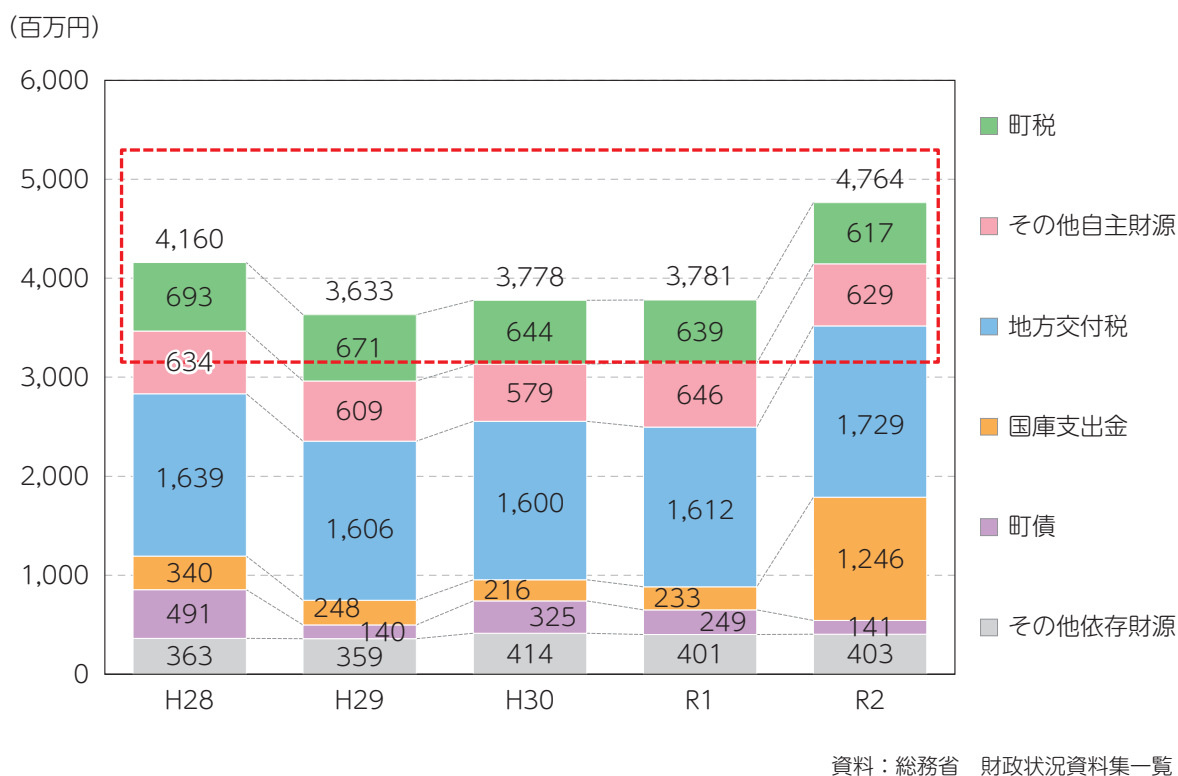
町の歳入は近年37億円程度で推移しています。

【歳入・歳出決算の推移】



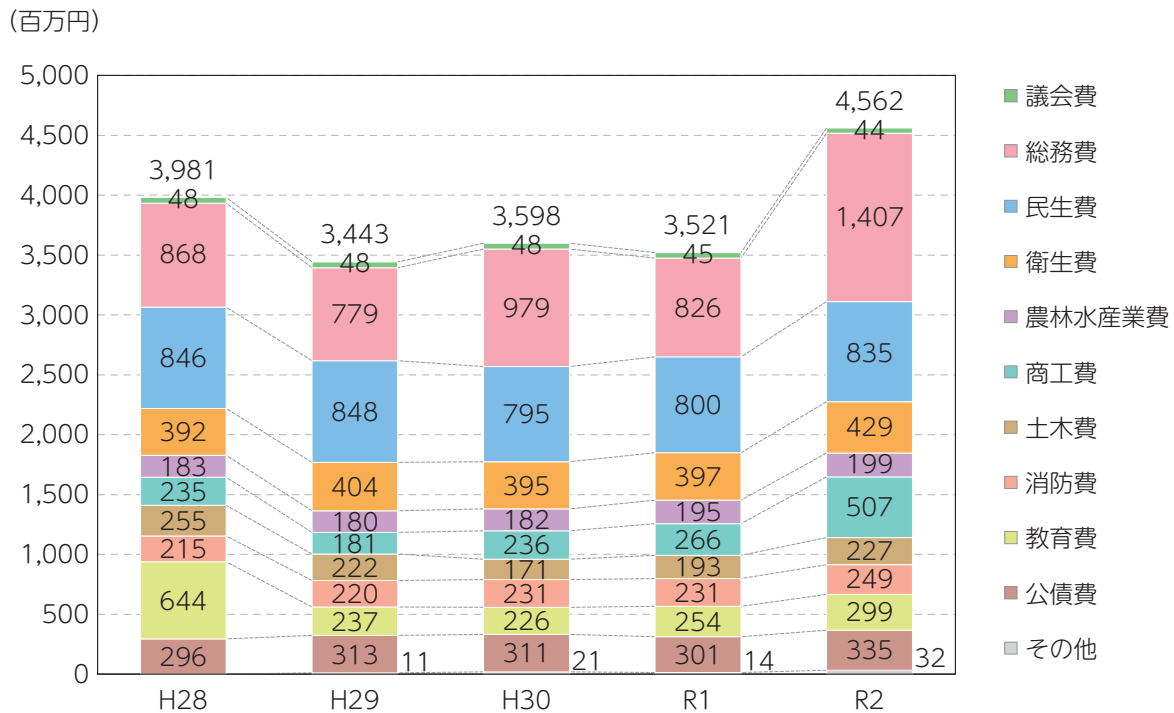
歳入の構造では、町税はやや減少傾向にあり、自主財源もあまり伸びていません。

【歳入構造の推移 自主財源・依存財源別】

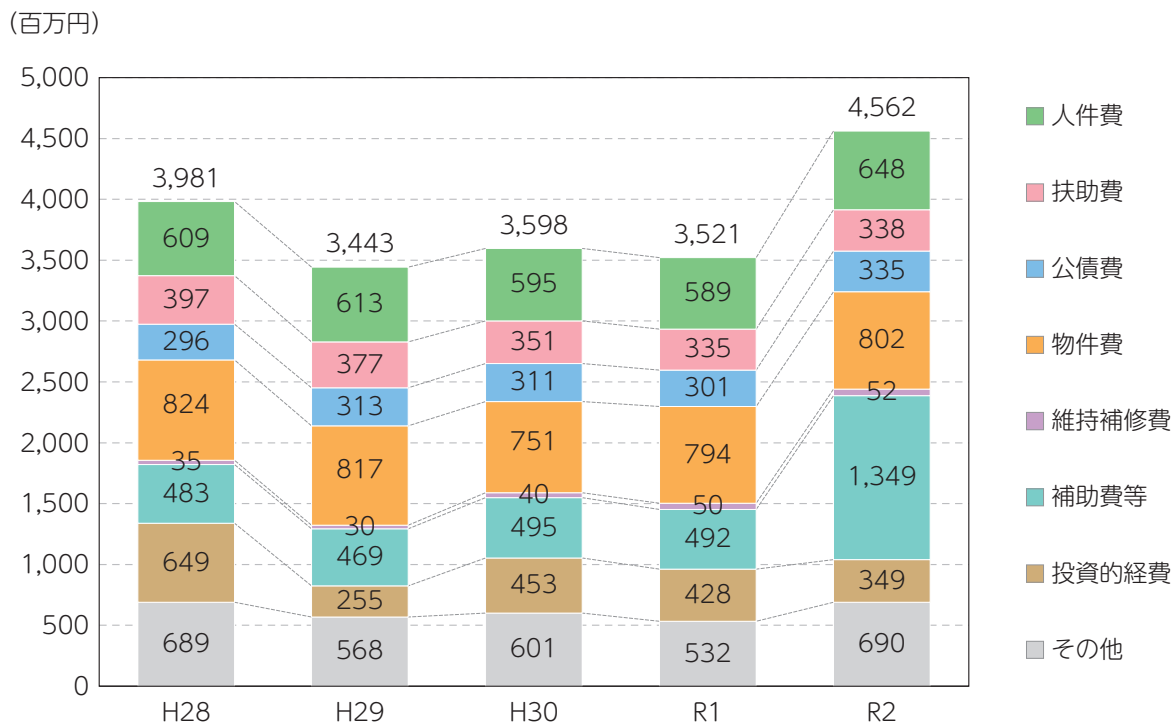


目的別歳出では、総務費、民生費の占める割合が多くなっています。

【歳出構造の推移 目的別歳出】



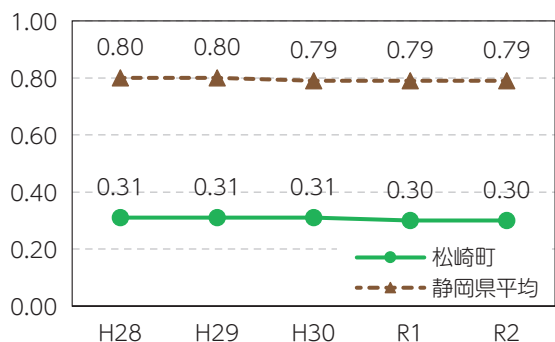
【歳出構造の推移 性質別歳出】



財政力指数は高いとは言えず、県平均を下回っています。

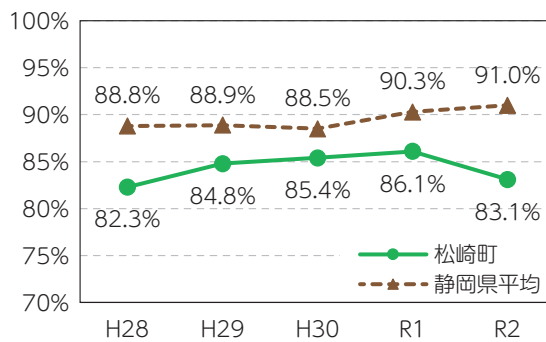
経常収支比率では、県平均を大きく下回り、健全な財政運営がされています。

【財政力指数の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

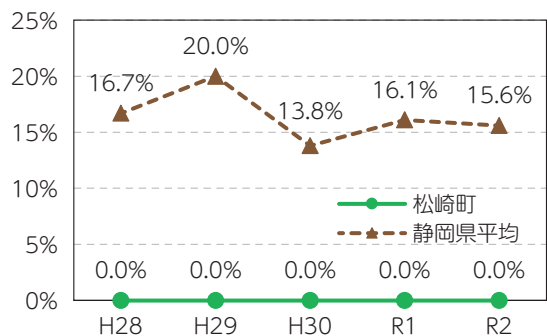
【経常収支比率の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

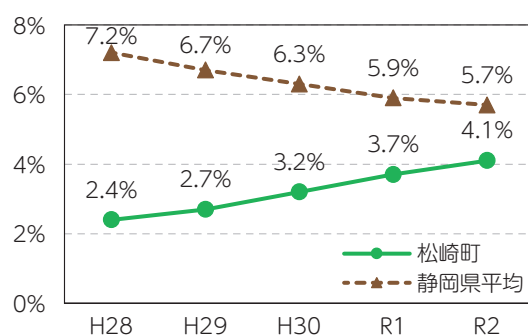
将来負担比率、実質公債費比率は県平均を大きく下回り、将来に負担を残すような財政運営ではありません。

【将来負担比率の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

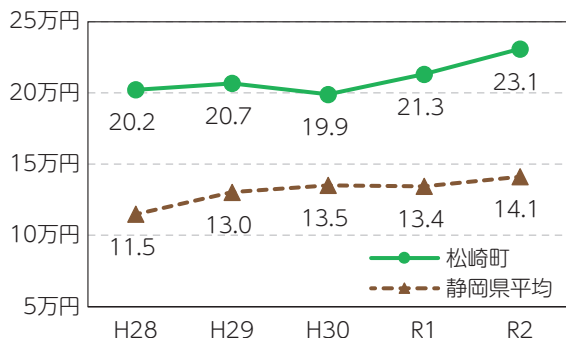
【実質公債費比率の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

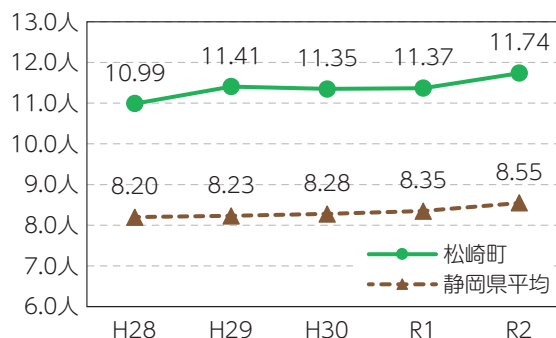
人口1人当たり人件費・物件等決算額、人口千人当たり職員数は県平均を上回っています。

【人口1人当たり人件費・物件等決算額の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

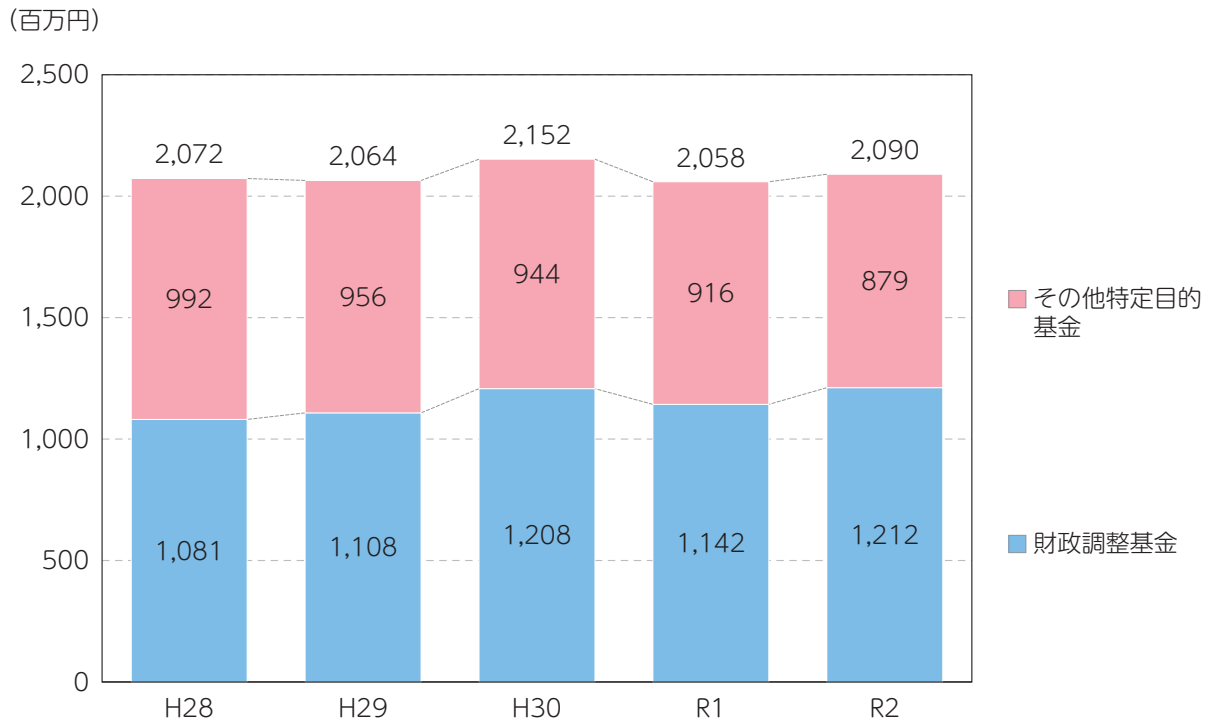
【人口千人当たり職員数の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

基金では、やや減少傾向にありますが、比較的順調に積立られています。

【基金の推移】



資料：総務省 財政状況資料集一覧

第 6 次 松 崎 町 総 合 計 画

令和 5 年（2023 年）3 月

松崎町

〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1

TEL 0558-42-1111（代表）
